

平成 11 年度版

環 境 の 概 要

公 害 編

厚木市環境部

目 次

1 公害行政の概要	1
(1) 公害の行政機構	1
①組織の推移	1
②公害関係法令の体系	2
(2) 公害関係法令に基づく届出等の状況	3
①神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出等の状況	3, 4
②騒音規制法に基づく届出状況	5
③振動規制法に基づく届出状況	6
(3) 環境影響評価制度	7
①制度の概要	7
②環境影響評価条例に基づく事務の状況	8
(4) 合併処理浄化槽整備事業	9, 10
(5) 広報・啓発	11
①かながわ環境月間	11
②公害防止研修会	11
③厚木市冬期自動車交通量対策	12
(6) 公害苦情の状況	13
①概況	13
②公害苦情の発生状況	14
平成10年度公害苦情業種別発生源	15
平成10年度公害苦情の地域別発生状況	16
③公害苦情の被害・処理状況	17
前年度繰越苦情及び平成10年度受付苦情の処理に要した期間	18
2 大気汚染	19
(1) 概況	19
大気汚染の自動測定点図	20
大気の汚染に係る環境基準について	21
(2) 県による大気汚染監視測定結果	21
①硫黄酸化物	22
②一酸化炭素	23, 24
③炭化水素	25, 26
④浮遊粒子状物質	26, 27
⑤窒素酸化物	28
ア 一酸化窒素	28, 29
イ 二酸化窒素	30, 31
⑥オキシダント	31, 32
市内測定点の項目別経年変化表（1時間値の年平均値）	33
(3) 市の自動測定機による光化学オキシダント濃度調査結果	34
①玉川中学校におけるオキシダント濃度調査結果	34, 35
②北小学校におけるオキシダント濃度調査結果	36, 37
③上荻野小学校におけるオキシダント濃度調査結果	38, 39
オキシダント経年変化	40

月別オキシダント濃度一覧表	41
(4) 市の自動測定機による窒素酸化物濃度調査結果	42
①不燃物処理場跡地における窒素酸化物濃度調査結果	42, 43, 44
②緑ヶ丘小学校における窒素酸化物濃度調査結果	45, 46, 47
月別二酸化窒素濃度一覧表	48
(5) 光化学スモッグ	49
①光化学スモッグ注意報発令状況	49, 50
②光化学スモッグ対策事業	51, 52
(6) 酸性雨（湿性大気汚染）	53
(7) ダイオキシン類環境調査	54
3 水質汚濁	55
(1) 概況	55
①水質汚濁に関する環境基準	55, 56
河川水質点図	59
(2) 河川水質調査結果	56, 57, 58
相模川水質調査結果	60
中津川水質調査結果	61
荻野川水質調査結果	62, 63
小鮎川水質調査結果	64, 65
恩曾川水質調査結果	66, 67
玉川水質調査結果	68, 69
細田川、尼寺排水路水質調査結果	70
真弓川、千無川水質調査結果	71
善明川、山際川水質調査結果	72
華厳排水路水質調査結果	73
相模川、中津川のBOD、COD経年変化	74
荻野川、小鮎川のBOD、COD経年変化	75
恩曾川、玉川のBOD経年変化	76
(3) 河川通日水質調査結果	77
恩曾川河川通日水質調査案内図	78
水質分析調査結果	79, 80
BOD、COD経時変化	81, 82
(4) 工場排水調査結果	83, 84
(5) 地下水水質調査結果	85
4 騒音・振動	86
(1) 概況	86
(2) 騒音・振動に係る規制基準	87
①騒音規制法・振動規制法に基づく規制基準	87
騒音規制法・振動規制法の特定建設作業の種類および規制基準	88, 89, 90
②神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準	91, 92
③騒音に係る環境基準	93
(2) 環境騒音調査結果	94, 95
(3) 国道129号線道路交通騒音調査結果	96～99

5 地盤沈下の状況	100
(1) 概況	100
地下水採取規制地図、厚木市における規制地域	101
(2) 地盤沈下の構造	102
(3) 地下水採取規制地域の地質	103
(4) 地盤変動量調査結果	103
月別揚水量（規制地域のみ、地下水採取届出工場）	104
水準測量結果表	105, 106
厚木市精密水準測量網図	107
6 悪臭	108
(1) 概要	108
(2) 規制基準	108
①悪臭防止法による規制基準	108
②神奈川県公害防止条例による規制基準	109
(3) 指導基準	109
(4) 悪臭物質と主要発生源	110
7 土壌汚染	111
(1) 概要	111
(2) 環境基準	112
(3) 市内における土壌中のダイオキシンの濃度調査結果	112
資料編	
公害関係用語説明（あいうえお順）	113～118

1 公害行政の概要

(1)公害の行政機構

① 組織の推移

本市の公害行政機構は、昭和44年4月の騒音規制法の施行に伴い、当時の経済部商工課に公害担当が置かれたのが始まりである。

以後公害対策が重要視され、法体系も整備されるに伴い本市の機構もそれに対応し逐次拡充が図られてきており、工場排水、河川水質、大気等の調査を実施し、公害防止の指導に努めるとともに、良好な生活環境保全のため各種の調査・研究に取り組んでいる。

平成8年4月、地球環境等新しい時代の要請に応じて長期的視点に立った機構改革が行われ環境総務課として、より一層公害防止対策の推進に努めている。

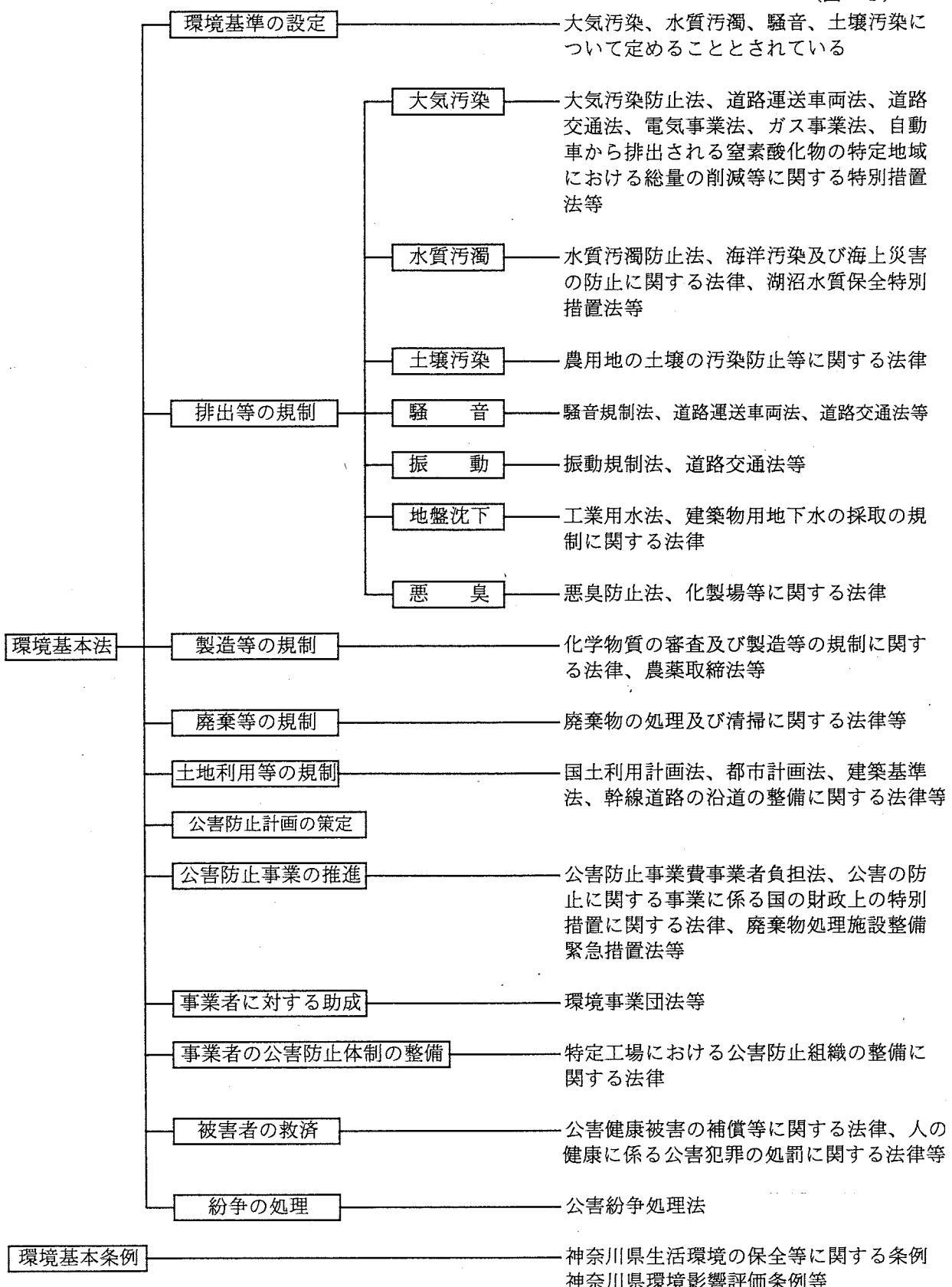
公害行政機構の推移

(表-1)

年 月	職員数 (課長を含む)	摘 要
昭和 44年 4月	3	経済部商工課に公害担当主査を置く
45年 4月	4	経済部商工課に公害係を置く
46年 4月	6	経済部に公害課を設置、対策係、調査係を置く
46年11月		庁舎内に公害実験室を設置
47年 4月	7	経済部から生活環境部公害課へ
48年 4月	8	技術職員2人増員
49年 4月	8	対策係(事務3人) 調査指導係(事務1人、技術3人)
50年 7月	7	生活環境部公害課から生活経済部公害課へ
54年 7月	7	生活経済部公害課から生活環境部公害課へ
56年 7月	6	生活環境部公害課から環境部安全対策課へ
62年 4月	6	環境部安全対策課から環境部環境保全課へ
平成 2年 4月	7	事務職1人増員(技術1人、事務6人)
6年 4月	7	環境政策担当課長代理を置く
7年 7月	9	環境政策担当職員2人、公害対策係へ
8年 4月	6	環境保全課から環境総務課へ(公害対策係5人)
9年 4月	7	環境総務課長代理を置く

② 公害関係法令の体系

(図-1)



(2)公害関係法例に基づく届出等の状況

公害関係法規の整備は、昭和42年8月に制定された公害対策基本法を基に、騒音規制法（昭和43年）、大気汚染防止法（昭和43年）、水質汚濁防止法（昭和45年）、悪臭防止法（昭和46年）、振動規制法（昭和51年）が立法化され、規制が強化されてきた。神奈川県においては、昭和26年に事業場公害防止条例を、39年には公害の防止に関する条例を制定し、昭和46年3月指定工場の許可制度を取り入れた神奈川県公害防止条例が公布された。同条例は、指定工場の許可制度を骨子に企業の自主規制などを新たに取り入れ、昭和53年3月全面改正し、平成9年10月に、従来型の公害問題に加え、廃棄物の増大、自動車排気ガスによる大気汚染や生活排水による水質の汚濁などの都市や生活に密着した問題から、地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球規模の環境問題に対応するために神奈川県生活環境の保全等に関する条例を公布した。

なお、本市における騒音規制法及び振動規制法に基づく届出受理等の状況は表-3から表-6に示すとおりである。

① 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

平成10年度の届出件数は192件あり、内訳は表-2のとおりである。

新たに設置許可を申請をし、許可された事業所数は5社あり、廃止事業所が4社あった。

平成11年3月末日現在の指定事業所数は534社となっている。

(表-2)

	届出等の種類	県条例	件数
指 定 工 事	設置許可申請書	第4条	5
	事業開始届出書	第10条	5
	変更許可申請書	第11条	17
	変更完了届出書	第12条	15
	変更計画中止届出書	第13条	0
	変更計画届出書	第14条	3
	変更届出書	第16条	31
	地位承継届出書	第18条	6
	廃止等届出書	第19条	4
	既設届出書	附則17項	0
	変更計画早期着手申請書	第15条	0
	現況届出書	第20条	0
	環境管理事業所認定申請書	第25条	6
	環境管理事業所変更届出書	第29条	2
	環境配慮書	規則第21条及び第22条	16
	ポリエステル樹脂塗布作業既設届出書	附則第6項	0
	ポリエステル樹脂塗布作業開始届出書	第43条	0
	ポリエステル樹脂塗布作業変更届出書	第43条	0
	ポリエステル樹脂塗布作業中止届出書	第43条	0
小計			110

	届出等の種類	県条例	件数
地盤沈下	採取許可申請書	第67条	0
	採取開始届出書	第69条	0
	変更許可申請書	第70条	2
	変更完了届出書	第71条	1
	変更計画中止届出書	第72条	0
	変更届出書	第73条	2
	地位承継届出書	第74条	1
	現況届出書	第75条	0
	廃止届出書	第76条	0
	採取量及び水位測定結果報告書	第77条	35
	特別水位測定結果報告書	第77条	35
	採取量測定結果報告書	第78条	0
	既設届出書	附則第18項	6
	非常応急処置等完了報告	第113条	0
小計			82
計			192

②騒音規制法に基づく届出状況（平成11.3.31）

・特定工場数330社

・特定施設別届出数

(表-3)

特 定 施 設 の 種 類	施 設 数
金属加工機械	865
空気圧縮機、送風機	2,273
土石用破碎機等	55
織 機	4
建設用資材製造機械	5
穀物用製粉機	0
木材加工機械	60
抄紙機	0
印刷機械	98
合成樹脂用射出成形機	131
鋳型造型機	0
計	3,491

・平成10年度騒音規制法に基づく届出件数

(表-4)

届 出 の 種 類	騒音規制法	件 数
特 定 施 設 設 置 届	第 6 条	2
数 等 の 変 更 届	第 8 条	5
騒音の防止の方法変更届	第 8 条	0
氏 名 等 の 変 更 届	第 10 条	14
使 用 全 廃 届	第 10 条	2
承 繼 届	第 11 条	2
特定建設作業実施届	第 14 条	45
電 気 工 作 物 及 び ガ ス 工 作 物	第 21 条	0
計		70

③振動規制法に基づく届出状況（平成11.3.31）

- ・特定工場数221社
- ・特定施設別届出数

(表-5)

特 定 施 設 の 種 類	施 設 数
金属加工機械	991
圧縮機	340
破碎機等	77
織 機	5
コンクリートブロックマシン等	2
木材加工機械	2
印刷機械	52
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	16
合成樹脂用射出成形機	183
鋳型造型機	0
計	1,668

- ・平成10年度振動規制法に基づく届出件数

(表-6)

届 出 の 種 類	振動規制法	件 数
特定施設設置届	第 6 条	2
数 等 の 変 更 届	第 8 条	3
振動の防止の方法変更届	第 8 条	0
氏名等の変更届	第 10 条	15
使 用 全 廃 届	第 10 条	1
承 繼 届	第 11 条	2
特定建設作業実施届	第 14 条	15
電気工作物及びガス工作物	第 21 条	0
計		38

(3)環境影響評価制度

① 制度の概要

一定規模以上の事業の実施が環境に与える影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、できるだけ良好な環境を確保していくため神奈川県では、「神奈川県環境影響評価条例」を制定して、昭和56年7月1日から実施している。

本市にかかる該当事業については、条例に基づき必要な事務を行っている。

・環境影響評価条例対象事業

(表-7)

事業の種類	規 模 な ど	事業の種類	規 模 な ど
1 道路の建設	高速自動車国道……全事業 自動車専用道路……全事業 その他の道路 4車線以上かつ延長 5km以上	10下水道終末処理工場の建設	敷地面積10ha以上
2 鉄道、軌道の建設	線路の延長1km	11工業団地の造成	施工区域の面積10ha以上
3 鋼索鉄道、索道の建設	全事業	12研究所団地の造成	施工区域の面積10ha以上
4 操車場、検車場の建設	敷地面積10ha以上	13流通団地の造成	施工区域の面積10ha以上
5 飛行場の建設	敷地面積1ha以上	14ダムの建設	堤高15m以上
6 工場、事業場の建設	敷地面積3ha以上	15取水堰の建設	堤長200m以上
7 電気工作物の建設	(1) 変電所 敷地面積3ha以上 (2) 発電所 水力発電所 …出力3万kW以上 火力発電所 …出力15万kW以上 地熱発電所 …出力1万kW以上 原子力発電所…全事業 (3) 送電線 電圧17万ボルト以上の架空送電線で自然公園地域 などに設置されるもの	16土石の採取	採取場の面積10ha以上
8 研究所の建設	敷地面積3万ha以上	17墓地、墓園の造成	施工区域の面積20ha以上
9 廃棄物処理施設の建設	敷地面積3万ha以上	18住宅団地の造成	施工区域の面積20ha以上
		19学校用地の造成	施工区域の面積20ha以上
		20レクリエーション施設用地の造成	施工区域の面積20ha以上
		21浄水施設及び配水施設用地の造成	施工区域の面積20ha以上
		22土地区画整理事業	施工区域の面積40ha以上
		23公有水面の埋立て	埋立て区域の面積15ha以上
		24宅地の造成	施工区域の面積20ha以上
		25前各号に掲げる物のほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業	

② 環境影響評価条例に基づく事務の状況

平成10年度の対象事業は2件で、本市における事務の進捗状況は次のとおりである。

相模取水施設建設事業

事業者 神奈川県広域水道企業団

・環境影響予測評価書の綱覧

1 相模取水施設建設事業に係る対象事業完了届出書（通知文の収受）

平成10年7月7日、神奈川県環境影響評価条例第25条第1項に基づく届出

2 相模川取水施設建設事業に係る環境影響評価書変更届出（通知文の収受）

平成10年12月9日、神奈川県環境影響評価条例の一部を改正する条例付則第2項に基づく届出

(4)合併処理浄化槽整備事業

公共用水域の水質汚濁源として大きな割合を占める生活排水対策として、「厚木市合併処理浄化槽整備事業補助金交付制度」を平成元年度に発足させ、し尿と生活排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及に努めている。

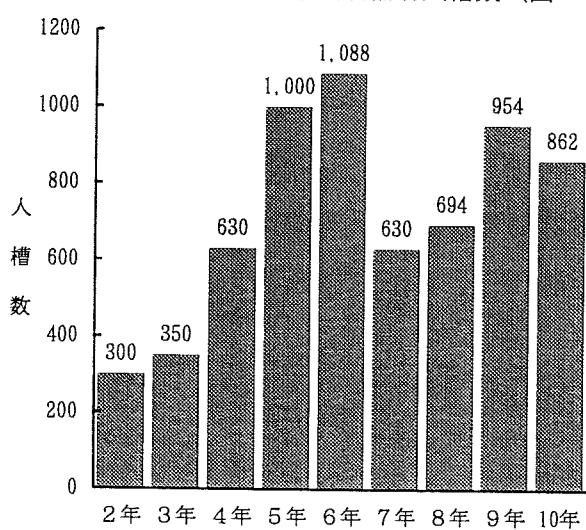
この制度は公共下水道処理予定区域外を対象とし、合併処理浄化槽の設置者にその費用の一部を補助するもので、平成10年度の実施状況は次のとおりである。

・平成10年度人槽区分別補助件数

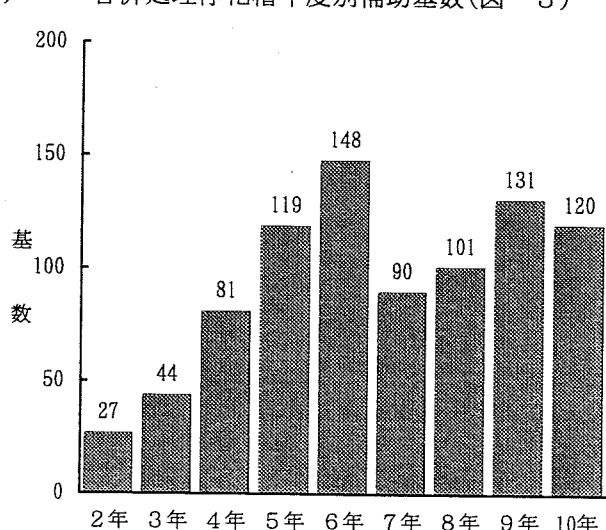
(表-8)

人槽区分	補助件数	人槽数	補助金(円)
5人槽	17	85	6,800,000
6人槽	27	162	12,960,000
7人槽	36	252	20,160,000
8人槽	18	144	11,520,000
9人槽	1	9	720,000
10人槽	21	210	16,800,000
合計	120	862	68,960,000

合併処理浄化槽年度別補助人槽数(図-2)



合併処理浄化槽年度別補助基数(図-3)



平成10年度合併処理浄化槽地区別実績

(表-9) () は人槽数

人槽 地区	5	6	7	8	9	10	合計
依 知	1	1	2	1	0	2	7 (53)
睦 合	6	5	8	2	1	4	26 (181)
荻 野	4	3	10	5	0	4	26 (188)
小 鮎	1	5	10	7	0	4	27 (201)
南毛利	1	3	2	1	0	2	9 (65)
玉 川	3	10	4	1	0	4	22 (151)
相 川	1	0	0	1	0	1	3 (23)
合 計	17	27	36	18	1	21	120 (862)

(5)広報・啓発

①かながわ環境月間

1972年6月スウェーデンの首都ストックホルムで開催された国連人間環境会議において、環境の汚染、資源の枯渇、開発途上国の開発といった数多くの問題が協議され、人間環境の保全と改善について積極的に努力することが決議された。また、国連人間環境会議が開催された6月5日を記念して、その日を「世界環境デー」と定め、各国政府、国連機関が環境保全のための啓発活動を展開しようという決議が、同年12月の国際会議で決定されるに至った。

我が国においては、平成5年に制定された環境基本法の中で、6月5日を環境の日と定め、環境庁所管の下に6月の1か月間を「環境月間」と定め、全国的な啓発活動を展開している。

また、神奈川県においても、「かながわ環境月間」を定め、環境問題に対する意識の啓発のため、各種事業を実施している。これに受けて、本市においても次のような啓発活動を実施した。

平成10年度「かながわ環境月間」に伴う啓発活動

(表-10)

行事名称	行事内容	実施数	実施主体
工場・事業場立入調査	県生活環境の保全等に関する条例の施行に伴い、新たに指定事業所から外れることが考えられる事業所の立ち入りを実施し、指定事業所として該当するかどうか調査した。	148社	神奈川県
			厚木市
公告防止啓発文書送付	市内指定事業所等に月間を周知し、企業の公害防止意識の高揚を図る。	786社	厚木市
「広報あつぎ」掲載	月間の趣旨を広く市民に周知する。	全戸配布	厚木市
相模川クリーン キャンペーン	市民ボランティア団体等に参加を呼びかけ、清掃活動を通じて河川美化意識の高揚を図る。	参加者 4,000人	厚木市 関係団体

※環境総務課扱いに限る。

②研修会及び視察研修会

良好な生活環境の保全を望む住民の社会的要請に対処するため、指定工場の公告防止担当者を対象に、環境・公害に対する理解と認識を深めるため研修会及び視察研修会を厚木愛甲地区相模川水系をきれいにする会との共催により開催した。

研修会

開催日 平成11年3月20日(土)

場所 厚木市総合福祉センターホール

研修内容 環境基本計画策定記念シンポジウム「借りてる地球の使い方」

③厚木市冬期自動車交通量対策

本市における窒素酸化物による大気汚染は年々悪化の傾向にあることから、二酸化窒素の濃度が高くなる冬期に自動車の使用の抑制、マイカー通勤の自粛などを行い、自動車からの窒素酸化物排出量の削減を全市、全庁的に行う。

期間中の毎週水曜日（13日間）を自動車の使用の抑制日とし、市内事業所、商店会等に自動車使用抑制の協力依頼及びポスターの配布等を行った。また、市役所として、職員のマイカー通勤の自粛、庁用車両の使用の抑制を行った。

ア 実施期間 平成10年11月1日から平成11年1月31日までの3ヶ月間

イ 庁用車両使用抑制率 33.5%

(6)公害苦情の状況

①概況

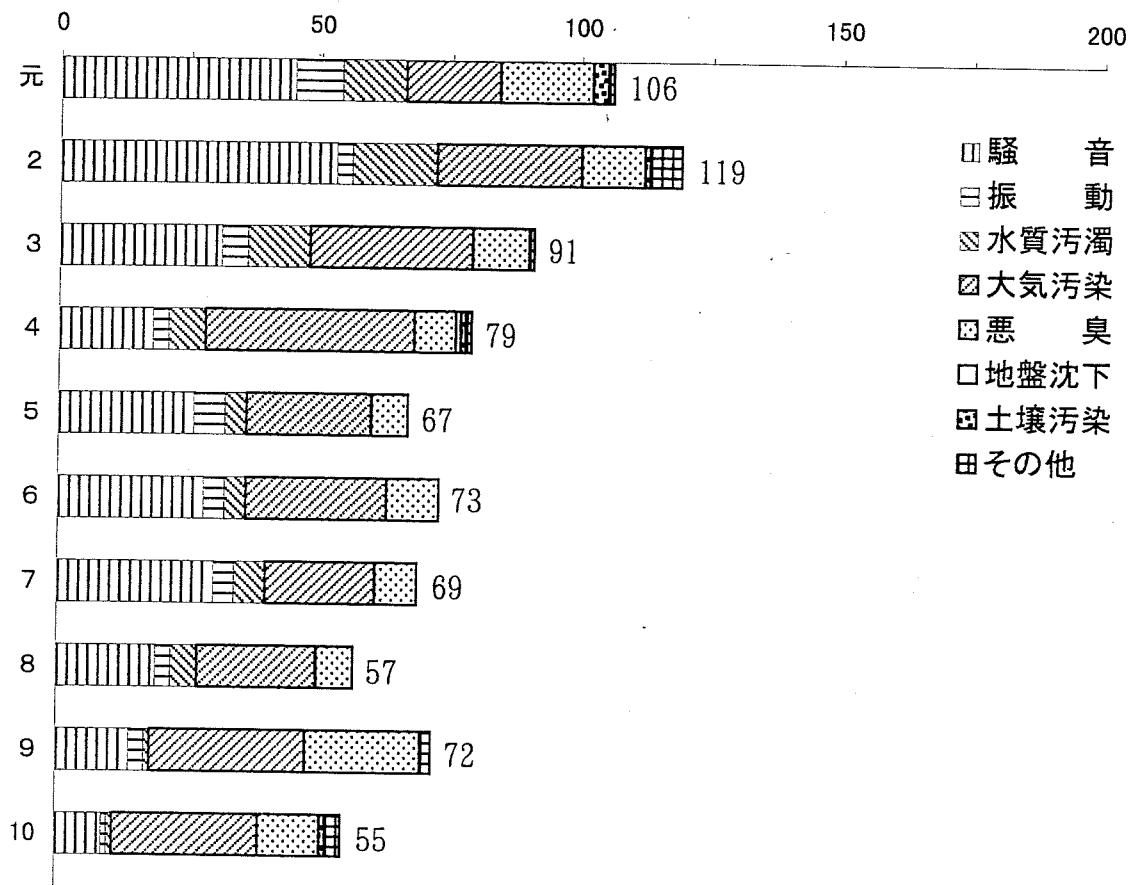
公害苦情の受付件数は、昭和63年度に過去最高の141件を記録した。しかし、その後は減少傾向を示しており、平成10年度は、前年度と比較して17件少ない55件であった。

苦情の内容は、健康被害に係るものは皆無で、うるさい、くさい、けむい等の感覚的なものが大半であった。また、公害の種類としては大気汚染、悪臭、騒音の順になっている。その中で、大気汚染や悪臭の苦情の内容としては焼却炉などの屋外燃焼によるものが大半を占めていた。

昨今の公害苦情は、小規模な事業場と地域住民のトラブルといった局部的なものや民事訴訟の側面の強い感情的な対立によるものが増加してきている。このため、法的規制の及ばない部分が多く、行政指導によって解決を図っていく面が重要になってきている。

公害苦情経年変化

(図-4)



②公害苦情の発生状況

・年度別公害苦情の発生状況

(表-11)

年 種類	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
騒 音	61	39	43	45	53	31	18	26	28	30	19	14	9
振 動	11	11	15	9	3	5	3	6	4	4	3	3	1
水質汚濁	12	22	23	12	16	12	7	4	4	6	5	1	1
大気汚染	ばい煙	19	18	23	14	25	25	35	21	22	19	17	29
	粉じん	4	14	5	4	3	6	5	3	5	2	6	0
	ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
悪 臭	18	11	29	18	12	11	8	7	10	8	7	22	12
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
土壤汚染	1	1	2	3	1	0	1	0	0	0	0	0	1
その他の	4	1	1	1	6	1	1	0	0	0	0	2	3
計	130	117	141	106	119	91	79	67	73	69	57	72	55

・平成10年度公害苦情の月別発生件数

(表-12)

月 種類	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
騒 音	1	1	5	0	0	0	1	1	0	0	0	0	9
振 動	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
水質汚濁	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
大気汚染	ばい煙	3	4	4	3	3	0	3	4	2	0	0	26
	粉じん	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	ガス	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
悪 臭	3	2	2	1	2	0	0	1	1	0	0	0	12
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土壤汚染	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他の	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
計	9	9	13	6	5	0	4	6	3	0	0	0	55

・平成10年度公害苦情業種別発生源

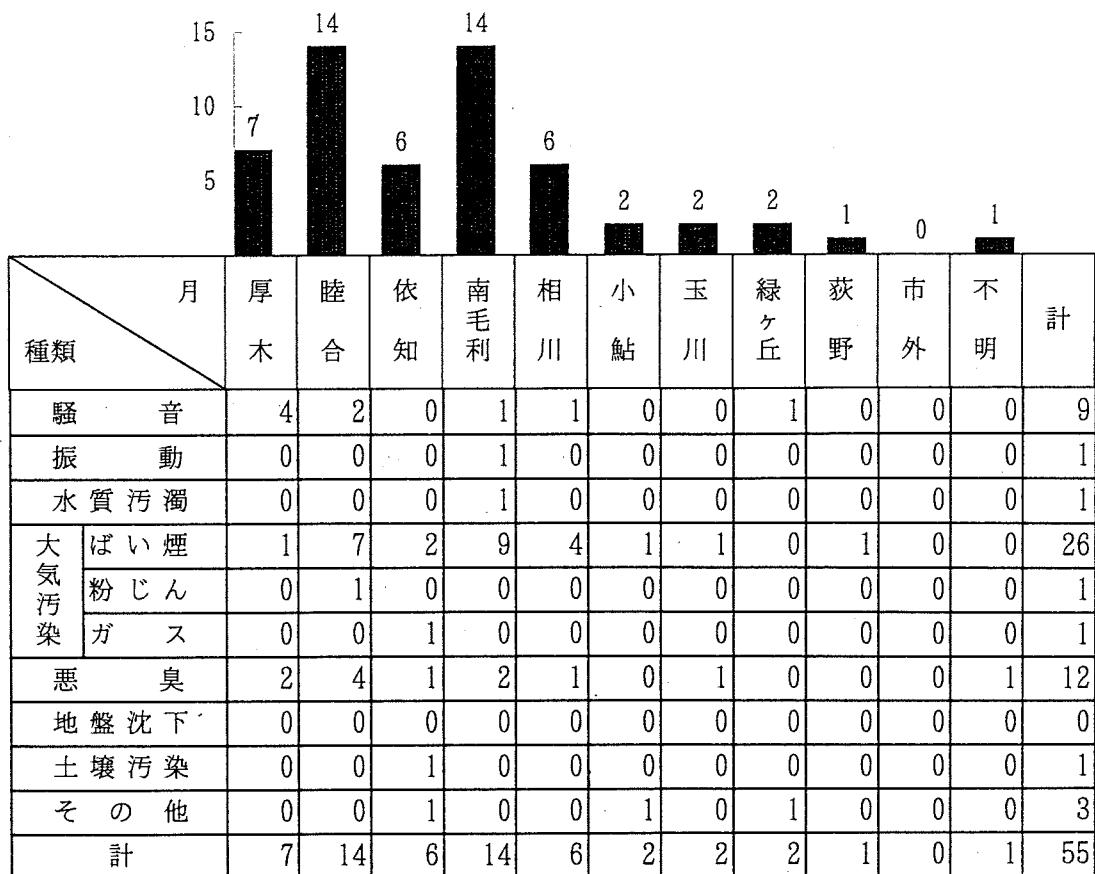
(表-13)

A 農 業	2	I 卸売・小売業、飲食店	2
01 農 業	2	50 飲食料品卸売業	1
B 林 業	0	61 その他の飲食店	1
C 漁 業	0	J 金融・保険業	1
D 鉱 業	1	62 銀行・信託業	1
08 非金属鉱業	1	K 不動産業	1
E 建設業	20	71 不動産賃貸・管理業	1
09 総合建設業	9	L サービス業	9
10 職別工事業	8	76 娯楽業	1
11 設備工事業	3	79 物品賃貸業	2
F 製造業	11	85 協同組合	1
12 食料品製造業	1	87 廃棄物処理業	3
13 飲料・たばこ・飼料製造業	1	88 医療業	1
19 出版・印刷・同関連産業	1	95 その他のサービス業	1
20 化学工業	2	M 公務	0
22 プラスチック製品製造業	3	N 分類不能の産業	6
25 窯業・土石製品製造業	1	分類不能	1
30 電気機械器具製造業	1	不明	5
31 輸送機械器具製造業	1	G 電気・ガス・熱供給・水道業	0
H 運輸・通信業	2	大 分 類	件数
41 道路貨物運送業	2	中 分 類	件数

※業種は日本標準産業分類による

・平成10年度公害苦情の地区別発生状況

(表-14)



・公害苦情の用途地域別発生状況（平成10年度受付分）

(表-15)

発生源に係る用途地域			被害等に係る用途地域		
用 途 地 域	件 数	割 合(%)	用 途 地 域	件 数	割 合(%)
第一種低層住居専用	0	0.0	第一種低層住居専用	1	1.8
第一種中高層住居専用	6	10.9	第一種中高層住居専用	8	14.5
第二種中高層住居専用	0	0.0	第二種中高層住居専用	0	0.0
第一種住居	8	14.5	第一種住居	8	14.5
第二種住居	5	9.1	第二種住居	4	7.3
準住居	0	0.0	準住居	0	0.0
近隣商業	0	0.0	近隣商業	0	0.0
商業	5	9.1	商業	4	7.3
準工業	8	14.5	準工業	6	10.9
工業	4	7.3	工業	4	7.3
工業専用	3	5.5	工業専用	1	1.8
市街化調整	14	25.5	市街化調整	9	16.4
市外	0	0.0	市外	0	0.0
不明	2	3.6	不明	10	18.2
合 計	55	100.0	合 計	55	100.0

③公害苦情の被害・処理状況

・平成10年度公害苦情の被害状況

(表-16)

生 命	財 产	動 物・植 物	感 覚・心 理	そ の 他	不 明	計
0(0.0)	0(0.0)	2(3.6)	53(96.4)	0(0.0)	0(0.0)	55(100)

() 内数字は構成割合 (%) を示す。

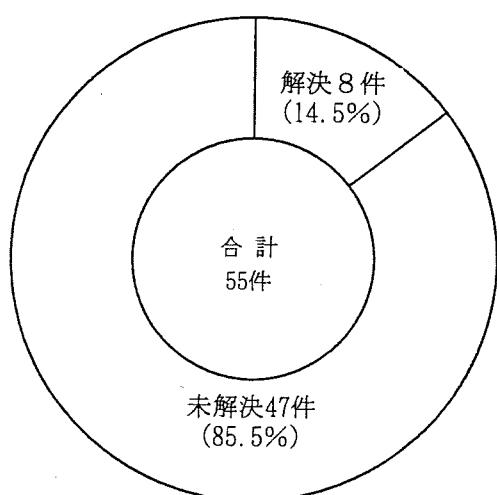
生命・身体 … 体に直接被害を受けている場合、又は、精神的なもので医療を受けた場合をいう。

財 産 … 家具や生活品の破損、汚れ等による被害をいう。

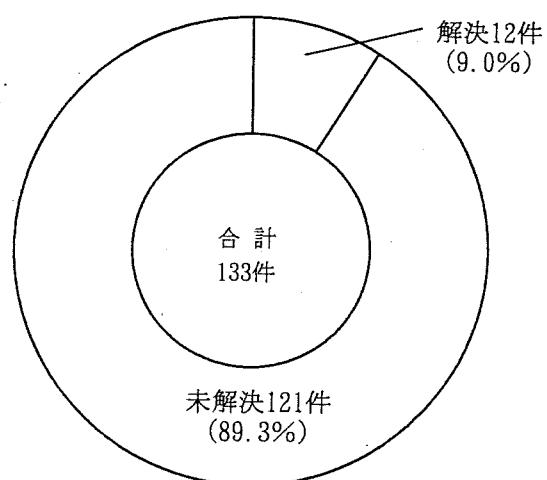
動物・植物 … 家畜、愛がん用動物、米麦、野菜及び植物等の動植物被害並びに自然界に生育する動植物の生育環境の悪化による被害をいう。

感覚・心理 … うるさい、くさい、汚い、不快だ等の感覚的・心理的被害で心身の健康を害する程度に至らない程度のものをいう。

・平成10年度公害苦情の処理状況 (図-5)



・前年度繰越し苦情処理状況 (図-6)



・平成10年度公害苦情解決方法

(表-17)

解 決 の 種 類	平成10年度受付分 の解決件数	前年度の繰越し分 の解決件数	合 計	割 合 (%)
工 場 の 移 転	1	2	3	15.0
工 場 の 改 善	1	0	1	5.0
機 械 施 設 の 改 善	0	0	0	0.0
故 障 の 修 理 ・ 復 旧	1	0	1	5.0
作 業 ・ 操 業 方 法 等 の 改 善	2	0	2	10.0
操 業 時 間 の 改 善	0	0	0	0.0
操 業 行 為 の 中 止	1	5	6	30.0
そ の 他	2	5	7	35.0
合 計	8	12	20	100.0

・前年度繰越苦情及び平成10年度受付苦情の処理に要した期間

(表-18)

解 決 に 要 し た 期 間	件 数	割 合 (%)
1 週 間 以 内	1	5.0
1 週 間 ~ 1 か 月	1	5.0
1 か 月 ~ 3 か 月	3	15.0
3 か 月 ~ 6 か 月	1	5.0
6 か 月 ~ 1 年	6	30.0
1 年 ~ 3 年	5	25.0
3 年 以 上	3	15.0
計	20	100.0

2 大気汚染の状況

(1) 概 情

大気汚染は、事業所等の活動や、自動車の走行により排出される汚染物質によって引き起こされるが、昭和43年に大気汚染防止法が制定され、排出物質ごとの基準値が設定され、その後、昭和44年に二酸化硫黄の環境基準が定められ、現在では、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの5物質が定められている。

近年の大気汚染問題は、環境基準の定めのない環境ホルモンの人体への影響や二酸化炭素による地球温暖化やフロンによるオゾン層の破壊等、地球環境問題や酸性雨などの、一国だけに止まらない国境を越えた問題に発展している。

大気汚染の規制については、従来の排出濃度規制から総量規制へと移行し、さらには廃棄物の減量化やリサイクル法の施行というように絶対量規制の手法が取られている。

当市における大気汚染については、昭和40年代前半まで市内にはばい煙発生施設が少ないともありほとんど問題となっていたが、昭和46年7月に光化学スモッグによるものと思われる被害が発生し始めた。

その後昭和49年7月4日に市内林地区において酸性雨による目の痛みの被害が発生した。

大気汚染の監視事業については、昭和46年6月に、県により市庁舎屋上において、一般環境大気測定局が設置され現在に至っている。また、自動車排出ガス測定局が昭和46年6月に寿町1丁目に設置され、その後、平成5年度から金田地区に移転され現在に至っている。

市独自の事業については、昭和53年7月から市内玉川中学校において、光化学オキシダントの調査を開始し、現在光化学オキシダント3箇所、窒素酸化物濃度2箇所の調査を実施している。

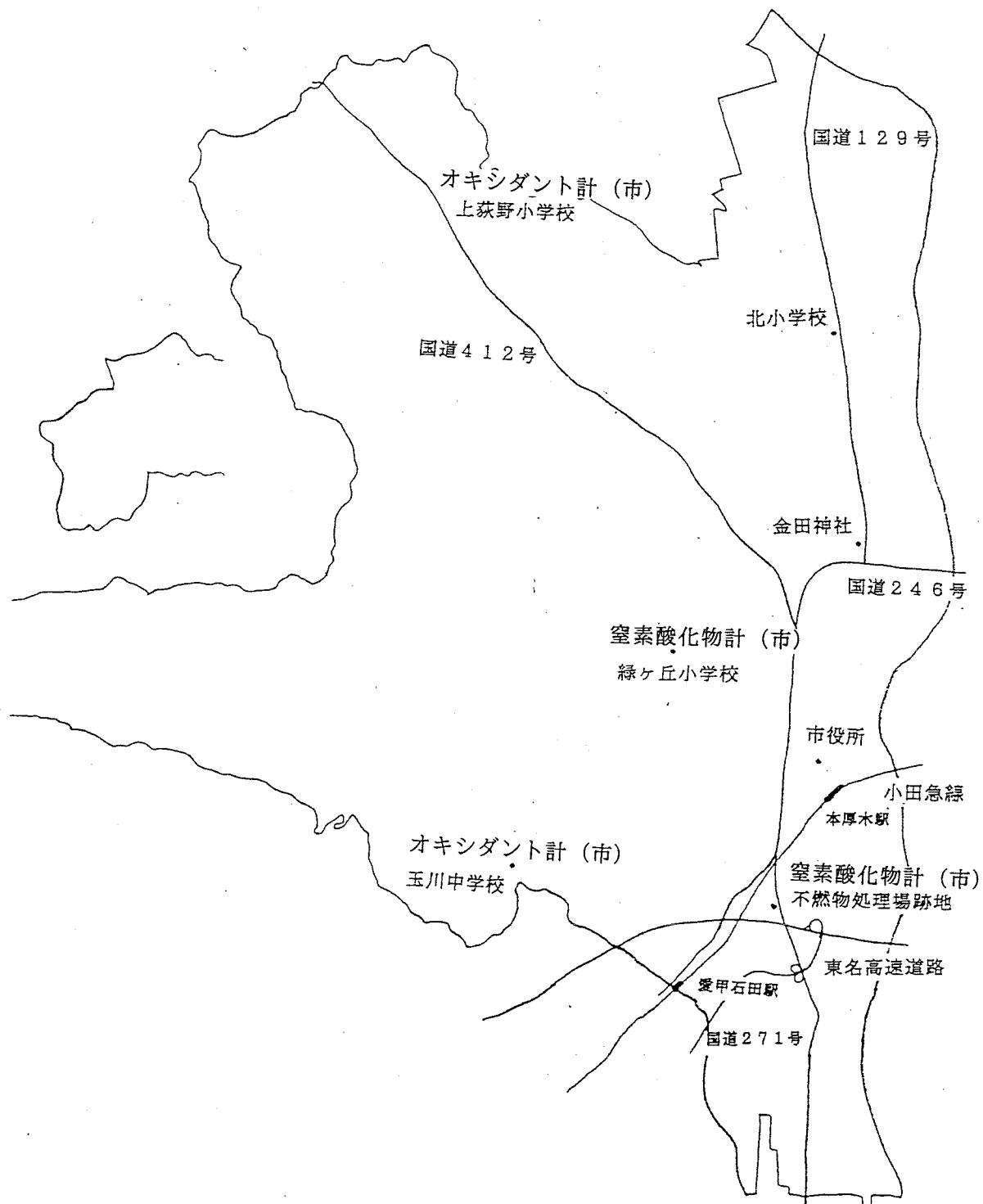
平成10年度の一般環境大気測定局及び市独自の結果では、光化学オキシダントと、二酸化窒素が環境基準を上回っているが他の物質は環境基準を下まわっている状況にある。

自動車排出ガス測定局の結果では、市内金田地区において、二酸化窒素が及び浮遊粒子状物質が環境基準を上まわり、市内船子においても二酸化窒素が環境基準を上まわった。

廃棄物の焼却により発生するといわれるダイオキシン類については、今年度から県により市庁舎屋上で調査が始まり、国で定めた大気環境指針値を下まわる結果であった。

大気汚染の自動測定点

(図-1)



●大気の汚染に係る環境基準について

大気の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準。物質及び環境上の条件は表-1のとおりである。

大気の汚染に係る環境基準

1985.8
原田伸介

(表-1)

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。

※ 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

(2) 県による大気汚染監視測定結果

大気汚染の状況を監視するため、神奈川県環境科学センターを中心に県下の測定局がテレメータ化され大気汚染の常時監視が行われている。

本市においては、図-1のとおり一般環境大気測定局（一般局）が市庁舎屋上に、自動車出ガス測定局（自排局）が金田神社に設置されている。自排局は従来、中央通りに設置されていたが、平成5年6月から金田神社に移設された。市庁舎屋上では、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントのほか、気象等の測定をしており、金田神社では、窒素酸化物、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、気象の常時監視を行っている。

① 硫黄酸化物(SO_x)

硫黄酸化物とは重油などの硫黄分を含む燃料が燃えて生じた二酸化硫黄、三酸化硫黄などのことをいい、人体に対して、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎などの影響を与える代表的な大気汚染物質である。

環境基準は二酸化硫黄について設定されており、県下の各測定点で常時監視を行っているが、発生源の工場等に対する大気汚染防止法に基づく着地濃度規制と、県公害防止条例に基づく工場単位の総量規制による良質燃料への転換等の指導により、環境基準を満足するに至っている。

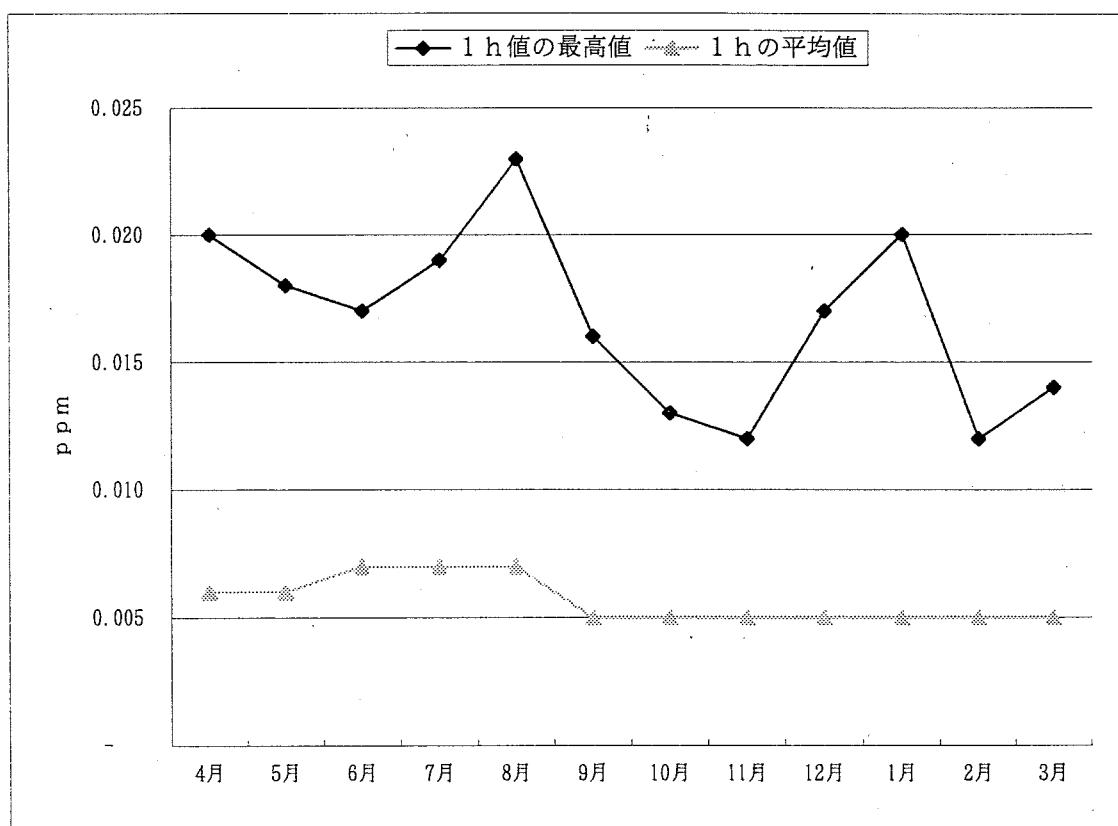
二酸化硫黄 (SO₂)

(表-2)

測定場所	市庁舎屋上
有効測定期日数	361日
測定期時間	8641時間
1時間値の年平均値	0.006ppm
1時間値が0.1ppmを越える時間数と割合	0時間(0%)
1時間値の1日平均が0.04ppmを越える日数と割合	0日(0%)
日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連續した日の有無	無

市庁舎屋上SO₂月別変化

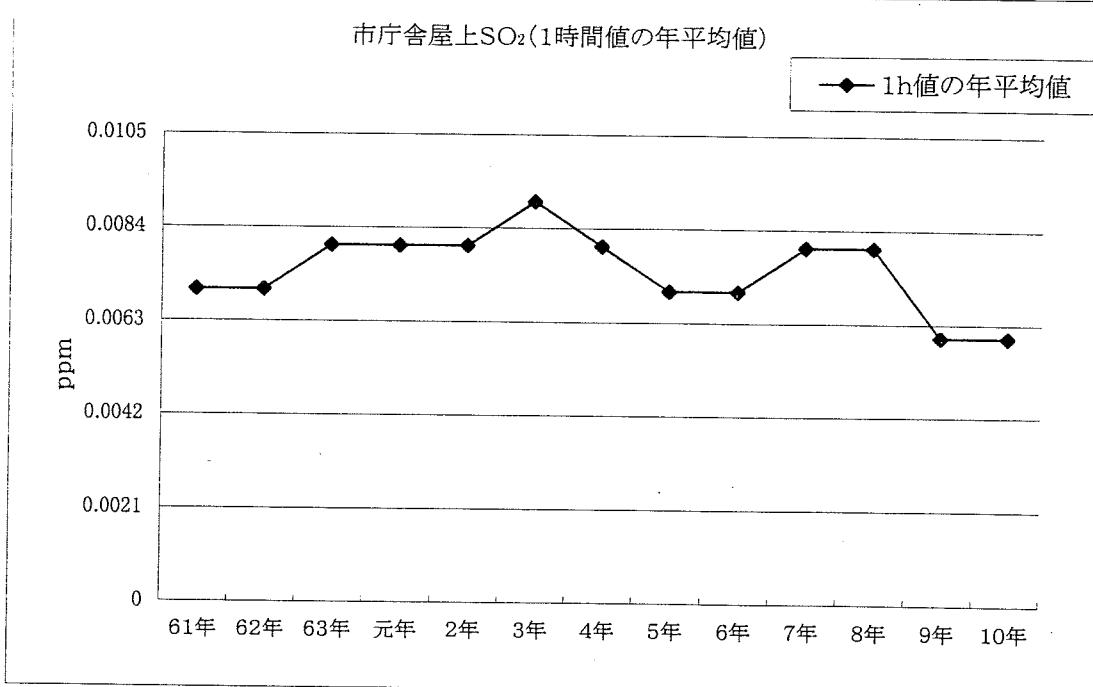
(図-2)



月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一時間値の最高値	0.020	0.018	0.017	0.019	0.023	0.016	0.013	0.012	0.017	0.020	0.012	0.014
一時間値の平均値	0.006	0.006	0.007	0.007	0.007	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005

※ 1hとは1時間値を示す。以下同じ。

(図-3)



年度	61年	62年	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
1h値の年平均値	0.007	0.007	0.008	0.008	0.008	0.009	0.008	0.007	0.007	0.008	0.008	0.006	0.006

② 一酸化炭素(CO)

一酸化炭素は、血液中のヘモグロビンと結びついて体内の酸素交換を妨げるなどの影響を与える物質であるが、近年は低い濃度で安定しているため、平成10年度からは金田神社のみ調査を行うこととなった。

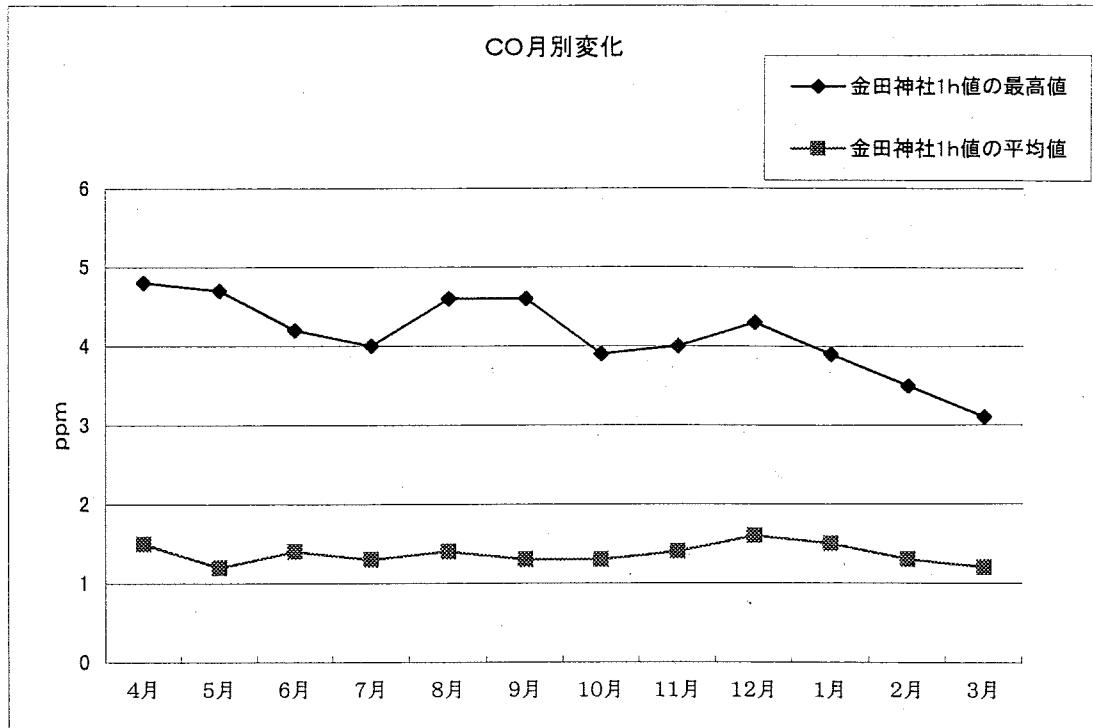
調査の結果は環境基準を満足しており、これは、昭和48年から始まった自動車排出ガス規制やその後の排出ガス対策の技術革新によるものと思われる。

一酸化炭素(CO)

(表-3)

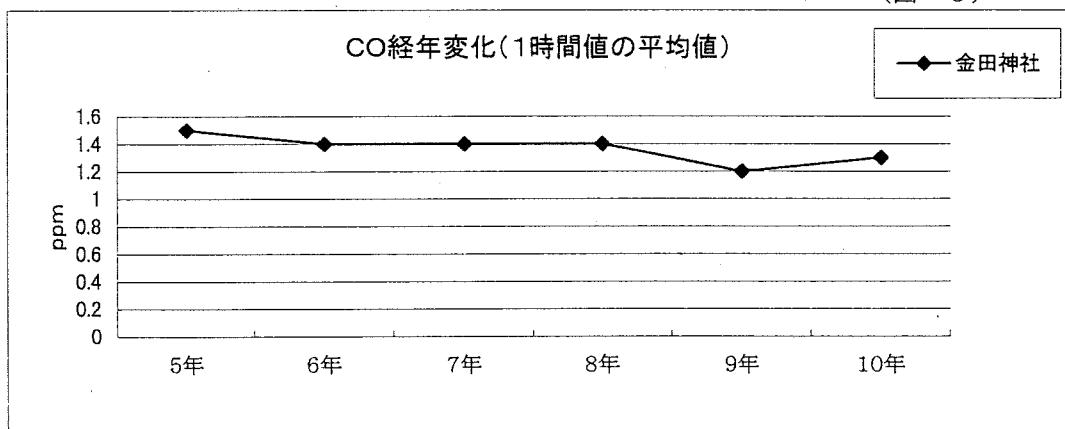
測定場所	金田神社
有効測定期数	364日
測定期間数	8566時間
1時間値の年平均値	1.3ppm
8時間平均値20ppmを超える回数と割合	0回(0%)
日平均値が10ppmを超える日数と割合	0回(0%)

(図-4)



月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
金田神社1h値の最高値	4.8	4.7	4.2	4.0	4.6	4.6	3.9	4.0	4.3	3.9	3.5	3.1
金田神社1h値の平均値	1.5	1.2	1.4	1.3	1.4	1.3	1.3	1.4	1.6	1.5	1.3	1.2

(図-5)



年度	5年	6年	7年	8年	9年	10年
金田神社	1.5	1.4	1.4	1.4	1.2	1.3

③ 炭化水素(HC)

炭化水素は、炭素と水素を含んだ有機化合物の総称である。発生源は、重油、灯油、ガソリン、有機溶剤から揮発するものが主で、光化学スモッグ発生の原因物質の一つと考えられている。

そのため神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、一定量を超える貯蔵施設、出荷施設、給油施設に対し蒸発防止の措置を定め、特に身近な例として給油施設（ガソリンスタンド）に、ベーパーリターン装置の設置を義務付けている。

10年度の結果は、1時間値の年平均値が2.28ppmであり、経年変化でみるとほぼ横ばいの状況にある。

全炭化水素 (THC)

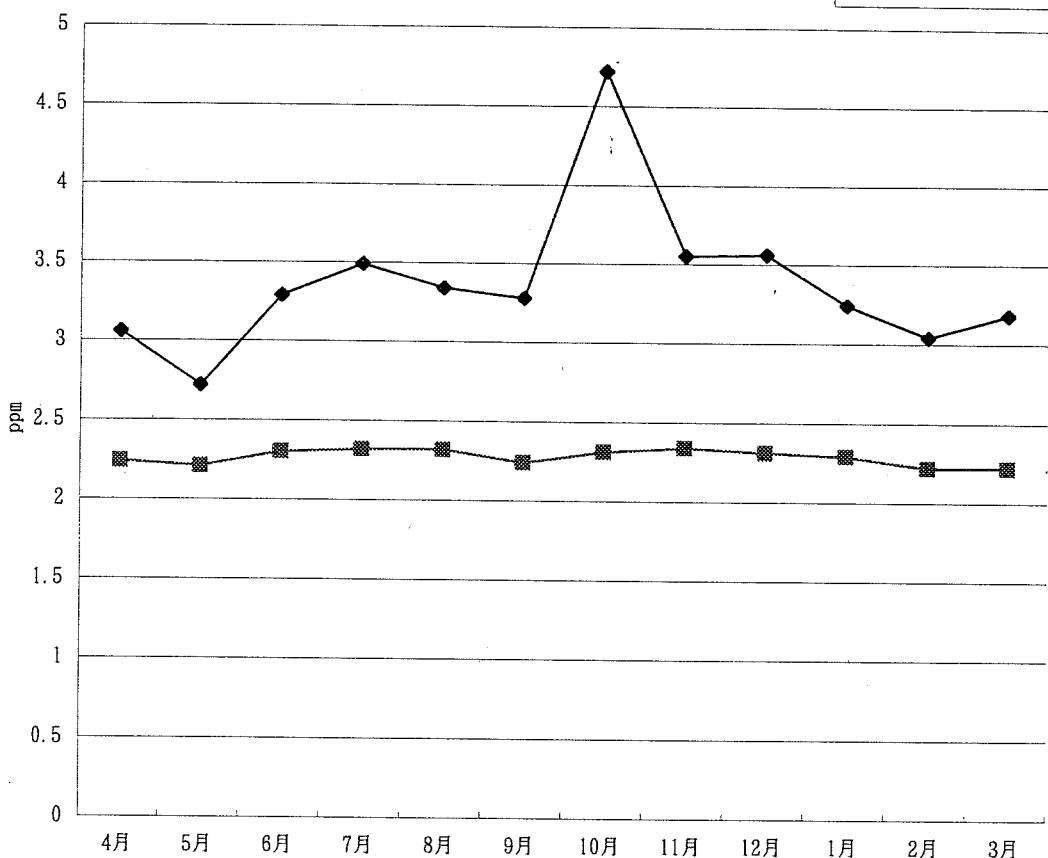
(表-4)

測 定 場 所	市 庁 舎 屋 上
有 効 測 定 日 数	3 5 0 日
測 定 時 間 数	8405 時 間
1 時 間 値 の 年 平 均 値	2.28ppm

(図-6)

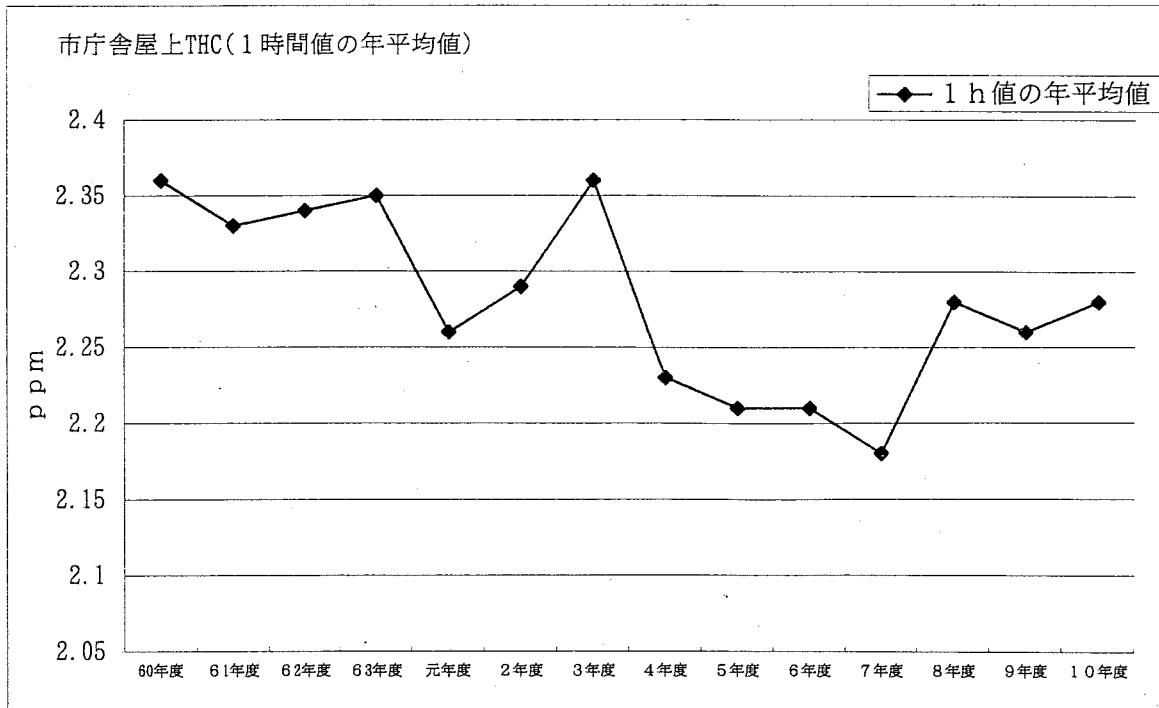
THC月別変化（市庁舎屋上の結果）

◆ 1 h 値の最高値
■ 1 h 値の平均値



月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1h値の最高値	3.06	2.72	3.29	3.49	3.34	3.28	4.72	3.55	3.56	3.24	3.04	3.18
1h値の平均値	2.24	2.21	2.30	2.32	2.32	2.24	2.31	2.34	2.31	2.29	2.22	2.22

(図-7)



年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
1h値の年平均値	2.36	2.33	2.34	2.35	2.26	2.29	2.36	2.23	2.21	2.21	2.18	2.28	2.26	2.28

④ 浮遊粒子状物質 (S P M)

浮遊粒子状物質は、粉じん、ばいじん等を総称して呼び、粒径10ミクロン以下のものを環境基準では浮遊粒子状物質と定めている。厚木市に設置されている測定局では、従来粒径10ミクロン以上のものも測定していたため環境基準との比較はできなかった。そのため、市庁舎屋上で昭和62年、中央通りで平成元年から環境基準に基づいた測定方法に変更された。

10年度の測定結果は、日平均値が環境基準を超えた日数が市庁舎屋上で5日、金田神社で14日と昨年度と比べ市庁舎屋上、金田神社の両方で減少している。1時間値が環境基準を超えた時間数は市庁舎屋上で4時間と昨年度と比べ減少している。金田神社では17時間と昨年度と比べ減少しているが、環境基準は達成できていない。

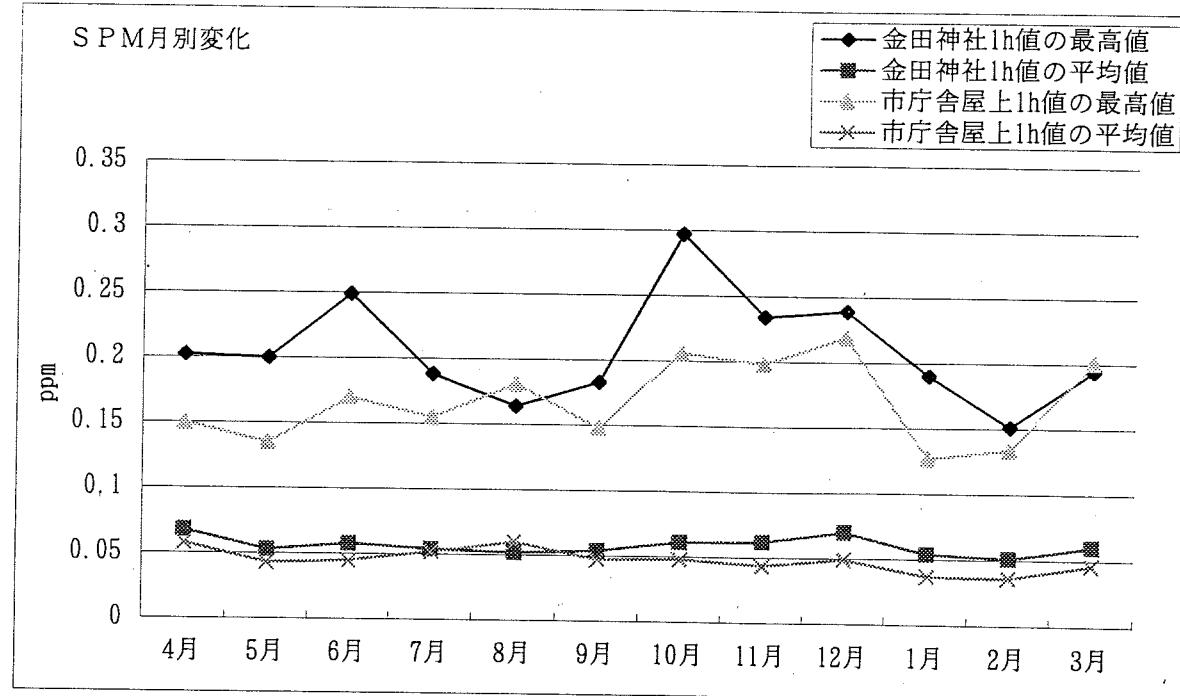
また、経年変化をみても、市庁舎屋上では、横ばい状況であり金田神社では低減傾向にある。

浮遊粒子状物質 (S P M)

(表-5)

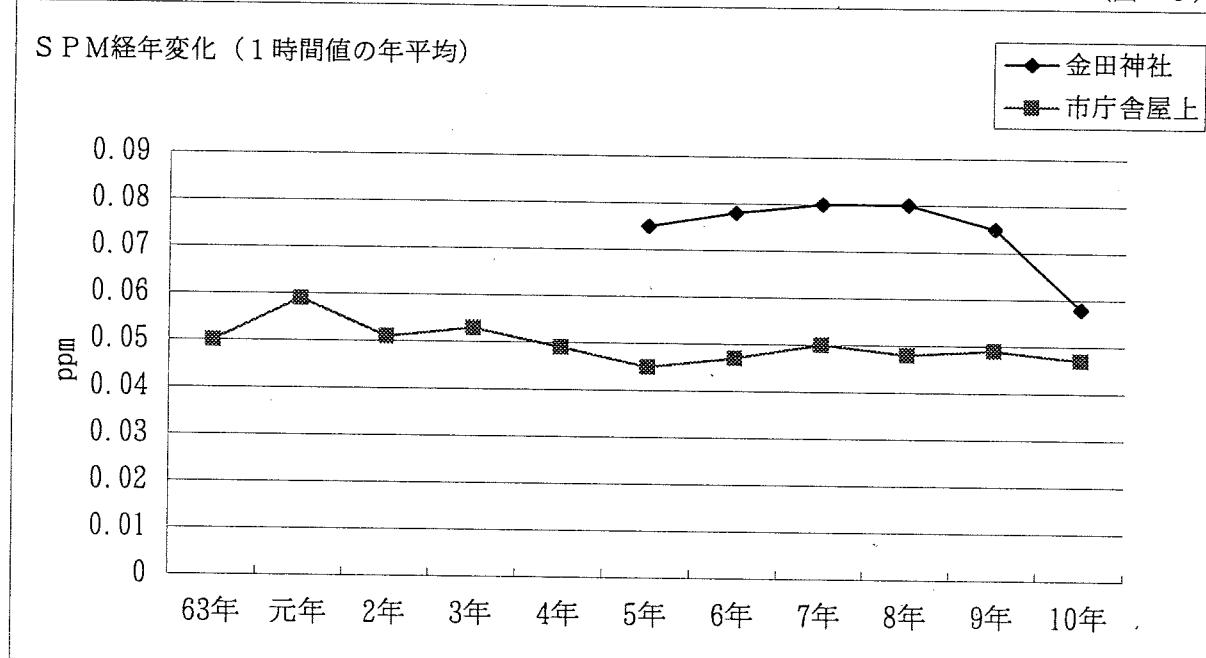
測定場所	市庁舎屋上	金田神社
有効測定期日数	362日	360日
1時間値の年平均値	$0.047\text{mg}/\text{m}^3$	$0.058\text{mg}/\text{m}^3$
1時間値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数と割合	4時間 (0.0%)	17時間 (0.2%)
日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数と割合	5日 (1.4%)	14日 (3.9%)

(図-8)



月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
金田神社1h 値の最高値	0.202	0.200	0.249	0.188	0.164	0.183	0.297	0.234	0.239	0.190	0.151	0.194
金田神社1h 値の平均値	0.068	0.053	0.058	0.054	0.052	0.054	0.061	0.062	0.070	0.054	0.051	0.060
市庁舎屋上 1h値の最高 値の平均値	0.150	0.135	0.170	0.155	0.181	0.148	0.206	0.198	0.219	0.127	0.134	0.201
1h値の平均 値	0.058	0.043	0.045	0.052	0.060	0.047	0.048	0.044	0.049	0.037	0.036	0.046

(図-9)



年度	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
金田神社						0.075	0.078	0.080	0.080	0.075	0.058
市庁舎屋上	0.05	0.059	0.051	0.053	0.049	0.045	0.047	0.050	0.048	0.049	0.047

⑤ 窒素酸化物 (NO_x)

窒素酸化物とは一酸化窒素、二酸化窒素、亜酸化窒素、四酸化窒素などの総称であり、そのうち大気汚染の濃度と毒性の面から一酸化窒素、二酸化窒素が大気汚染物質とされている。この2物質は人体に呼吸器系障害を与えるほか、光化学スモッグの原因物質でもある。

窒素酸化物は、物が燃焼するときに発生するが、そのメカニズムは、空气中や燃料中に含まれている窒素が酸素と結合し一酸化窒素となり、さらに大気中で二酸化窒素に変化すると考えられている。

窒素酸化物の汚染対策としては、昭和48年に工場・事業場に対する規制が着手され、昭和57年4月には、県公害防止条例により総量規制が実施されるなど規制基準の強化が図られてきた。今後も、低いNO_x(ノックス)燃焼技術の導入や排煙脱硝など技術的改善のほか、移動発生源の自動車排出ガスを含め低減対策が望まれる。

ア 一酸化窒素 (NO)

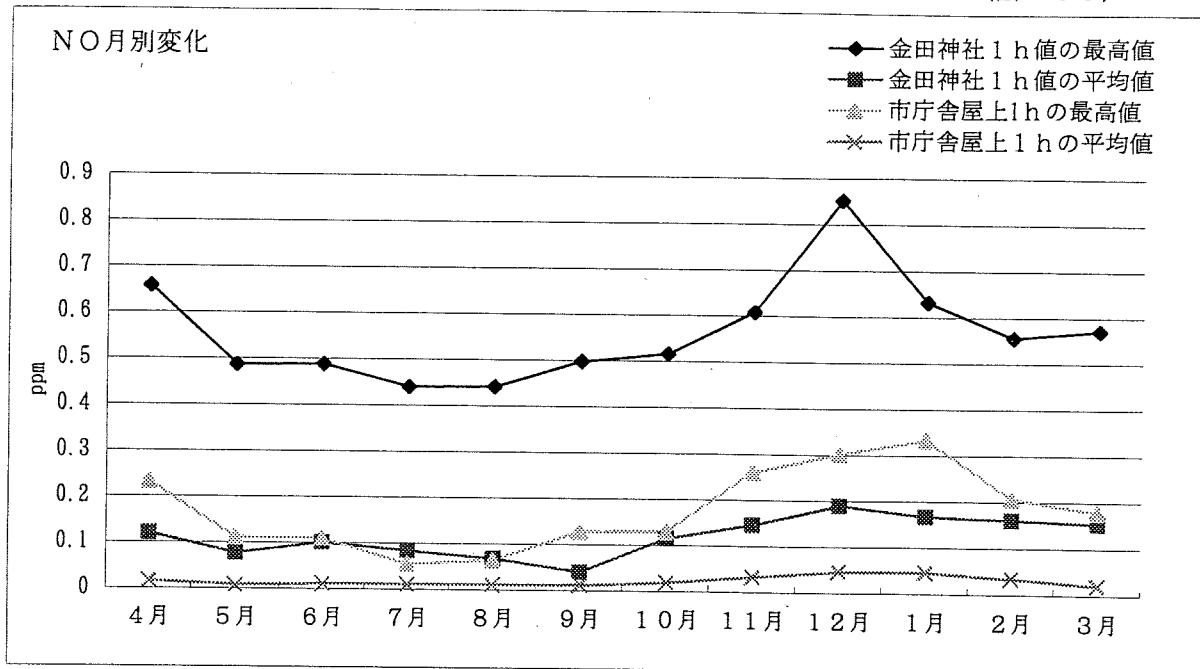
一酸化窒素には環境基準の設定はないが、汚染物質として測定項目に加えている。9年の結果を年平均値の経年変化でみた場合、市庁舎屋上ではほぼ横ばいの傾向にあり、また、金田神社では、1時間値の年平均値が0.122ppmと昨年度比べて若干上がっている。

一酸化窒素 (NO)

(表-6)

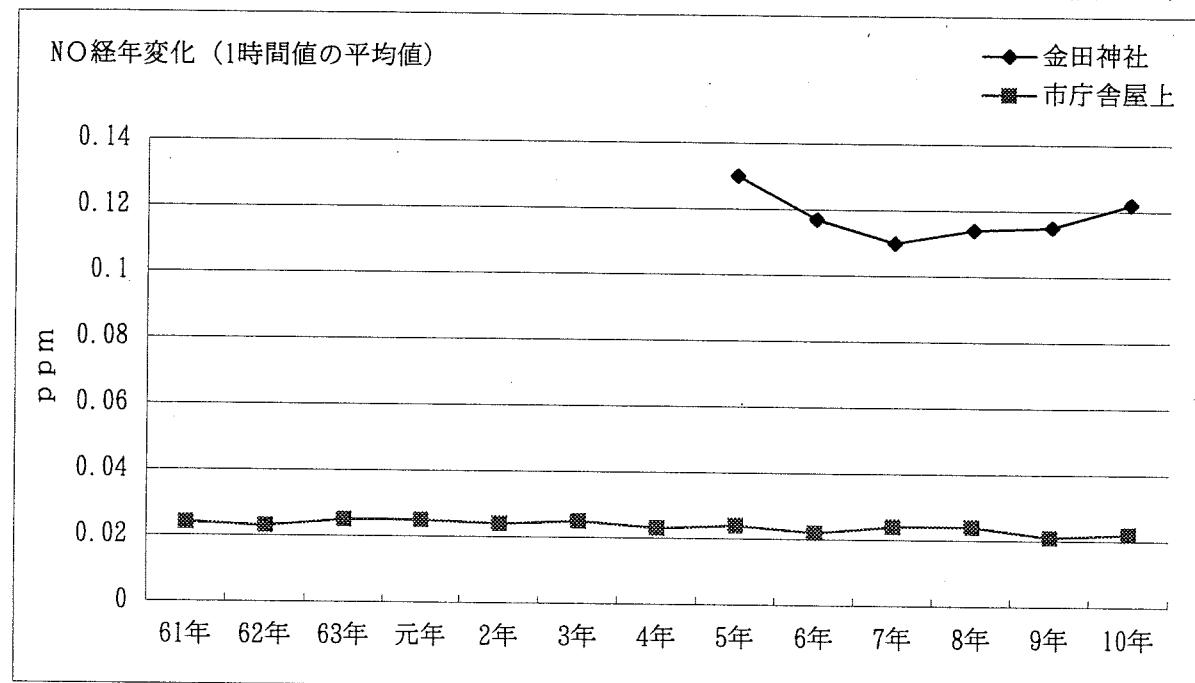
測 定 場 所	市庁舎屋上	金田神社
有 効 測 定 日 数	360日	365日
測 定 時 間 数	8621時間	8689時間
1 時 間 値 の 年 平 均 値	0.022ppm	0.122ppm

(図-10)



月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
金田神社1h値の最高	0.657	0.487	0.488	0.440	0.442	0.498	0.516	0.608	0.852	0.632	0.556	0.572
金田神社1h値の平均	0.120	0.077	0.101	0.084	0.068	0.040	0.115	0.146	0.190	0.167	0.161	0.154
市庁舎屋上1hの最高値	0.233	0.112	0.110	0.055	0.065	0.129	0.130	0.261	0.302	0.333	0.207	0.178
市庁舎屋上1hの平均値	0.016	0.008	0.011	0.011	0.011	0.012	0.019	0.033	0.046	0.046	0.034	0.021

(図-11)



年度	61年	62年	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
金田神社								0.130	0.117	0.110	0.114	0.115	0.122
市庁舎屋上	0.024	0.023	0.025	0.025	0.024	0.025	0.023	0.024	0.022	0.024	0.024	0.021	0.022

イ 二酸化窒素(NO_2)

二酸化窒素は環境基準の定めがあるが大気汚染の中でも改善が進まず、首都圏ではさらに汚染の広域化が進むなど、最近では大気汚染問題の焦点となっている。

10年度の測定結果は市庁舎屋上において、98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日はなかった。金田神社では、同様の評価で0.06ppmを超えた日が9日あり、昨年より若干減少したが0.04ppmを超える日数が増加しており、特に12月から4月の冬期に集中している。

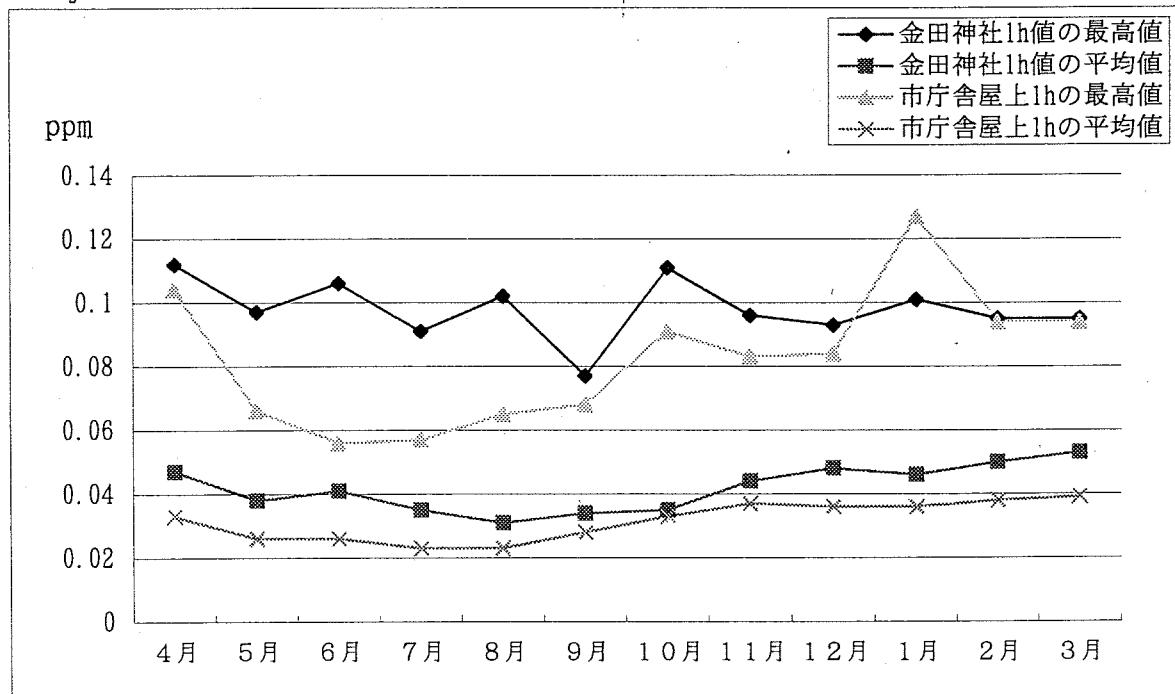
二酸化窒素 (NO_2)

(表-7)

測 定 場 所	市庁舎屋上	金田神社
有効測定期日数	360日	365日
測定期時間数	8621時間	8689時間
1時間値の年平均値	0.031ppm	0.042ppm
1時間値の日平均値が0.04ppmを超える日数と割合	69日(19.2%)	203日(55.6%)
1時間値の日平均値が0.06ppmを超える日数と割合	0日(0.0%)	16日(4.4%)
98%値評価による日平均値が0.06ppmを超える日数	0日	11日

NO_2 月別変化

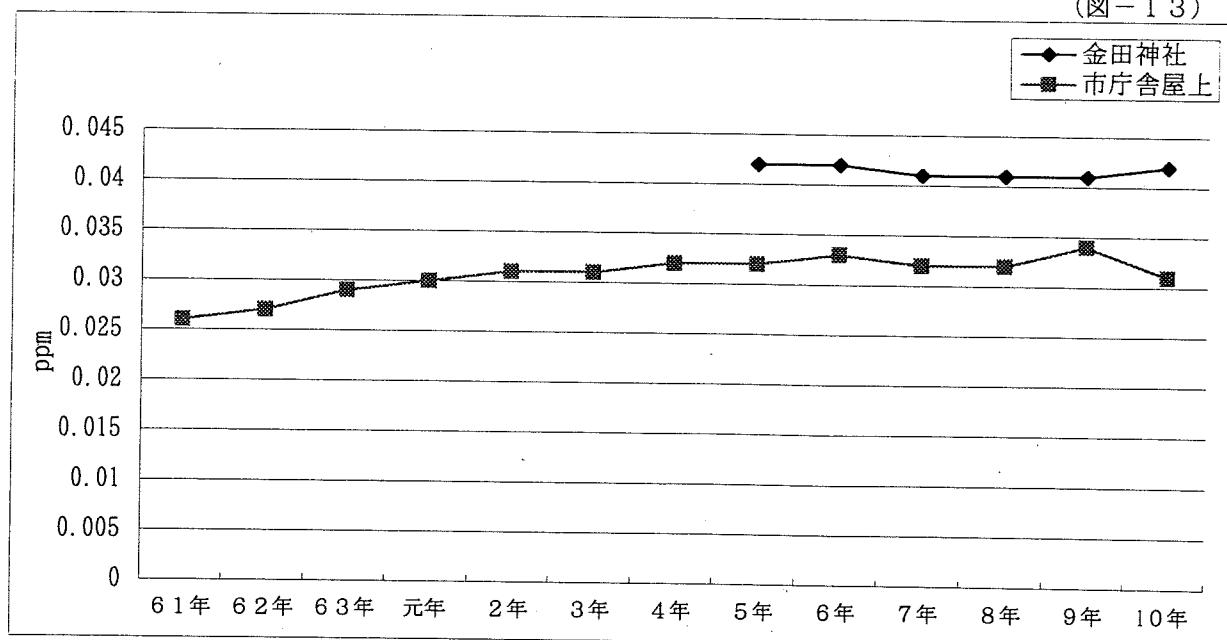
(図-12)



月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
金田神社1h値の最高値	0.112	0.097	0.106	0.091	0.102	0.077	0.111	0.096	0.093	0.101	0.095	0.095
金田神社1h値の平均値	0.047	0.038	0.041	0.035	0.031	0.034	0.035	0.044	0.048	0.046	0.050	0.053
市庁舎屋上1hの最高値	0.104	0.066	0.056	0.057	0.065	0.068	0.091	0.083	0.084	0.127	0.094	0.094
市庁舎屋上1hの平均値	0.033	0.026	0.026	0.023	0.023	0.028	0.033	0.037	0.036	0.036	0.038	0.039

NO₂経年変化

(図-13)



年度	61年	62年	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
金田神社								0.042	0.042	0.041	0.041	0.041	0.042
市庁舎屋上	0.026	0.027	0.029	0.030	0.031	0.031	0.032	0.032	0.033	0.032	0.032	0.034	0.031

⑥ オキシダント (Ox)

オキシダントは、工場や自動車の排出ガスなどに含まれている窒素酸化物と、ガス状の炭化水素系の物質が紫外線を受けて光化学反応を起こして生成される光化学スモッグの原因物質である。

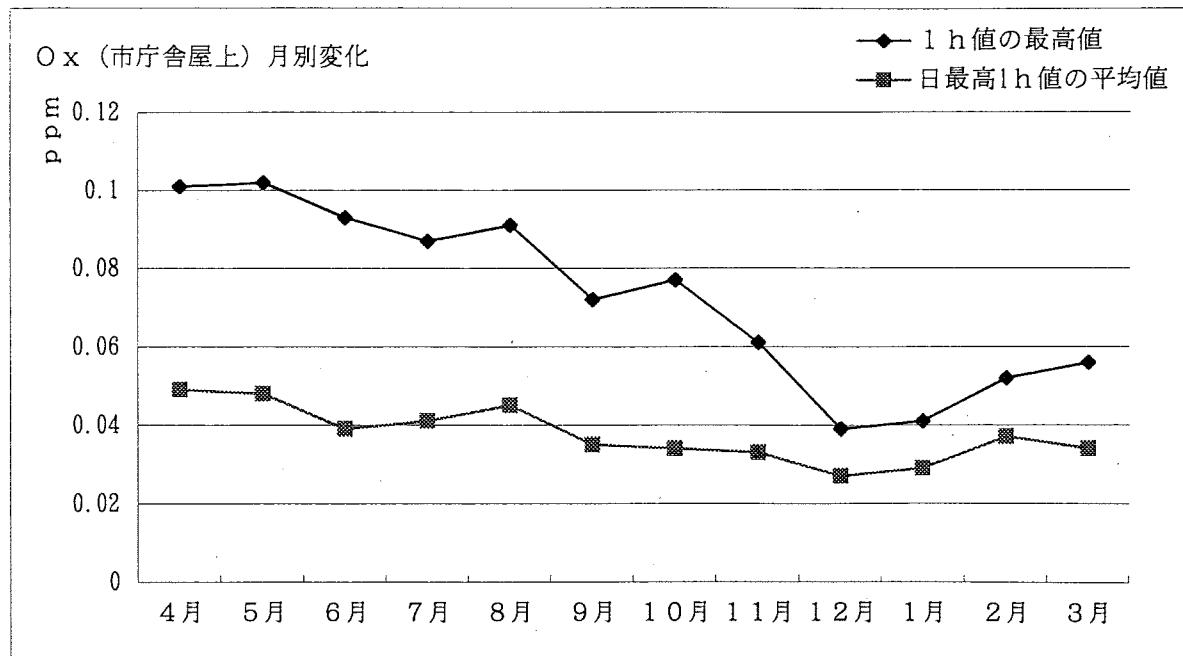
この物質は、濃度が高くなると目やのどに対する刺激や、植物を枯らす等の被害を与えることでも知られている。市役所の屋上の測定結果が県の定点測定結果となっており、平成10年度の測定結果は環境基準の1時間値0.06ppmを超えた時間数は140時間で、日数にして40日あり、昨年より減少した。また、光化学スモッグ注意報の発令基準である0.12ppmを超えた時間はなく、被害もありませんでした。オキシダントについては、自動車排出ガス対策や工場等の排煙対策が進み、環境基準達成までもう一歩のところに近づいている。

オキシダント (Ox)

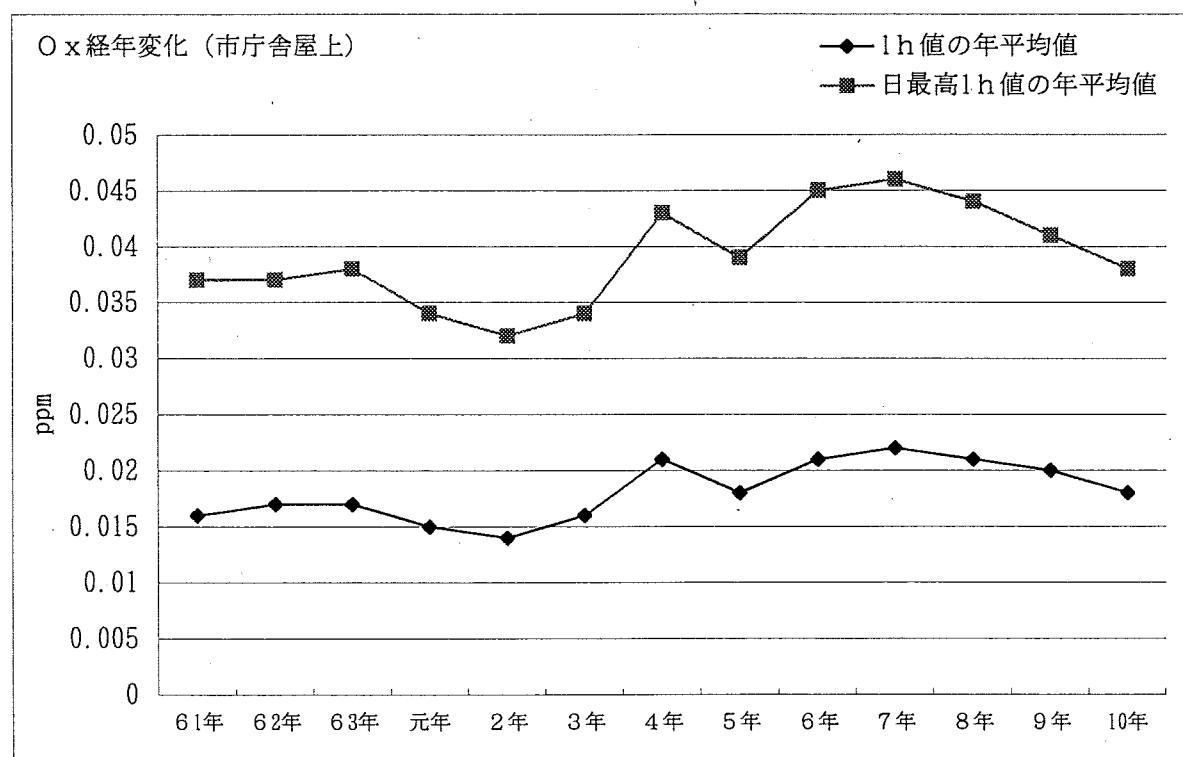
(表-8)

測 定 場 所	市庁舎屋上
有 効 測 定 日 数	345日
測 定 時 間 数	8014時間
日 最 高 1 時 間 値 の 年 平 均 値	0.038 ppm
1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間とその割合	40日(11.3%) 140時間(1.7%)
1時間値が0.12ppmを超えた日数及び時間とその割合	0日(0%) 0時間(0%)
1 時 間 値 の 年 平 均 値	0.018 ppm

(図-14)



(図-15)



年度	61年	62年	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
1 h 値の年平均値	0.016	0.017	0.017	0.015	0.014	0.016	0.021	0.018	0.021	0.022	0.021	0.020	0.018
日最高1 h 値の年平均値	0.037	0.037	0.038	0.034	0.032	0.034	0.043	0.039	0.045	0.046	0.044	0.041	0.038

市内測定点の項目別経年変化表（1時間値の年平均値）

(表-9)

測定場所	測定項目 [単位]	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
市 庁 舎 屋 上	二酸化硫黄 (SO ₂) [ppm]	0.007	0.007	0.007	0.008	0.008	0.008	0.009	0.008	0.007	0.007	0.008	0.008	0.006	0.006
	一酸化炭素 (CO) [ppm]	0.8	0.7	0.9	0.9	0.8	0.8	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	—
	浮遊粒子状物質 (SPM) [mg/m ³]	0.048	0.050	0.050	0.050	0.059	0.051	0.053	0.049	0.045	0.047	0.05	0.048	0.049	0.047
	一酸化窒素 (NO) [ppm]	0.021	0.024	0.023	0.025	0.025	0.024	0.025	0.023	0.024	0.022	0.024	0.024	0.021	0.022
	二酸化窒素 (NO ₂) [ppm]	0.026	0.027	0.029	0.030	0.031	0.031	0.032	0.032	0.032	0.033	0.032	0.032	0.034	0.031
	オキシダント (O _x) [ppm]	0.015	0.016	0.017	0.017	0.015	0.014	0.016	0.021	0.018	0.021	0.022	0.021	0.020	0.018
金 田 神 社	一酸化炭素 (CO) [ppm]	中央通りから測定局移設								1.5	1.4	1.4	1.4	1.2	1.3
	浮遊粒子状物質 (SPM) [mg/m ³]	中央通りから測定局移設								0.075	0.078	0.080	0.080	0.075	0.058
	一酸化窒素 (NO) [ppm]	中央通りから測定局移設								0.130	0.117	0.110	0.114	0.115	0.122
	二酸化窒素 (NO ₂) [ppm]	中央通りから測定局移設								0.042	0.042	0.041	0.041	0.041	0.042

※ 網文字の数値は、浮遊粉じんの測定値

※ —は調査を終了した。

(3) 市の自動測定機によるオキシダント濃度調査

① 玉川中学校におけるオキシダント濃度調査

- 調査期間 平成10年4月1日～平成11年3月31日
 調査場所 厚木市小野301番地の10 市立玉川中学校
 測定方法 電気化学計器製GXH-72M型全オキシダント自動測定機を使用し、中性ヨウ化カリウム反応液による吸光光度法にて測定。
 調査結果 この測定期は、昭和59年7月から測定を開始した。
 10年度のオキシダント濃度を環境基準と比較すると、0.06ppmを超えた時間数が119時間あり、全測定時間数8284時間に対する割合は、1.4%と昨年度の3.8%と比べ減少している。また、日数でも30日と昨年度の64日と比べ34日減少している。また、注意報発令基準の0.12ppmを超えた日は無く、時間数でも無く昨年と同等であった。最高値は8月13日の0.105ppmであった。

なお、年平均値は0.018ppmで経年にわざかずつではあるが減少してきている。

(表-10)

測 定 場 所		玉川中学校
有 効 測 定 日 数	119日	
測 定 時 間 数	8284時間	
日 最 高 1 時 間 値 の 年 平 均 値	0.034ppm	
1 時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間とその割合	30日(8.2%) 119時間(1.4%)	
1 時間値が0.12ppmを超えた日数及び時間とその割合	0日(0%) 0時間(0%)	
1 時 間 値 の 年 平 均 値	0.018ppm	

オキシダント測定結果（玉川中学校）

(表-11)

項目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	全期間
1時間値の平均値	0.027	0.027	0.02	0.014	0.018	0.01	0.014	0.018	0.012	0.016	0.02	0.022	0.018	
1時間値の最高値	0.101	0.103	0.084	0.086	0.105	0.037	0.07	0.088	0.034	0.04	0.048	0.057	0.105	
全測定時間	684	702	681	706	703	677	706	682	705	702	632	704	8284	
0.06ppmを超える時間数	41	33	12	11	19	0	2	1	0	0	0	0	0	119
割 合(%)	6	4.7	1.8	1.6	2.7	0	0.3	0.1	0	0	0	0	0	1.4
0.12ppmを超える時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間(5時～20時)の時間数	444	454	441	458	455	438	458	442	457	454	408	456	5365	
0.06ppmを超える時間数	41	32	12	11	19	0	2	1	0	0	0	0	0	118
割 合(%)	9.2	7.0	2.7	2.4	4.2	0	0.4	0.2	0	0	0	0	0	2.2
0.12ppmを超える時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

玉川中学校におけるオキシダント濃度経年変化

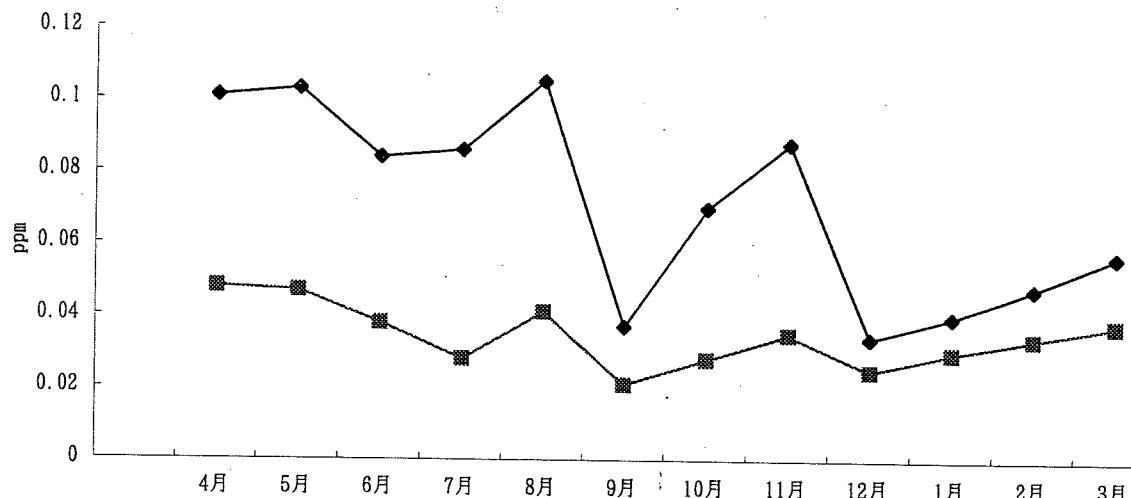
単位 ppm (表-12)

年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
1時間値の年平均値	0.024	0.026	0.024	0.025	0.020	0.02	0.018	0.023	0.024	0.025	0.024	0.023	0.018
4月～10月までの1時間値平均値	0.025	0.028	0.024	0.028	0.027	0.023	0.016	0.024	0.025	0.026	0.027	0.023	0.018

(図-16)

Ox (玉川中学校) 月別変化

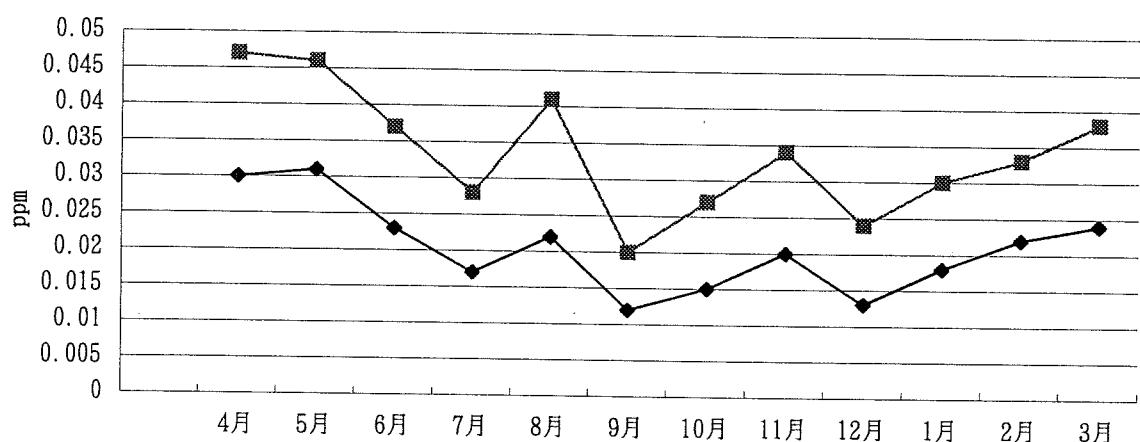
◆ 月 1時間値の最高値



(図-17)

Ox (玉川中学校) (5時～20時)

◆ 1時間値の平均値
■ 日最高1時間値の平均値



月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1時間値の平均値	0.03	0.031	0.023	0.017	0.022	0.012	0.015	0.02	0.013	0.018	0.022	0.024
日最高1時間値の平均値	0.047	0.046	0.037	0.028	0.041	0.02	0.027	0.034	0.024	0.03	0.033	0.038

② 北小学校におけるオキシダント濃度調査

調査期間 平成10年4月1日～平成11年3月31日
 調査場所 厚木市山際658番地 市立北小学校
 測定方法 電気化学計器製GXH-72M型全オキシダント自動測定機を使用し、中性ヨウ化カリウム反応液による吸光光度法にて測定。

調査結果 この測定期は、昭和54年9月から測定を開始した。

10年度のオキシダント濃度を環境基準と比較すると、0.06ppmを超えた時間数が90時間あり、全測定時間数8190時間に対する割合は、1.1%と昨年度の2.1%と比べ減少している。また、日数でも20日と昨年度の42日と比べ22日減少している。

また、注意報発令基準の0.12ppmを超えた日が1日あり、時間数では2時間あり昨年と比べ増加した。最高値は5月21日の0.147ppmであった。

なお、年平均値は0.012ppmで経年的には横ばいか減少傾向にある。

(表-13)

測定場所		北小学校
有効測定日数		357日
測定期間数		8190時間
日最高1時間値の年平均値		0.026ppm
1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間とその割合		20日(5.5%) 90時間(1.1%)
1時間値が0.12ppmを超えた日数及び時間とその割合		1日(0.3%) 2時間(0%)
1時間値の年平均値		0.012ppm

オキシダント測定結果(北小学校)

(表-14)

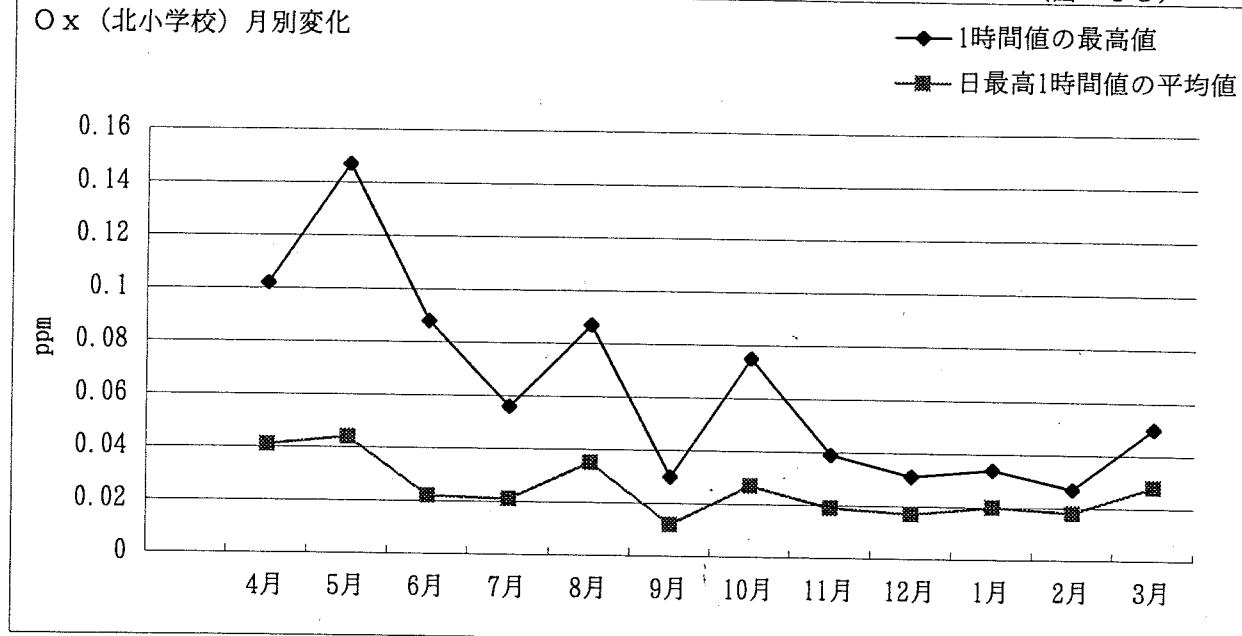
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	全期間
1時間値の平均値	0.02	0.023	0.01	0.009	0.014	0.005	0.012	0.008	0.007	0.008	0.008	0.014	0.012
1時間値の最高値	0.102	0.047	0.088	0.056	0.089	0.03	0.075	0.039	0.031	0.034	0.027	0.05	0.147
全測定期間	680	699	682	704	700	588	704	681	708	704	637	703	8190
0.06ppmを超える時間数	20	36	7	0	18	0	9	0	0	0	0	5	90
割合(%)	2.9	5.2	1	0	2.6	0.3	1.3	0	0	0	0	0.7	1.1
0.12ppmを超える時間数	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
昼間(5時～20時)の時間数	440	451	442	456	452	380	456	441	460	456	413	455	5302
0.06ppmを超える時間数	20	33	7	0	18	0	9	0	0	0	0	5	87
割合(%)	4.5	7.3	1.6	0	4	0.5	2	0	0	0	0	1.1	1.6
0.12ppmを超える時間数	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

北小学校におけるオキシダント濃度経年変化

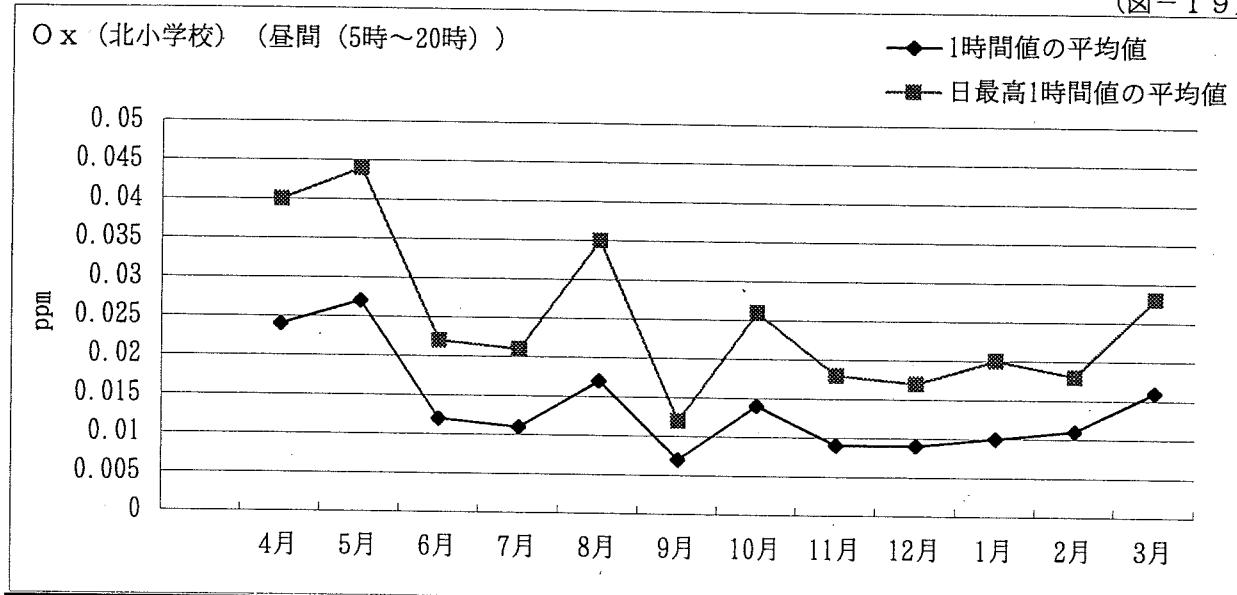
単位 ppm(表-15)

年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
1時間値の年平均値	0.016	0.021	0.017	0.017	0.017	0.016	0.018	0.015	0.013	0.015	0.016	0.015	0.012
4月～10月までの1時間値平均値	0.017	0.024	0.019	0.019	0.02	0.017	0.021	0.016	0.015	0.019	0.017	0.018	0.013

(図-18)



(図-19)



月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1時間値の平均値	0.024	0.027	0.012	0.011	0.017	0.007	0.014	0.009	0.009	0.01	0.011	0.016
日最高1時間値の平均値	0.04	0.044	0.022	0.021	0.035	0.012	0.026	0.018	0.017	0.02	0.018	0.028

③ 上荻野小学校におけるオキシダント濃度調査

調査期間 平成10年4月1日～平成11年3月31日
 調査場所 厚木市上荻野1429番地 市立上荻野小学校
 測定方法 電気化学計器製GXH-72M型全オキシダント自動測定機を使用し、中性ヨウ化カリウム反応液による吸光光度法にて測定。
 調査結果 この測定期は、昭和59年4月から測定を開始した。
 10年度のオキシダント濃度を環境基準と比較すると、0.06ppmを超えた時間数が193時間あり、全測定時間数8262時間に対する割合は、2.3%と昨年度の3.0%と比べ減少している。また、日数でも40日と昨年度の52日と比べ12日減少している。
 また、注意報発令基準の0.12ppmを超えた日が1日で、時間数では4時間あり昨年と比べ増加した。最高値は4月11日の0.141ppmであった。
 なお、年平均値は0.022ppmで経年的には横ばい傾向にある。

(表-16)

測定場所	上荻野小学校
有効測定期日数	359日
測定期間数	8262時間
日最高1時間値の年平均値	0.039ppm
1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間とその割合	40日(11.0%) 193時間(2.3%)
1時間値が0.12ppmを超えた日数及び時間とその割合	1日(0.8%) 4時間(0%)
1時間値の年平均値	0.022ppm

オキシダント測定結果(上荻野小学校)

(表-17)

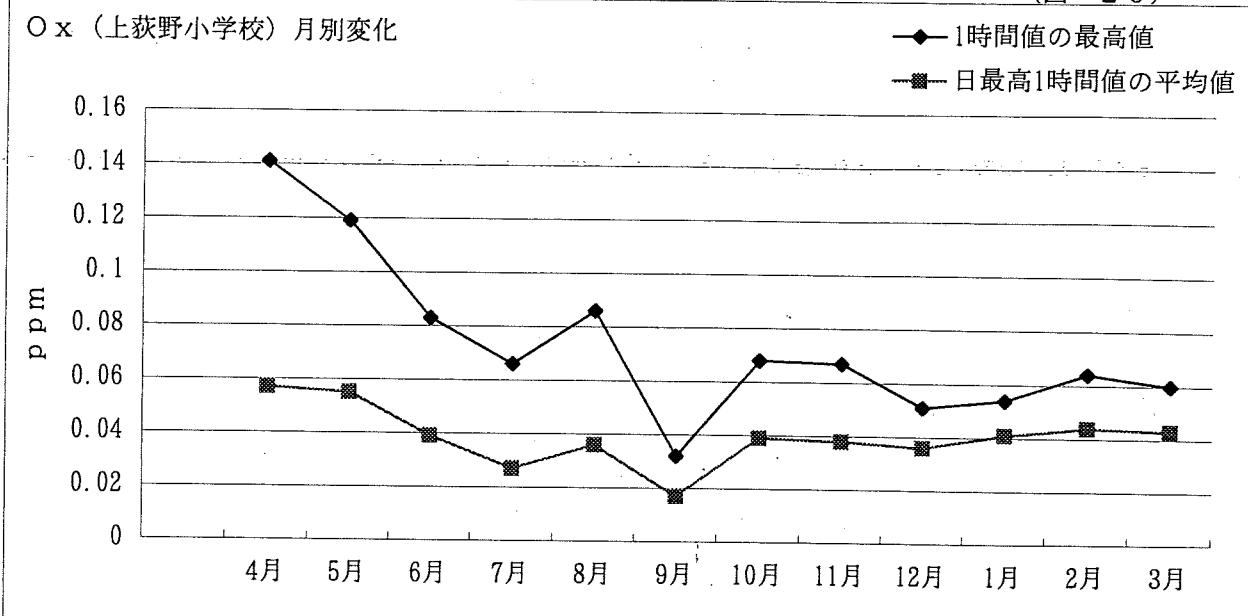
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	全期間
1時間値の平均値	0.033	0.032	0.021	0.012	0.014	0.009	0.021	0.021	0.019	0.024	0.024	0.028	0.022
1時間値の最高値	0.141	0.119	0.083	0.066	0.086	0.032	0.068	0.067	0.051	0.054	0.064	0.06	0.141
全測定期間	686	666	679	702	703	689	704	682	706	705	636	704	8262
0.06ppmを超える時間数	86	57	17	1	17	0	10	3	0	0	2	0	193
割合(%)	12.5	8.6	2.5	0.1	2.4	0	1.4	0.4	0	0	0.3	0	2.3
0.12ppmを超える時間数	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
昼間(5時～20時)の時間数	443	435	441	454	455	443	456	442	458	457	412	456	5352
0.06ppmを超える時間数	74	47	17	1	17	0	10	3	0	0	2	0	171
割合(%)	16.7	10.8	3.9	0.2	3.7	0	2.2	0.7	0	0	0.5	3.5	3.2
0.12ppmを超える時間数	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4

上荻野小学校におけるオキシダント濃度経年変化

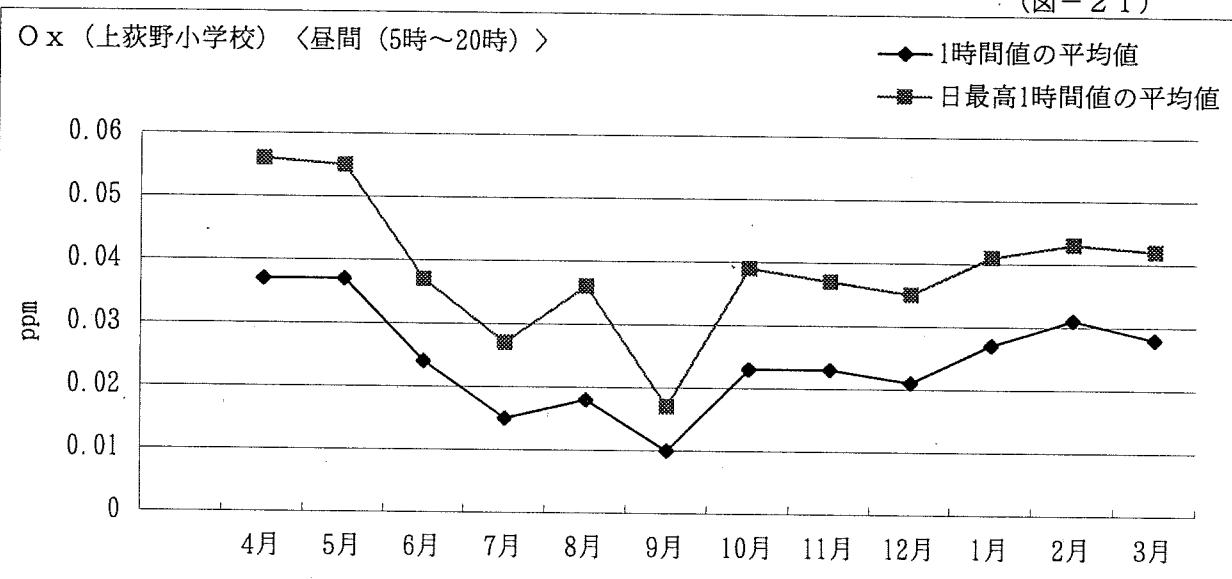
単位ppm (表-18)

年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
1時間値の年平均値	0.026	0.024	0.028	0.027	0.027	0.024	0.024	0.021	0.025	0.026	0.025	0.023	0.022
4月～10月までの1時間値平均値	0.027	0.025	0.029	0.029	0.028	0.027	0.028	0.028	0.024	0.027	0.028	0.024	0.02

(図-20)



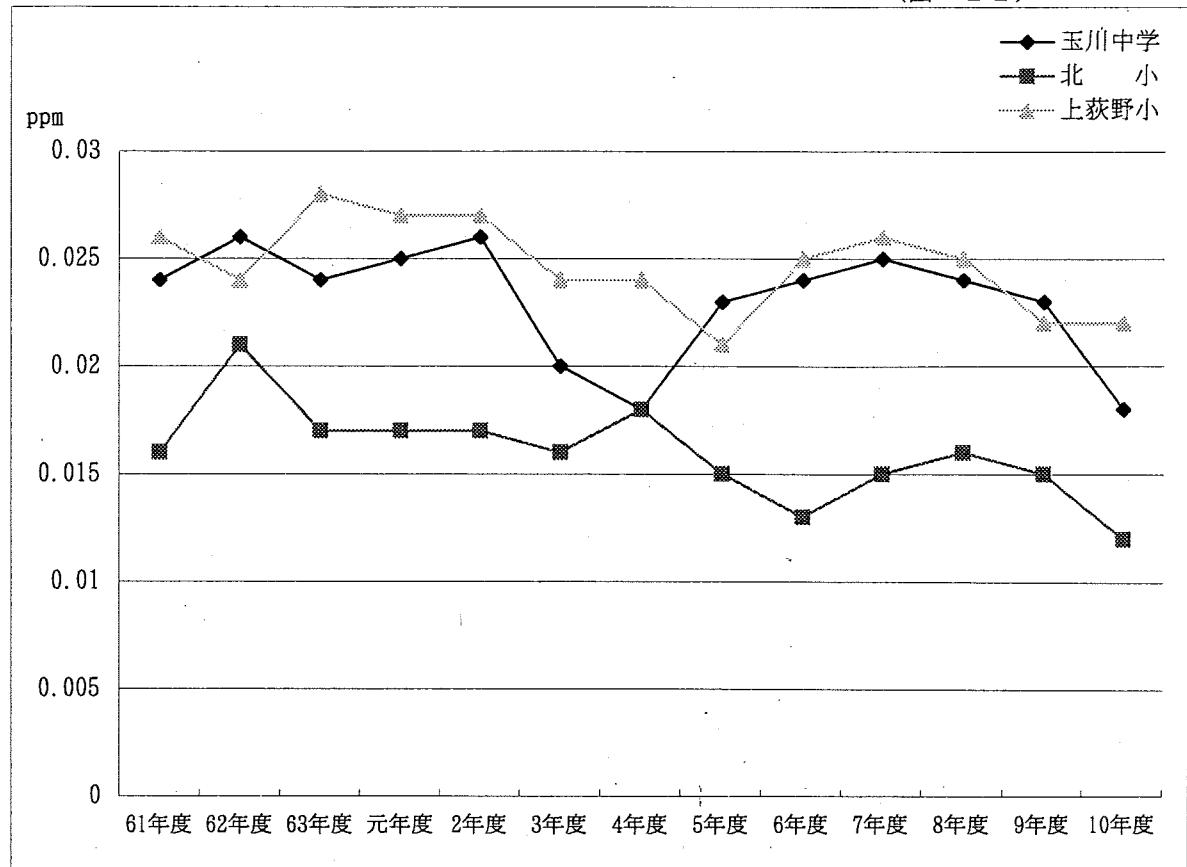
(図-21)



月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1時間値の平均値	0.026	0.024	0.028	0.027	0.027	0.024	0.024	0.021	0.025	0.026	0.025	0.023
日最高1時間値の平均値	0.027	0.025	0.029	0.029	0.028	0.027	0.028	0.028	0.024	0.027	0.028	0.024

○x 経年変化 (1時間値の年平均値)

(図-22)



年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
玉川中学	0.024	0.026	0.024	0.025	0.026	0.020	0.018	0.023	0.024	0.025	0.024	0.023	0.018
北 小	0.016	0.021	0.017	0.017	0.017	0.016	0.018	0.015	0.013	0.015	0.016	0.015	0.012
上荻野小	0.026	0.024	0.028	0.027	0.027	0.024	0.024	0.021	0.025	0.026	0.025	0.022	0.022

自動測定機によるオキシダント濃度測定結果

(表-19)

測定局名		測定年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	全期間
玉川中学校	1時間値の最高値		0.101	0.103	0.084	0.086	0.105	0.037	0.07	0.088	0.034	0.04	0.048	0.057	0.105
	1時間値の平均値		0.027	0.027	0.02	0.014	0.018	0.01	0.014	0.018	0.012	0.016	0.02	0.022	0.018
	日最高1時間値の平均値		0.048	0.047	0.038	0.028	0.041	0.021	0.028	0.035	0.025	0.03	0.034	0.038	0.034
	環境基準を超えた日数		8	6	4	3	7	0	1	1	0	0	0	0	30
上荻野小学校	1時間値の最高値		0.141	0.119	0.083	0.066	0.086	0.032	0.068	0.067	0.051	0.054	0.064	0.06	0.141
	1時間値の平均値		0.033	0.032	0.021	0.012	0.014	0.009	0.021	0.021	0.019	0.024	0.028	0.026	0.022
	日最高1時間値の平均値		0.057	0.055	0.039	0.027	0.036	0.017	0.039	0.038	0.036	0.041	0.044	0.043	0.039
	環境基準を超えた日数		12	7	6	1	6	0	5	2	0	0	1	0	40
北小学校	1時間値の最高値		0.102	0.147	0.088	0.056	0.089	0.03	0.075	0.039	0.031	0.034	0.027	0.05	0.147
	1時間値の平均値		0.02	0.023	0.01	0.009	0.014	0.005	0.012	0.008	0.007	0.008	0.008	0.014	0.012
	日最高1時間値の平均値		0.041	0.044	0.022	0.021	0.035	0.012	0.027	0.019	0.017	0.02	0.018	0.028	0.026
	環境基準を超えた日数		5	6	1	0	5	0	3	0	0	0	0	0	20

(4) 市の自動測定機による窒素酸化物濃度調査

① 不燃物処理場跡地における窒素酸化物濃度調査

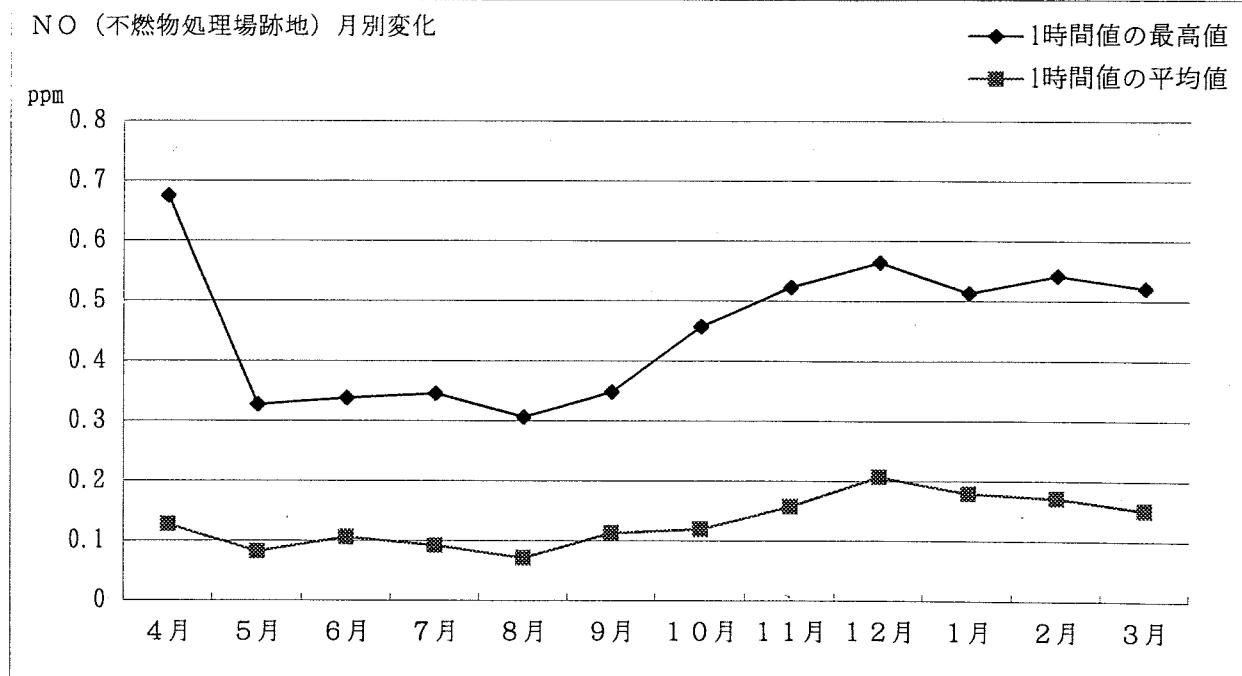
- 調査期間 平成10年4月1日～平成11年3月31日
- 調査場所 厚木市船子262番地 厚木市不燃物処理場跡地
- 測定方法 電気化学計器製G P H-74M-1型窒素酸化物自動測定機を使用し、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法にて測定
- 測定結果 この測定局は、昭和55年9月から測定を開始した。
10年度の二酸化窒素濃度を環境基準と比較すると、0.06ppmを超えた日が72日あり、昨年度の100日と比べ28件減少している。全測定日数(365日)に対する割合は19.7%と高い値を占めている。また、1時間値の年平均値では0.049ppmであり、ほぼ横ばい傾向にある。
一酸化窒素については環境基準の設定がないが、10年度の1時間値の年平均値は、0.131ppmであり経年的にはほぼ横ばいといえる。

二酸化窒素測定結果（不燃物処理場跡地）

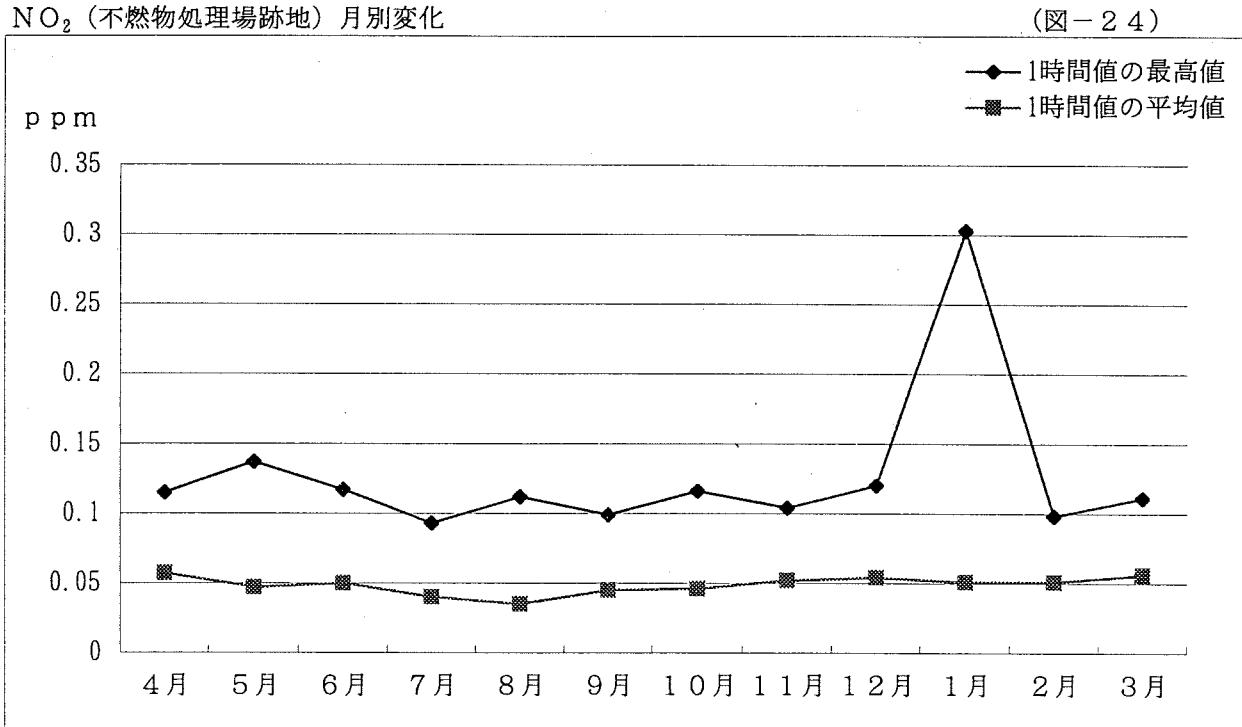
(表-20)

項目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	全期間
1時間値の平均値		0.057	0.047	0.05	0.04	0.035	0.045	0.046	0.052	0.054	0.051	0.051	0.056	0.049
1時間値の最高値		0.115	0.137	0.117	0.093	0.112	0.099	0.116	0.104	0.12	0.303	0.098	0.111	0.303
日平均値の98%値		0.081	0.072	0.067	0.061	0.049	0.067	0.062	0.065	0.066	0.081	0.064	0.07	0.075
全測定 (時間数)	日 数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
		716	738	714	739	739	714	740	715	738	740	665	738	8696
日平均値0.06ppm を超えた日数		12	8	7	2	0	3	3	6	8	8	4	11	72
割合 (%)		40	25.8	23.3	6.5	0	10	9.7	20	25.8	25.8	14.3	35.5	19.7

(図-23)

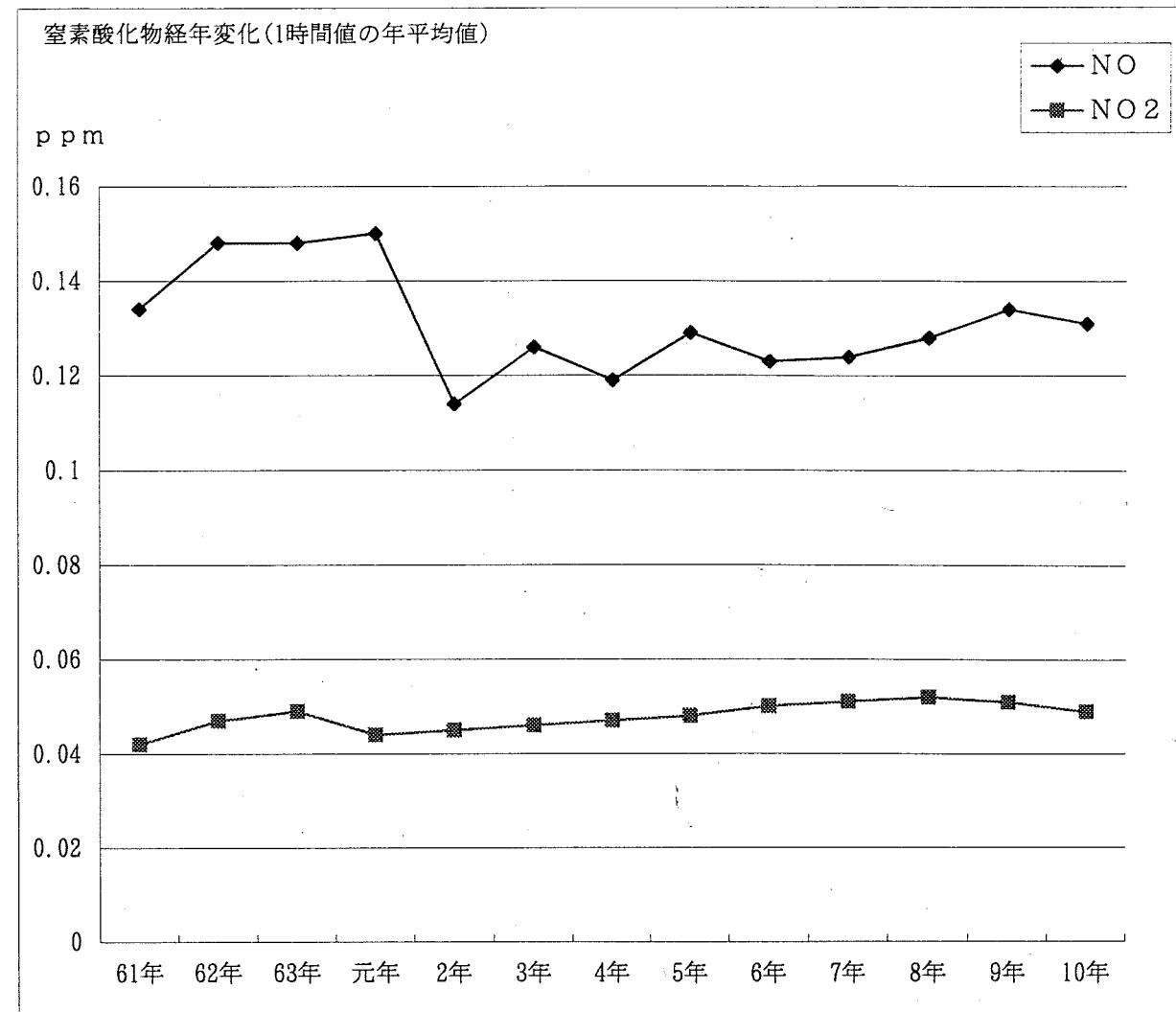


月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1時間値の最高値	0.675	0.327	0.338	0.345	0.306	0.348	0.457	0.523	0.564	0.513	0.542	0.521
1時間値の平均値	0.127	0.082	0.106	0.092	0.071	0.113	0.119	0.157	0.207	0.179	0.171	0.151



月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1時間値の最高値	0.115	0.137	0.117	0.093	0.112	0.099	0.116	0.104	0.12	0.303	0.098	0.111
1時間値の平均値	0.057	0.047	0.05	0.04	0.035	0.045	0.046	0.052	0.054	0.051	0.051	0.056

(図-25)



年度	61年	62年	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
NO	0.134	0.148	0.148	0.15	0.114	0.126	0.119	0.129	0.123	0.124	0.128	0.134	0.131
NO ₂	0.042	0.047	0.049	0.044	0.045	0.046	0.047	0.048	0.050	0.051	0.052	0.051	0.049

② 緑ヶ丘小学校における窒素酸化物濃度調査

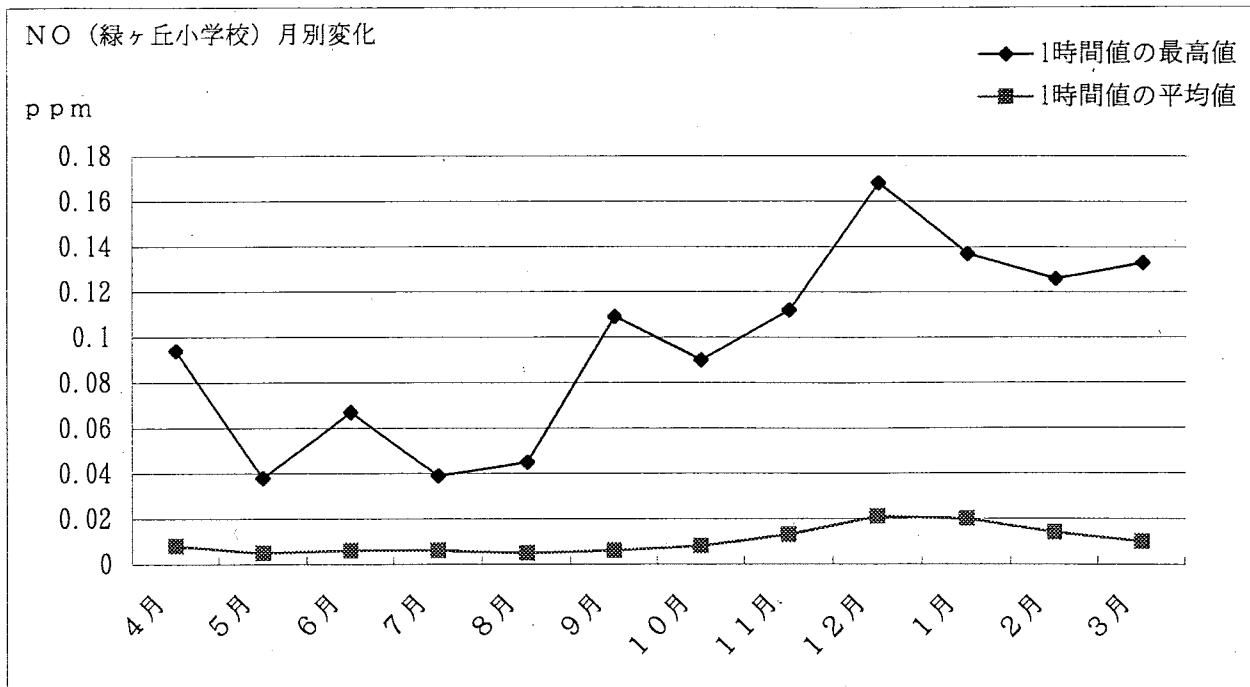
調査期間 平成10年4月1日～平成11年3月31日
 調査場所 厚木市緑ヶ丘4-1-1 市立緑ヶ丘小学校
 測定方法 電気化学計器製G P H-74M-1型窒素酸化物自動測定機を使用し、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法にて測定
 測定結果 この測定局は、昭和60年9月から測定を開始した。
 10年度の二酸化窒素濃度を環境基準と比較すると、0.06ppmを超えた日がなく、また、1時間値の年平均値では0.022ppmであり、昨年度より若干減少している。
 一酸化窒素については環境基準の設定がないが、10年度の1時間値の年平均値は、0.022ppmであり経年的にはほぼ横ばいといえる。

二酸化窒素測定結果（緑ヶ丘小学校）

(表-21)

項目\月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	全期間
1時間値の平均値	0.021	0.016	0.021	0.017	0.015	0.018	0.02	0.025	0.029	0.028	0.027	0.026	0.022
1時間値の最高値	0.095	0.045	0.057	0.057	0.056	0.059	0.054	0.078	0.075	0.077	0.078	0.083	0.095
日平均値の98%値	0.031	0.027	0.033	0.032	0.028	0.035	0.032	0.037	0.04	0.04	0.04	0.038	0.04
全測定 日数 (時間数)	30 717	31 738	30 715	31 737	31 738	30 716	31 740	29 710	31 736	31 739	28 667	31 738	364 8691
日平均値0.06ppm を超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

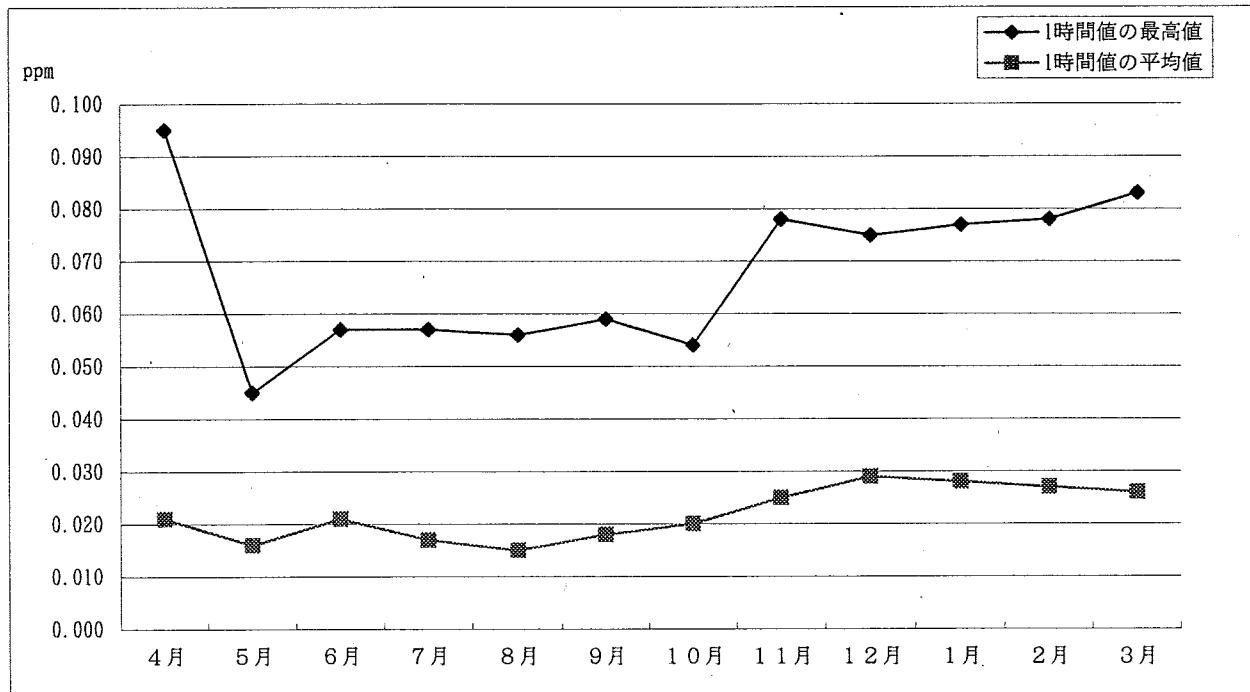
(図-26)



月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1時間値の最高値	0.094	0.038	0.067	0.039	0.045	0.109	0.089	0.112	0.168	0.137	0.126	0.133
1時間値の平均値	0.008	0.005	0.006	0.006	0.005	0.006	0.008	0.013	0.021	0.02	0.014	0.01

NO2 (緑ヶ丘小学校) 月別変化

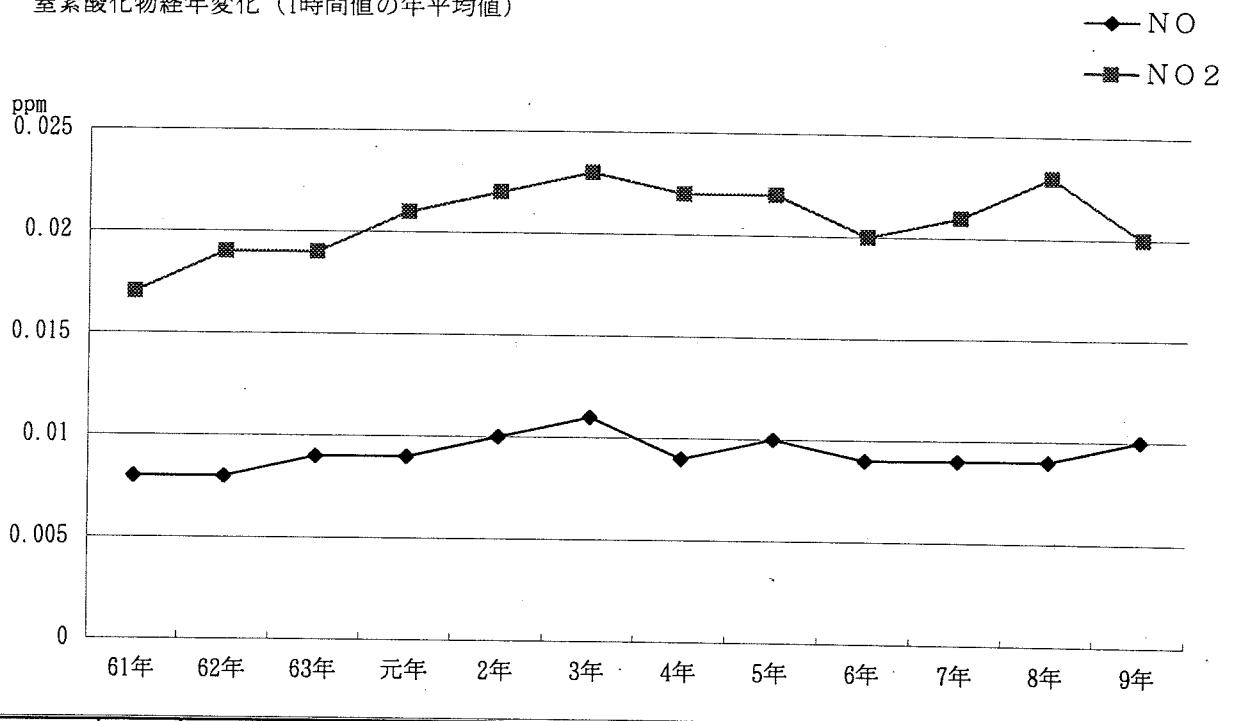
(図-27)



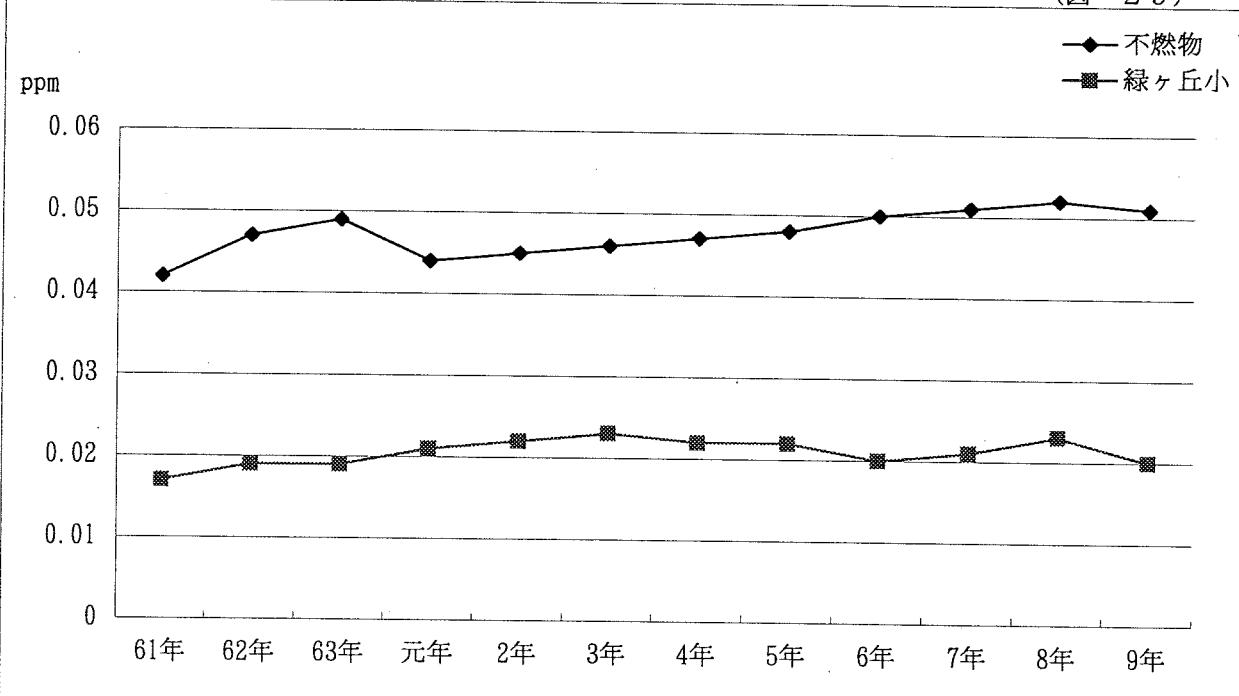
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1時間値の最高値	0.095	0.045	0.057	0.057	0.056	0.059	0.054	0.078	0.075	0.077	0.078	0.083
1時間値の平均値	0.021	0.016	0.021	0.017	0.015	0.018	0.02	0.025	0.029	0.028	0.027	0.026

(図-28)

窒素酸化物経年変化(1時間値の年平均値)

NO₂経年変化(1時間値の年平均値)

(図-29)



年度	61年	62年	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
不燃物	0.042	0.047	0.049	0.044	0.045	0.046	0.047	0.048	0.050	0.051	0.052	0.051	0.049
緑ヶ丘小	0.017	0.019	0.019	0.021	0.022	0.023	0.022	0.022	0.020	0.021	0.023	0.022	0.022

自動測定機による窒素酸化物濃度測定結果（二酸化窒素）

(表-22)

測定期間		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	全期間
測定期間		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	全期間
不燃物 処理場跡地	1時間値の最高値	0.115	0.137	0.117	0.093	0.112	0.099	0.116	0.104	0.12	0.303	0.098	0.111	0.303
	1時間値の平均値	0.057	0.047	0.05	0.04	0.035	0.045	0.046	0.052	0.054	0.051	0.051	0.056	0.049
	日平均値の最高値	0.083	0.077	0.074	0.063	0.056	0.068	0.069	0.066	0.067	0.09	0.065	0.082	0.09
	日平均値0.06ppmを超えた日数	12	8	7	2	0	3	3	6	8	8	4	11	72
緑ヶ丘 小学校	1時間値の最高値	0.095	0.045	0.057	0.057	0.056	0.059	0.054	0.078	0.075	0.077	0.078	0.083	0.095
	1時間値の平均値	0.021	0.016	0.021	0.017	0.015	0.018	0.02	0.025	0.029	0.028	0.027	0.026	0.022
	日平均値の最高値	0.038	0.028	0.033	0.04	0.032	0.036	0.039	0.041	0.04	0.045	0.045	0.043	0.045
	日平均値0.06ppmを超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 光化学スモッグ

昭和45年東京都に発生した光化学スモッグは、翌昭和46年厚木市の玉川中学校の生徒にも被害が発生し、全国的に大きな社会問題となった。

光化学スモッグ発生のメカニズムは十分解明されたとはいえないが、工場や自動車の排ガスなどに含まれている窒素酸化物と、ガス状の炭化水素系物質が太陽の紫外線のもとで光化学反応を起こし、二次的産物である光化学オキシダントを生成し、これが光化学スモッグの原因となり目やのどに対する刺激や、植物が枯れる等の被害が発生するといわれている。

光化学スモッグの発生は気象条件に左右されやすく、次のような条件が重なる夏期は特に発生しやすい。

- ・ 天候が晴れで日射量が多い
- ・ 風速が3m／秒未満
- ・ 視界が悪く4～6km以下
- ・ 最高気温が25℃以上

光化学スモッグ緊急時の発令基準

(表-23)

予 報			注 意 報	警 報	重大緊急時警報
前 日 (午後5時)	当 日 (午前10時)	特 別 (隨時)			
注意報の発令基準の程度に汚染するおそれがあると予測したとき	1時間値0.12ppm以上である大気の汚染の状態になった時	1時間値0.24ppm以上である大気の汚染の状態になった時	1時間値0.4ppm以上である大気の汚染の状態になった時	1時間値0.4ppm以上である大気の汚染の状態になった時	1時間値0.4ppm以上である大気の汚染の状態になった時

① 光化学スモッグ注意報発令状況

神奈川県では4月から10月までの7か月間をスモッグの発令期間としている。

平成10年度は県下に10回緊急時措置（注意報）が発令され、うち厚木市の属する県央地域には1回発令された。

平成10年度は、4、5月の発令日が例年に比べかなり多いのは、今年度この期間の気温が記録的に高く大気が弱い安定状態にあったため、汚染物質の拡散が起こりにくかったものと考えられる。

県下における発令回数は若干減少傾向にある。

なお、平成4年度以降は市内において被害者は出でていない。

※ 県央地区とは、厚木市・相模原市・座間市・大和市・伊勢原市・秦野市・海老名市
綾瀬市・愛川町を総称する。

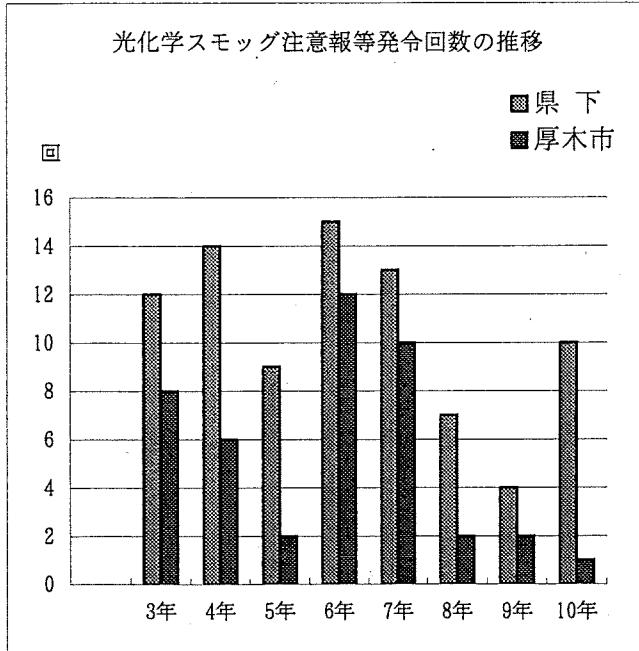
光化学スモッグ注意報発令状況（県央地域）

伊勢原市役所
伊勢原市
8月1日

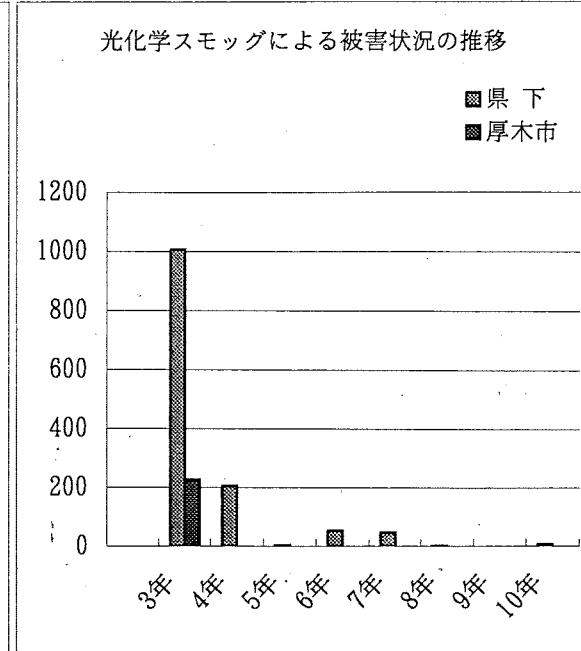
(表-24)

回数	発令日	発令時間 解除時間	発令場所	O _x 最高濃度 (ppm) 時間	
1	4月20日	15:20～18:20	伊勢原市役所	0.136	15:00

(図-30)



(図-31)



年度	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
県下	12	14	9	15	13	7	4	10
厚木市	8	6	2	12	10	2	2	1

年度	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
県下	1007	205	3	53	46	1	0	7
厚木市	226	0	0	0	0	0	0	0

② 光化学スモッグ対策

光化学スモッグによる被害防止のため、神奈川県では、昭和46年5月「光化学公害緊急時の暫定措置要綱」を定め、緊急時の体制を整備するとともに、47年6月には「神奈川県大気汚染緊急時措置要綱」を制定施行した。厚木市においても、昭和46年7月に「厚木市光化学スモッグ公害対策実施要綱」を定め、その後、更にこの体制を強化するため、昭和58年4月に全面改正を行い、新たに「厚木市光化学スモッグ緊急時対策実施要綱」とし、県から注意報等の緊急措置が発令された際の被害防止の措置を定めている。

市は、緊急時措置発令の情報を県からテレファックス（自動伝送装置で、市環境総務課内に設置）により受けた場合、それを市民に迅速かつ的確に周知し、光化学スモッグによる被害防止措置を早急に実施する必要がある。

このため、市では、次のような方法で情報の周知を図っている。

[一般市民]

- 防災行政無線による放送

市内265か所に設置された無線網を使用する。これは昭和57年度から運用を開始したものである。

- 「光化学スモッグ注意報発令中」等の表示板の掲示

市内29か所に表示板を掲出する。

表示場所は次のところ。市庁舎、市消防本部、総合福祉センター、市保健センター（女性センター）、市役所駅連絡所（本厚木駅）、市荻野運動公園、市文化会館、市営グランド、市営玉川野球場、市七沢自然教室、市中央図書館、市立公民館（12館）、市農協依知・相川支所、イトーヨーカ堂厚木店、マツザカヤストア（緑ヶ丘団地）

- 県テレホン・サービス（電話番号 0463-24-3322）

緊急時措置発令等の情報を刻々とわかりやすく的確に知らせるため、テレホン・サービス装置を設置してある。

- 報道機関に対する情報提供

[学校・保育所(園)・幼稚園]

- 小・中学校への周知

環境総務課から教育委員会学校管理課を通じて周知する。なお、市域内の高校へは、県大気保全課が県学校担当組織により周知する。

- 保育所(園)

環境総務課から児童福祉課を通じて周知する。

- 幼稚園

環境総務課から周知する。

緊急時等の措置

(表-25)

予 報		注 意 報	警 報	重大緊急時 警 報
前 日	当 日 及び 特 別			
<p>1 ばい煙排出者に對し、 (1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底し、不要不急の燃焼を中止すること (2) 翌日午前6時から通常燃料使用量の削減若しくは、同程度の措置、燃焼を伴わずに窒素酸化物が発生する作業の自粛及び炭化水素系物質を取り扱っている場合は、その排出防止に努めることについて協力を要請する。</p> <p>2 一般県民に対し (1) 自動車の使用的自粛 (2) 学童、生徒の特に過激な運動の自粛について協力を要請する。</p>	<p>1 主要ばい煙排出者に対し、ばい煙減少計画の注意報段階の措置を実施することについて協力を要請する。 2 1以外のばい煙排出者に対し、 (1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること (2) 不要不急の燃焼を中止することについて協力を要請する。 3 一般県民に対し (1) 自動車の使用的自粛 (2) 学童、生徒の特に過激な運動の自粛について協力を要請する。</p>	<p>第一種措置 1 主要ばい煙排出者に対し、 (1) 原則として、通常燃料使用量の20%減若しくは、それと同程度の効果を有する措置をとること (2) 燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業を自粛すること (3) 炭化水素系物質を取り扱っている場合（貯蔵を含む。）は、その排出防止に努めることを勧告する。 2 1以外のばい煙排出者に対し、 (1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること (2) 不要不急の燃焼を中止することを勧告する。 3 自動車使用者に対し、必要に応じ発令地域を通過しないことを要請する。 4 一般県民に対し (1) 自動車の使用、外出の自粛 (2) 学童、生徒の過激な運動の自粛を要請する。</p>	<p>第二種措置 1 主要ばい煙排出者に対し、 (1) 原則として、通常燃料使用量の25%減若しくは、それと同程度の効果を有する措置をとること (2) 燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業を自粛すること (3) 炭化水素系物質を取り扱っている場合（貯蔵を含む。）は、その排出防止に努めることを勧告する。 2 1以外のばい煙排出者に対し、 (1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること (2) 不要不急の燃焼を中止することを勧告する。 3 自動車使用者に対し、必要に応じ発令地域を通過しないことを要請する。 4 一般県民に対し (1) 自動車の使用、外出の自粛 (2) 学童、生徒の過激な運動の中止を要請する。</p>	<p>第三種措置 1 主要ばい煙排出者に対し、 (1) 原則として、通常燃料使用量の40%減若しくは、それと同程度の効果を有する措置をとることを命ぜる。 (2) 燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業中止を勧告する。 (3) 炭化水素系物質を取り扱っている場合（貯蔵を含む。）は、その作業の中止を勧告する。 2 必要に応じ公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとることを要請する。 3 一般県民に対し (1) 自動車の使用、外出の自粛 (2) 学童、生徒の屋外運動の中止を要請する。</p>

(6) 酸性雨（湿性大気汚染）

酸性雨は、工場・自動車等から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物などの大気汚染物質が上空で移流拡散する間に硫酸や硝酸等の物質に交換され、それらが雨水に取り込まれることにより起こるといわれている。

一般に大気の正常な地域に降る雨水の酸性度（pH）は、大気中の二酸化炭素により雨水が飽和されることから、pH 5.6程度になるといわれ、それよりも低い値を示す雨水を酸性雨と呼んでいる。

神奈川県では昭和49年から調査を開始し、毎年県下の雨水を採取・分析する酸性雨実態調査を被害の発生しやすい梅雨時期に行ってきている。本市ではその調査に協力する形で当初より参加している。

・市内の調査状況

期間 平成10年6月8日(月)～7月10日(金)

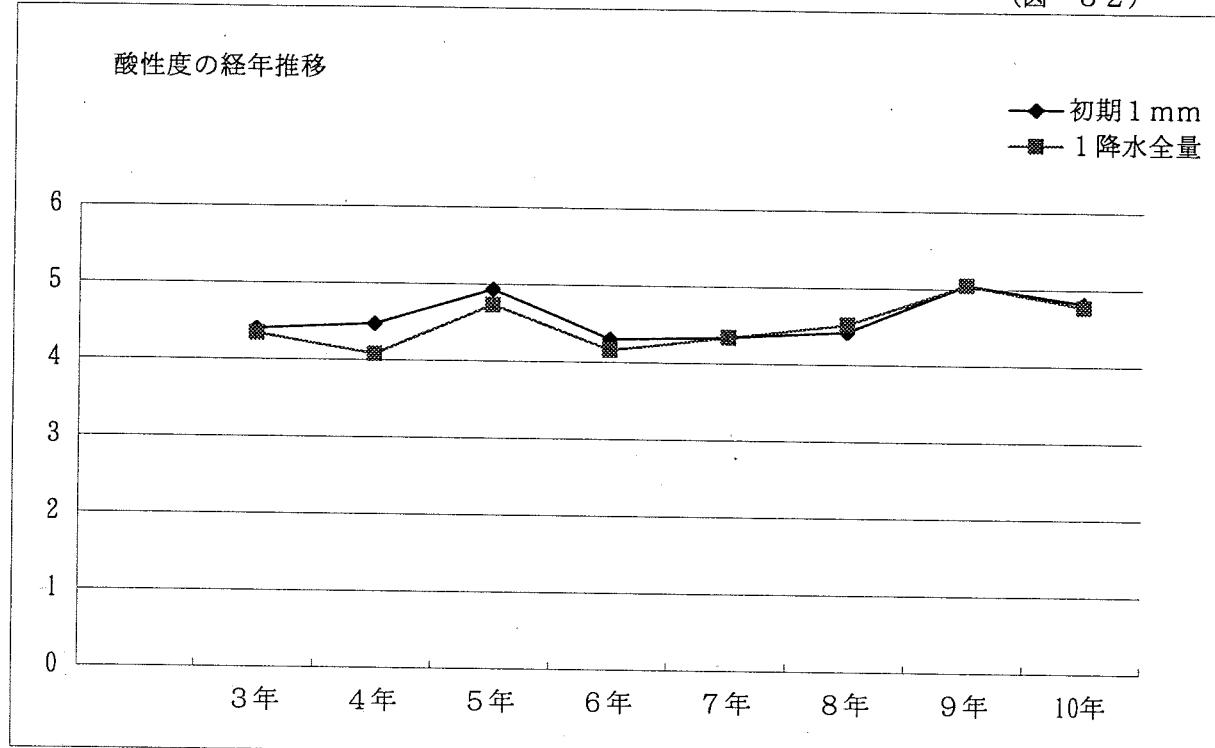
測定場所 市庁舎屋上

測定結果 表-26のとおり

(表-26)

場所	採取方法	測定回数	pH		
			最低	最高	単純平均
市庁舎屋上	初期1mm降水	8	3.59	5.93	4.82
	1降水全量	8	3.59	5.93	4.77

(図-32)



年度	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
初期1mm	4.4	4.47	4.93	4.3	4.34	4.42	5.05	4.82
1降水全量	4.34	4.08	4.73	4.16	4.34	4.52	5.05	4.77

(7) ダイオキシン類環境調査

ダイオキシンは、物を燃やしたり塩素を含む有機化合物を製造する過程などで、副生成物として自然に生成されてしまうもので、廃棄物の焼却施設が最大の発生源とされている。

煙などと一緒に空気中に排出されたダイオキシンは、次第に地面に落ちてきて、土砂とともに強い雨などにより河川や海に流出し、プランクトンから始まる食物連鎖を通じて、次第に魚介類の体内に蓄積されるものと考えられている。

また、ダイオキシンが植物の葉に付着する場合があり、これらをえさとする動物の体の中にも取り込まれるものと考えられている。

このような結果、ダイオキシンを含む食品を食べたり、ダイオキシンを含む空気を吸うことにより人体に取り組まれるものと考えられている。

市内における大気中のダイオキシン濃度は平成10年度から調査を開始し、表-27に示すように年4回の平均値は、 $0.51\text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ であった。

国で定めた大気環境指針値 $0.80\text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ を下回る結果であった。

表-27
大気調査結果

単位： $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$

調査月	調査場所、厚木市役所
5月	0.47
8月	0.57
11月	0.81
2月	0.17
平均値	0.51

3 水質汚濁

環境基準

昭和45.9.1
環境基準

(1) 概況

昭和46年12月に水質汚濁に係る環境基準として「人の健康の保護に関する基準」と「生活環境の保全に関する基準」が定められ、基準を達成するための手法として「水質汚濁防止法」や「排水基準を定める総理府令」などが相前後して制定された。

市内を流下する相模川は、「生活環境の保全に関する基準」のA類型に指定されており、相模大堰や寒川取水堰で飲料水として取水されているため、工場・事業所に対し、法で定める基準よりも激しい県条例の規制が行われている。

相模川については、「水質汚濁防止法」に基づき、県が定期的に調査を実施しているほか、市においても昭和46年度から相模川他5河川の調査を実施しており、平成10年度は、全ての一級河川及び準用河川3箇所その他水路4箇所の調査を実施した。

相模川は昭和60年度以降環境基準を達成している。

工場事業場排水については、県条例に基づき、平成10年度は26社の水質調査を実施した。

① 水質汚濁に係る環境基準

●人の健康の保護に関する基準（健康項目）

(表-1)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/1 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,1,-トリクロロエタン	1 mg/1 以下
鉛	0.01 mg/1 以下	1,1,2,-トリクロロエタン	0.006 mg/1 以下
六価クロム	0.05 mg/1 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/1 以下
砒素	0.01 mg/1 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1 以下
総水銀	0.0005 mg/1 以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/1 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チウラム	0.006 mg/1 以下
PCB	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/1 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/1 以下	チオベンカルブ	0.02 mg/1 以下
四塩化炭素	0.002 mg/1 以下	ベンゼン	0.01 mg/1 以下
1,2-ジクロロメタン	0.004 mg/1 以下	セレン	0.01 mg/1 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/1 以下		

●生活環境の保全に関する基準

相模川中流（城山ダムから寒川取水堰まで）

(表-2)

類型	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
A	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000 MPN/100ml以下

※本市にかかる水域に限定

(2) 河川水質調査

本市における相模川水系は、相模川本流が水質汚濁に係る環境基準のA類型の区域に指定されており、特に水質保全が要求されている。

そのため、本市では、汚濁状況の把握と今後の対策に資するため、相模川を含む主要6河川及び流入7河川について最大46項目について水質調査を実施した。

調査日（採水日）

第1回（春季） 平成10年5月21日 第2回（夏季） 平成10年8月4日

第3回（秋季） 平成10年11月16日 第4回（冬季） 平成11年2月8日

採水地点

相模川、中津川の上・下流、荻野川、小鮎川、恩曾川、玉川の上・中・下流及びその流入河川等（山際川、善明川、真弓川、華厳排水路、干無川、尼寺排水路、細田川）

○相模川（一級河川）

相模川は源を遠く富士山麓の山中湖に発しており、山梨県南部から神奈川県に入り、相模湖、津久井湖を経て相模川となり、厚木市内で山際川、中津川、小鮎川、玉川と合流し平塚市を経て相模湾に流入している。

相模川が本市域を流下する延長距離は約16kmであり、この河川は上水道、農業用水、漁業、レクリエーション等多方面に利用されており、特に県民の水ガメとして相模湖、津久井湖で取水するほかに市内相模大堰や下流の寒川で飲料水用として取水しているため、一層の水質保全が要求されている。

10年度の測定結果を環境基準と比較すると、健康項目は上下流ともすべて基準を満足しており良好な状況にあった。

また、生活環境項目を年4回測定した平均値で環境基準と比較してみると、大腸菌群数は、上下流とも超えているが、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)及び溶存酸素量(DO)は基準を満足していた。

※ 環境基準は日間平均値で定められているが、測定値は任意の時間における測定であり、環境基準との正確な比較はできない。

○山際川（準用河川、普通河川）

山際川は、中津原大地東側のすそ野を源とし、関口字棧敷所で相模川に流入する延長1.97kmの河川である。

生活環境項目のみの調査結果であるが、秋季調査のPHと年間調査結果の大腸菌以外は全て良好な状況にある。

pHの異常値については、透視度が高くBOD濃度も低いことから、水草による光合成によるものと思われた。

※ 環境基準は相模川に設定されているものであるが、当市の河川はいずれも相模川に流入しているため、環境基準を目標値と比較したもの。以下同じ。

○中津川(一級河川)

中津川は丹沢山塊の唐沢堰、布川、本谷川、塩水川、青藤沢、矢田沢、川音川、宮ヶ瀬金沢、早戸川等の集水を源としており、清川村、愛川町を経て厚木市に入り、途中で善明川を合流し相模大橋の上流地点で相模川に合流する延長32.8kmの河川である。この内市内を流れるのは約7.5kmの河川である。相模川支流の中では最も水量が豊富で、水質状況も良好であるため、漁業、農業用水等に利用されている。

健康項目は上下流ともすべて基準を満足していた。生活環境項目では、大腸菌群数は上下流とも基準を超えており、BOD, SS, 及びDOは基準を満足しており、相模川とほぼ同様の結果であった。

○善明川(準用河川)

善明川は、愛川町中津から棚沢を経て関口で中津川に合流する延長2.4kmの河川であり、毎年4月上旬から9月末まで愛川町字坂本の中津川から農業用水として取水されるため、この時期水量が増加する。

生活環境項目のみの調査結果であるが、大腸菌群数以外は全て良好な状況にある。

○荻野川(一級河川)

荻野川は厚木市北部と清川村境の経ヶ岳付近が源となり途中で柄沢川、真弓川が合流し南東へ流下し、林地区で小鮎川に流入する延長約8.9kmの河川である。この河川は主に農業用水に使用されるが、水量も少なく、流域で少量の汚濁物質が流入しても大きな影響を受ける。

健康項目は全て基準を満足していた。生活環境項目では、大腸菌群数が環境基準を超えていたほか、秋季の下流においてpHが基準を超えた。pHについては、近隣に工場・事業場の排水溝がないことから、水草の光合成によるものと考えられた。その他BOD等も基準を下回っており、水量の少ない河川としては良好な結果となっている。

○真弓川(水路)

上荻野字真弓を源として南東に流下し、上荻野字横林で荻野川に合流する延長2.3kmの水路である。生活環境項目のみの調査結果であるが、大腸菌群数以外は全て良好な状況にある。

○小鮎川(一級河川)

小鮎川は清川村の山峰山塊の8か所の沢と、谷太郎川、柿の木平川、法論川の3河川を源として東に流下して厚木市に入り、途中荻野川、千無川と合流して相模川へ流入する延長13.8kmの河川でありその名の示すように、昔からたくさんの鮎が棲むきれいな川であり、農業用水や生活用水、木材を運ぶ水路などに活用されていたが、現在は主に農業用水に使用されている。

健康項目は全て基準を満足していた。生活環境項目は、大腸菌群数とBODがすべての地点で基準を上回っていたがほかの項目は基準を下回っていた。

BODが高い理由は、市街化調整地域から排出される生活雑排水や畜産排水によるものと考えられた。

○華厳排水路(水路)

清川村煤ヶ谷を源として南東に流下し、厚木市飯山字砂場で小鮎川に合流する約1kmの砂防水路である。以前畜産排水が放流されていたが、現在は菓子製造業工場の排水が放流されている。

生活環境項目のみの調査結果であるが、大腸菌群数以外ではすべて良好な状況にある。

○干無川（水路）

三田字屋際を源として南に流下し、妻田南1丁目で小鮎川に合流する13.1kmの都市下水路である。生活環境項目のみの調査報告であるが、大腸菌群数以外ではすべて良好な状況にある。

○恩曾川（準用河川・普通河川）

恩曾川は白山を水源として南東へ流下し、相川地区の八木間で玉川に合流する延長約7kmの河川である。この河川は主に農業用水として利用され平成3年度から毎年5月から9月末までの間県相模川西部用水右幹線用水路から供給が受けられるようになり、水量が増大した。また、畜産関係の排水や都市下水路も流入している。

健康項目は全て基準を満足していた。生活環境項目では、大腸菌群数が基準を上回っていたほか、BODも基準を上回っており、特に中流域の秋季と冬季のBOD濃度が高い結果であり、飯山地区や浅間山地区の活雑排水が原因と考えられた。

○尼寺排水路（水路）

緑ヶ丘5丁目愛媛県農業協同組合連合会東京工場北側から南東に流下し、恩名字沖原の恩曾川に流入する延長約1.6kmの都市下水路である。

生活環境項目のみの調査結果であるが、大腸菌群数とBODが基準を上回る状況にあり、それ以外は基準を下回った。

BODが高い理由として、公共下水道未接続の排水が原因ではないかと考えられた。

○玉川（一級河川）

玉川は二の足沢、山の神沢を源に七沢川となり、七沢の奨学橋付近で大山北部からの日向川、細田川と玉川地区で合流、愛甲を経て相川地区の八木間で恩曾川と合流し、下流の酒井橋下で相模川に流入する約8kmの河川であり、主に農業用水として利用されるほか小野橋付近では、アヒルの放し飼いが行われるなど、観光地に近い憩いの場として親しまれている。

健康項目は全て基準を満足していた。生活環境項目では、大腸菌群数が基準を上回ったほか、BODが基準を上回っていた。特に下流域の濃度が高くなる傾向にあった。

○細田川（一級河川）

細田川は、「ニューシティ」森の里の開発以前は、開発中央の谷を流れる普通河川であったが、公共下水道事業として整備され、水辺に親しめる一級河川になった。

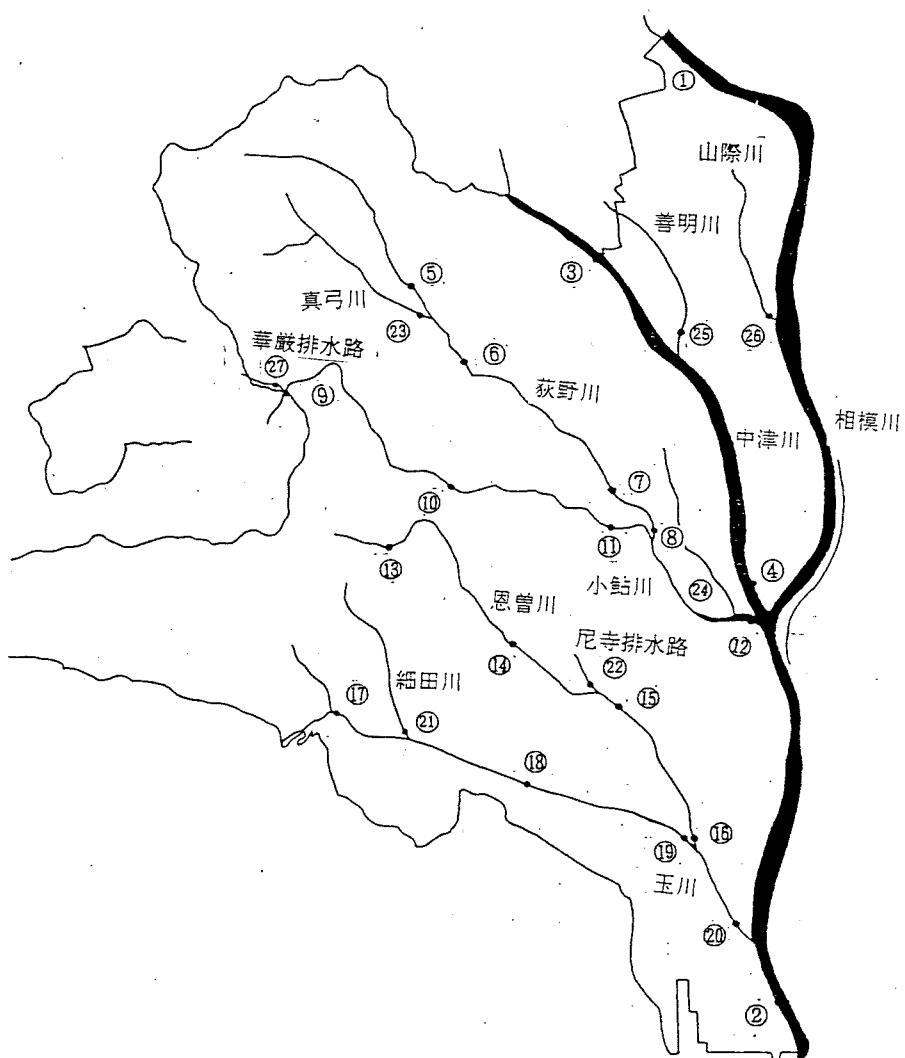
上古沢字丸山を源として南に流下し、小野字榎田で玉川に合流する延長2.1kmの河川である。

生活環境項目のみの調査結果であるが大腸菌群数とBODが基準を上回り、冬季調査では、PHとSSも高い数値が記録された。冬季調査結果の異常値については、原因が不明であった。

河川採水地点

(図-1)

	採水地点	河川名
①	水管橋下	相模川
②	ヤマハ発動機裏	
③	才戸橋上流30m先	中津川
④	第一鮎津橋下	
⑤	上荻野5755番地先	
⑥	権現堂橋	荻野川
⑦	十二天橋	
⑧	小鮎川合流前	
⑨	旧葦巣橋下	
⑩	久保橋下	小鮎川
⑪	小鮎橋下	
⑫	第二鮎津橋下	
⑬	上古沢1712番地先	
⑭	温水字上耕地先	恩曾川
⑮	地蔵橋	
⑯	新八木間橋下	
⑰	日向川・七沢川合流点下流20m先	
⑱	川久保橋下	玉川
⑲	八木間橋下	
⑳	酒井橋下	
㉑	玉川流入前	細田川
㉒	恩曾川流入前	尼寺排水路
㉓	荻野川流入前	真弓川
㉔	小鮎川流入前	干無川
㉕	中津川流入前	善明川
㉖	相模川流入前	山際川
㉗	小鮎川流入前	葦巣排水路



(表-3-1)

河川名	測定地点	相模川							
		上流 (水管橋下)				下流 (ヤマハ発動機裏)			
		年月日	10. 5. 21	10. 8. 4	10. 11. 16	11. 2. 8	10. 5. 21	10. 8. 4	10. 11. 16
項目	環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
水温 (°C)	—	18.5	22.0	15.0	7.0	21.0	23.5	14.5	10.0
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	6.5以上8.5以下	8.0	7.9	8.0	7.9	7.9	7.8	7.9	7.8
BOD (mg/l)	2以下	0.8	2.5	0.8	1.0	0.9	2.7	1.2	1.0
COD (mg/l)	—	1.6	2.0	1.5	1.3	1.3	1.8	1.5	1.3
SS (mg/l)	25以下	5	9	3	1	11	9	3	3
DO (mg/l)	7.5以上	10.6	9.4	10.6	13.1	10.0	8.9	11.3	12.7
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	5.4×10 ³	3.5×10 ³	1.1×10 ³	7.0×10 ²	9.2×10 ³	4.0×10 ³	1.4×10 ³	9.4×10 ²
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	<0.5	—	<0.5	—	<0.5	—	<0.5
全りん (mg/l)	—	0.059	0.054	0.034	0.051	0.094	0.064	0.048	0.062
りん酸性りん (mg/l)	—	0.04	0.04	0.02	0.04	0.08	0.06	0.04	0.06
全窒素 (mg/l)	—	1.3	1.3	1.2	1.4	1.9	1.7	1.8	2.3
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	<0.1	<0.1	<0.1
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	0.03	0.02	<0.01	0.01	0.03	0.01	<0.01	0.02
硝酸性窒素 (mg/l)	—	0.9	1.1	1.1	1.1	1.2	1.4	1.5	2.1
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
全シアン (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
6価クロム (mg/l)	0.05以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ひ素 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
総水銀 (mg/l)	0.005以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
銅 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
亜鉛 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
溶解性鉄 (mg/l)	—	—	0.059	—	0.006	—	0.038	—	0.080
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	0.007	—	0.014
総クロム (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ふっ素 (mg/l)	—	0.1	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	ND
ニッケル (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
フェノール類 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ジス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,3-ジクロロプロパン (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
シマジン (mg/l)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
チラウム (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
セレン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND

(表-3-2)

河川名	測定地点	中津川							
		上流 (才戸橋上流30m先)				下流 (第一鮎津橋下)			
		年月日	10. 5. 21	10. 8. 4	10. 11. 16	11. 2. 8	10. 5. 21	10. 8. 4	10. 11. 16
項目	環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
水温 (°C)	—	21.0	23.0	16.0	9.0	18.5	21.5	14.6	9.0
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	6.5以上8.5以下	8.1	7.9	7.9	7.8	7.7	7.7	7.7	7.5
BOD (mg/l)	2以下	1.2	2.5	0.8	1.1	1.5	1.7	1.5	1.1
COD (mg/l)	—	2.7	1.8	1.3	1.2	2.2	1.8	2.0	1.6
SS (mg/l)	25以下	7	4	2	1	5	5	2	1
DO (mg/l)	7.5以上	9.6	9.2	10.9	12.8	8.7	9.0	10.8	11.6
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	3.5×10^3	3.5×10^3	3.3×10^3	7.9×10^2	1.6×10^4	1.1×10^4	3.3×10^3	4.9×10^3
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	>0.5	—	>0.5	—	<0.5	—	<0.5
全りん (mg/l)	—	0.04	0.027	0.011	0.017	0.071	0.028	0.06	0.10
りん酸性りん (mg/l)	—	0.02	0.01	0.01	0.10	0.06	0.02	0.03	0.07
全窒素 (mg/l)	—	1.2	1.0	2.2	1.6	1.7	1.1	2.2	2.3
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	0.1	0.2	<0.1	0.3
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	0.02	0.01	<0.01	0.02	0.02	0.01	<0.01	0.02
硝酸性窒素 (mg/l)	—	0.9	1.0	2.0	1.5	1.3	0.8	2.1	1.8
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
全シアン (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
6価クロム (mg/l)	0.05以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ひ素 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
総水銀 (mg/l)	0.005以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
銅 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
亜鉛 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
溶解性鉄 (mg/l)	—	—	0.009	—	ND	—	0.011	—	0.006
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	0.005
総クロム (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ふっ素 (mg/l)	—	ND	ND	0.1	ND	ND	ND	ND	ND
ニッケル (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
フェノール類 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ジス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
1,3-ジクロロプロパン (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
シマジン (mg/l)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
チラウム (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
セレン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND

(表-3-3)

河川名	測定地点	荻野川							
		上流 (上荻野5755番地先)				中流 1 (権現堂橋)			
		年月日	10. 5.21	10. 8. 4	10.11.16	11. 2. 8	10. 5.21	10. 8. 4	10.11.16
項目	環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
水温 (°C)	—	20.5	21.0	15.0	3.5	20.5	22.0	15.5	12.0
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	6.5以上8.5以下	7.8	7.9	7.9	7.6	7.6	7.7	7.9	8.0
BOD (mg/l)	2以下	1.1	4.8	1.0	5.2	1.1	1.2	1.3	1.5
COD (mg/l)	—	1.4	2.0	1.2	7.2	2.3	1.5	1.9	2.1
SS (mg/l)	25以下	1	2	<1	2	3	1	1	2
DO (mg/l)	7.5以上	8.9	8.6	11.0	10.7	9.0	8.8	10.5	12.4
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	1.7×10^4	3.3×10^4	2.2×10^3	1.4×10^3	2.4×10^4	2.2×10^4	4.6×10^3	2.2×10^3
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	<0.5	—	0.9	—	—	—	—
全りん (mg/l)	—	0.12	0.089	0.063	0.35	0.075	0.055	0.046	0.047
りん酸性りん (mg/l)	—	0.11	0.07	0.05	0.24	—	—	—	—
全窒素 (mg/l)	—	3.0	2.9	3.8	5.0	3.0	2.2	4.3	5.3
アノニア性窒素 (mg/l)	—	0.2	0.2	<0.1	2.4	—	—	—	—
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	0.05	0.03	0.02	0.26	—	—	—	—
硝酸性窒素 (mg/l)	—	2.2	2.5	3.3	2.0	—	—	—	—
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
全シアン (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	—	—	—
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
6価クロム (mg/l)	0.05以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ひ素 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
総水銀 (mg/l)	0.005以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
銅 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
亜鉛 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
溶解性鉄 (mg/l)	—	—	0.012	—	0.011	—	—	—	—
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	ND	—	0.063	—	—	—	—
総クロム (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ふっ素 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ニッケル (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
フェノール類 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	—	—	—
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロパン (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
シマジン (mg/l)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
チラウム (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
セレン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—

(表-3-4)

項目	河川名	荻野川								
		測定地点	中流2 (十二天橋)				下流 (小鮎川合流前)			
			年月日	10. 5. 21	10. 8. 4	10. 11. 16	11. 2. 8	10. 5. 21	10. 8. 4	10. 11. 16
水温 (°C)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	6.5以上8.5以下	7.6	7.8	7.9	7.7	8.0	8.2	8.6	8.2	8.2
BOD (mg/l)	2以下	0.8	1.3	1.3	1.0	1.3	1.2	1.1	1.1	1.1
COD (mg/l)	—	1.4	1.5	1.9	1.5	2.9	1.9	1.8	2.1	2.1
SS (mg/l)	25以下	1	1	1	1	3	2	2	2	2
DO (mg/l)	7.5以上	9.0	9.0	10.5	11.5	8.9	9.4	11.5	12.9	12.0
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	1.6×10^4	2.4×10^4	4.6×10^3	4.6×10^3	2.2×10^4	7.9×10^3	4.9×10^3	2.2×10^3	—
ニ-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	<0.5	—	<0.5	—
全りん (mg/l)	—	0.048	0.11	0.046	0.047	0.11	0.098	0.040	0.054	—
りん酸性りん (mg/l)	—	—	—	—	—	0.10	0.08	0.02	0.04	—
全窒素 (mg/l)	—	2.8	2.2	4.3	4.2	3.2	2.6	3.0	3.1	—
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	ND	<0.1	<0.1	<0.1	—
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	0.04	0.03	0.03	0.04	—
硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	2.9	2.3	3.6	4.0	—
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
全シアン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
6価クロム (mg/l)	0.05以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
ひ素 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
総水銀 (mg/l)	0.005以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
銅 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
亜鉛 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	0.009	—
溶解性鉄 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	0.014	—	0.040	—
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	0.013	—
総クロム (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
ふっ素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
ニッケル (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
フェノール類 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
シマジン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
チラウム (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—
セレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND	—

(表-3-5)

河川名	小 鮎 川								
	測定地点	上 流 (旧華厳橋下)				中 流 (久保橋下)			
		年月日	10. 5. 21	10. 8. 4	10. 11. 16	11. 2. 8	10. 5. 21	10. 8. 4	10. 11. 16
項目	環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
水温 (°C)	—	17.0	20.5	12.5	4.5	18.0	21.5	13.0	6.0
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	38.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	6.5以上8.5以下	7.6	7.7	7.7	7.7	7.6	7.7	7.6	7.5
BOD (mg/1)	2以下	2.4	2.9	2.3	6.6	4.4	6.2	8.4	5.6
COD (mg/1)	—	3.5	3.8	3.5	6.4	5.2	5.8	7.0	7.8
SS (mg/1)	25以下	6	6	3	9	12	12	11	8
DO (mg/1)	7.5以上	8.5	8.1	10.1	12.3	8.7	8.6	10.2	12.3
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	3.5×10^4	1.7×10^4	7.9×10^3	2.2×10^4	1.7×10^4	7.9×10^4	2.4×10^4	4.9×10^3
n-ヘキサン抽出物質 (mg/1)	—	—	<0.5	—	<0.5	—	—	—	—
全りん (mg/1)	—	0.38	0.54	0.50	0.79	0.50	0.54	0.72	0.93
りん酸性りん (mg/1)	—	0.36	0.38	0.35	0.63	—	—	—	—
全窒素 (mg/1)	—	3.1	3.0	3.2	5.0	3.5	4.5	4.9	5.2
アンモニア性窒素 (mg/1)	—	2.0	0.18	0.7	2.1	—	—	—	—
亜硝酸性窒素 (mg/1)	—	0.14	0.18	0.11	0.04	—	—	—	—
硝酸性窒素 (mg/1)	—	2.0	2.1	2.0	2.0	—	—	—	—
カドミウム (mg/1)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
全シアン (mg/1)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	—	—	—
鉛 (mg/1)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
6価クロム (mg/1)	0.05以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ひ素 (mg/1)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
総水銀 (mg/1)	0.005以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
銅 (mg/1)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
亜鉛 (mg/1)	—	—	ND	—	0.023	—	—	—	—
溶解性鉄 (mg/1)	—	—	0.014	—	0.010	—	—	—	—
溶解性マンガン (mg/1)	—	—	0.011	—	0.046	—	—	—	—
総クロム (mg/1)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ふっ素 (mg/1)	—	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—
ニッケル (mg/1)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
フェノール類 (mg/1)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
P C B (mg/1)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	—	—	—
アルキル水銀 (mg/1)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/1)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/1)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン (mg/1)	1以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
四塩化炭素 (mg/1)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/1)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/1)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/1)	0.04以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ベンゼン (mg/1)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン (mg/1)	0.004以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン (mg/1)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロパン (mg/1)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
シマジン (mg/1)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
チラウム (mg/1)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/1)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
セレン (mg/1)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—

(表-3-6)

項目	河川名 測定地点	小鮎川							
		中流2 (小鮎橋下)				下流 (第二鮎津橋下)			
		年月日	10. 5. 21	10. 8. 4	10. 11. 16	11. 2. 8	10. 5. 21	10. 8. 4	10. 11. 16
環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水温 (°C)	—	20.0	21.5	14.0	6.0	18.0	22.5	14.0	6.5
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	6.5以上8.5以下	7.4	7.4	7.4	7.4	7.8	7.9	7.9	7.7
BOD (mg/l)	2以下	4.9	2.8	1.7	3.7	1.7	1.4	1.0	1.7
COD (mg/l)	—	5.3	3.4	2.9	5.9	1.5	2.0	1.9	3.4
SS (mg/l)	25以下	13	5	2	7	7	3	1	3
DO (mg/l)	7.5以上	8.2	8.4	9.3	12.2	8.8	18.3	10.4	12.0
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	1.7×10^4	1.1×10^4	2.4×10^4	2.2×10^3	1.6×10^4	7.9×10^3	2.7×10^4	2.2×10^3
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	<0.5	—	<0.5
全りん (mg/l)	—	0.57	0.27	0.72	0.71	0.30	0.23	0.17	0.38
りん酸性りん (mg/l)	—	—	—	—	—	0.28	0.19	0.02	0.31
全窒素 (mg/l)	—	3.8	3.6	4.9	4.4	3.7	2.7	3.5	4.2
アソニニア性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	<0.1	<0.1	<0.1	0.6
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	0.08	0.04	0.05	0.06
硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	2.7	2.6	2.9	3.3
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
全シアン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ND	—	ND
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
6価クロム (mg/l)	0.05以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ひ素 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
総水銀 (mg/l)	0.005以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
銅 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
亜鉛 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	0.007
溶解性鉄 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	0.016	—	0.007
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	0.014
総クロム (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ふっ素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ニッケル (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
フェノール類 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ND	—	ND
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ND	—	ND
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ジス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
シマジン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
チラウム (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
セレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND

(表-3-7)

河川名	測定地点	恩曾川							
		上流 (上古沢1712番地先)				中流 1 (温水字上耕地先)			
		年月日	10. 5.21	10. 8. 4	10.11.16	11. 2. 8	10. 5.21	10. 8. 4	10.11.16
項目	環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
水温 (℃)	—	18.5	21.5	14.0	8.0	20.0	24.0	14.0	7.0
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	31.0	>50.0
pH	6.5以上8.5以下	7.7	7.2	7.8	7.7	7.6	7.6	7.8	7.7
BOD (mg/l)	2以下	0.4	0.9	0.6	0.7	4.1	3.6	8.2	9.5
COD (mg/l)	—	2.3	1.2	1.3	1.3	6.4	6.1	8.4	13.0
SS (mg/l)	25以下	10	2	1	<1	4	6	14	12
DO (mg/l)	7.5以上	8.7	7.6	9.9	12.0	8.6	6.4	9.1	7.9
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	9.2×10^3	4.6×10^4	7.0×10^3	3.3×10^2	5.4×10^4	7.4×10^4	4.6×10^4	2.2×10^4
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	<0.5	—	<0.5	—	—	—	—
全りん (mg/l)	—	0.040	0.026	0.026	0.026	0.26	0.46	0.84	1.2
りん酸性りん (mg/l)	—	0.04	0.06	0.02	0.02	—	—	—	—
全窒素 (mg/l)	—	2.2	1.4	1.7	2.0	6.4	6.7	7.0	15.0
アソニウム性窒素 (mg/l)	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	—
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	—	—	—
硝酸性窒素 (mg/l)	—	1.7	<0.5	1.6	2.0	—	—	—	—
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
全シアン (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	—	—	—
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
6価クロム (mg/l)	0.05以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ひ素 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
総水銀 (mg/l)	0.005以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
銅 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
亜鉛 (mg/l)	—	—	0.006	—	ND	—	—	—	—
溶解性鉄 (mg/l)	—	—	0.057	—	0.006	—	—	—	—
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	ND	—	0.006	—	—	—	—
総クロム (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ふっ素 (mg/l)	—	ND	ND	—	ND	—	—	—	—
ニッケル (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
フェノール類 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	—	—	—
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタノ (mg/l)	1以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ジス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタノ (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロパン (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
シマジン (mg/l)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
チラウム (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
セレン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—

(表-3-8)

測定地点	河川名	恩曾川							
		中流2 (地蔵橋)				下流 (新八木間橋下)			
		年月日	10. 5. 21	10. 8. 4	10. 11. 16	11. 2. 8	10. 5. 21	10. 8. 4	10. 11. 16
項目	環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
水温 (°C)	—	20.5	25.0	14.0	8.5	22.5	25.5	14.5	6.5
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	6.5以上8.5以下	7.7	7.6	7.7	7.6	7.7	7.9	7.8	7.7
BOD (mg/l)	2以下	1.7	1.8	2.3	3.0	1.5	1.3	1.6	2.2
COD (mg/l)	—	4.0	3.6	5.0	5.3	3.7	2.3	2.6	4.3
SS (mg/l)	25以下	5	7	4	4	7	9	2	2
DO (mg/l)	7.5以上	8.0	7.6	8.7	10.1	9.0	8.6	9.9	9.7
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	9.2×10^4	7.9×10^4	2.2×10^4	7.9×10^3	1.1×10^4	2.4×10^4	4.9×10^3	2.2×10^3
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	<0.5	—	<0.5
全りん (mg/l)	—	0.14	0.21	0.51	0.51	0.11	0.11	0.31	0.34
りん酸性りん (mg/l)	—	—	—	—	—	0.10	0.06	0.28	0.18
全窒素 (mg/l)	—	4.0	3.4	6.6	8.4	3.4	2.2	5.0	7.6
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	0.2	<0.1	0.6	3.2
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	0.07	0.05	0.15	0.08
硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	2.3	2.1	3.6	3.6
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
全シアン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ND	—	ND
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
6価クロム (mg/l)	0.05以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ひ素 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
総水銀 (mg/l)	0.005以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
銅 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
亜鉛 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
溶解性鉄 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	0.055	—	ND
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	0.080
総クロム (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ふっ素 (mg/l)	—	—	—	—	—	0.2	ND	0.1	ND
ニッケル (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
フェノール類 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ND	—	ND
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ND	—	ND
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ジス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,3-ジクロロプロパン (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
シマジン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
チラウム (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
セレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND

(表-3-9)

測定地点	河川名	玉 川							
		上 流 (日向川・七沢川合流点下流20m先)				中 流 1 (川久保橋下)			
		年月日	10. 5.21	10. 8. 4	10.11.16	11. 2. 8	10. 5.21	10. 8. 4	10.11.16
項目	環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
水温 (°C)	—	20.0	23.0	13.0	7.0	20.0	24.0	14.0	8.0
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	6.5以上8.5以下	7.9	8.0	8.0	7.8	7.8	7.8	7.9	7.8
BOD (mg/l)	2以下	0.9	1.6	1.7	1.7	1.4	1.5	1.4	1.9
COD (mg/l)	—	2.5	1.5	2.3	2.6	2.3	1.4	2.0	2.8
SS (mg/l)	25以下	4	3	1	1	3	3	1	2
DO (mg/l)	7.5以上	9.4	8.8	10.9	12.6	9.2	8.6	10.9	11.7
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	3.5×10^4	4.4×10^4	2.1×10^4	2.2×10^4	2.4×10^3	4.3×10^3	1.3×10^4	4.9×10^3
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	<0.5	—	<0.5	—	—	—	—
全りん (mg/l)	—	0.12	0.11	0.16	0.22	0.073	0.056	0.077	0.15
りん酸性りん (mg/l)	—	0.11	0.08	0.13	0.21	—	—	—	—
全窒素 (mg/l)	—	2.7	2.7	3.1	4.1	2.9	2.4	3.1	3.4
アソニア性窒素 (mg/l)	—	0.1	<0.1	0.4	1.4	—	—	—	—
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	0.05	0.02	0.09	0.09	—	—	—	—
硝酸性窒素 (mg/l)	—	2.0	2.4	2.4	3.0	—	—	—	—
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
全シアン (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	—	—	—
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
6価クロム (mg/l)	0.05以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ひ素 (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
総水銀 (mg/l)	0.005以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
銅 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
亜鉛 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
溶解性鉄 (mg/l)	—	—	0.013	—	ND	—	—	—	—
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
総クロム (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ふっ素 (mg/l)	—	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—
ニッケル (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
フェノール類 (mg/l)	—	—	ND	—	ND	—	—	—	—
P C B (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	—	—	—
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	ND	—	ND	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
シマジン (mg/l)	0.03以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
チラウム (mg/l)	0.006以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—
セレン (mg/l)	0.01以下	—	ND	—	ND	—	—	—	—

(表-3-10)

河川名	測定地点	玉 川							
		中 流 2 (八木間橋下)				下 流 (酒井橋下)			
		年月日	10. 5. 21	10. 8. 4	10. 11. 16	11. 2. 8	10. 5. 21	10. 8. 4	10. 11. 16
項目	環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
水温 (°C)	—	25.0	26.0	13.5	7.5	22.0	25.5	15.0	10.0
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	6.5以上8.5以下	8.0	7.9	8.1	7.9	7.8	7.9	8.0	7.8
BOD (mg/l)	2以下	1.2	1.6	0.7	1.7	1.5	5.1	3.4	3.7
COD (mg/l)	—	3.0	1.9	1.8	3.5	3.3	3.8	3.7	4.8
SS (mg/l)	25以下	3	5	<1	3	7	5	1	3
DO (mg/l)	7.5以上	9.9	8.8	11.5	13.4	9.3	8.8	11.5	12.0
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	2.4×10^4	2.4×10^4	3.3×10^3	4.9×10^3	1.7×10^4	1.7×10^4	3.3×10^3	2.2×10^3
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	<0.5	—	<0.5
全りん (mg/l)	—	0.078	0.067	0.071	0.17	0.22	0.09	0.25	0.26
りん酸性りん (mg/l)	—	—	—	—	—	0.22	0.05	0.22	0.21
全窒素 (mg/l)	—	3.7	1.7	2.8	4.5	2.8	2.8	3.9	4.7
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	0.3	0.2	0.4	1.4
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	0.06	0.04	0.09	0.09
硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	2.3	1.7	2.8	3.1
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
全シアン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ND	—	ND
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
6価クロム (mg/l)	0.05以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ひ素 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
総水銀 (mg/l)	0.005以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
銅 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
亜鉛 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	0.006
溶解性鉄 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	0.12
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	0.079
総クロム (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ふっ素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	ND	ND
ニッケル (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
フェノール類 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	ND	—	ND
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ND	—	ND
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	ND	—	ND
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
1,3-ジクロロプロパン (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
シマジン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
チラウム (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND
セレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	ND	—	ND

(表-3-11)

測定地点	細田川				尼寺排水路				
	玉川流入前				恩曾川流入前				
	年月日	10. 5.21	10. 8. 4	10.11.16	11. 2. 8	10. 5.21	10. 8. 4	10.11.16	11. 2. 8
項目	環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
水温 (°C)	—	19.5	23.5	15.0	9.0	20.0	23.0	17.0	12.0
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	36	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
p H	6.5以上8.5以下	7.8	7.8	7.8	9.8	7.6	7.2	7.4	7.5
BOD (mg/l)	2以下	1.4	1.2	1.2	3.3	16	18	7	5.9
COD (mg/l)	—	3.4	2.2	2.2	5.3	12	9.6	6.5	7.5
SS (mg/l)	25以下	8	3	<1	11	6	9	4	3
DO (mg/l)	7.5以上	9.9	9.2	10.7	12.0	8.8	5.3	11.2	7.3
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	2.4×10^4	7.9×10^3	4.9×10^3	3.3×10^3	7.0×10^5	2.4×10^5	1.4×10^5	2.2×10^4
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全りん (mg/l)	—	0.097	0.048	0.073	0.066	0.90	0.093	0.20	0.42
りん酸性りん (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全窒素 (mg/l)	—	2.6	2.1	3.0	2.1	6.4	2.1	6.3	6.4
アソニア性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
全シアン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
6価クロム (mg/l)	0.05以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ひ素 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
総水銀 (mg/l)	0.005以下	—	—	—	—	—	—	—	—
銅 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜鉛 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溶解性鉄 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総クロム (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ふっ素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ニッケル (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フェノール類 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	—	—	—	—	—	—	—
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロパン (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—	—
シマジン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	—	—	—
チラウム (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
セレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—

(表-3-12)

項目	河川名	真弓川				干無川			
		測定地点		荻野川流入前		小鮎川流入前			
		年月日	10. 5.21	10. 8. 4	10.11.16	11. 2. 8	10. 5.21	10. 8. 4	10.11.16
水温 (°C)	環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	6.5以上8.5以下	8.0	8.0	8.1	8.0	7.9	8.0	8.3	7.9
BOD (mg/l)	2以下	0.9	1.3	0.8	1.8	2.0	1.4	0.6	1.1
COD (mg/l)	—	2.3	1.8	1.8	3.3	5.3	1.8	1.8	1.6
SS (mg/l)	25以下	1	1	1<	2	5	6	1<	5
DO (mg/l)	7.5以上	8.9	8.8	10.8	13.9	9.6	9.0	11.1	10.9
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	1.1×10^4	1.7×10^4	1.7×10^3	1.1×10^3	1.6×10^4	3.5×10^4	3.3×10^3	3.3×10^3
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全りん (mg/l)	—	0.061	0.074	0.073	0.14	0.058	0.054	0.045	0.056
りん酸性りん (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全窒素 (mg/l)	—	2.6	2.5	2.8	2.0	1.9	2.0	4.2	2.6
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
全シアン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
6価クロム (mg/l)	0.05以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ひ素 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
総水銀 (mg/l)	0.005以下	—	—	—	—	—	—	—	—
銅 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜鉛 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溶解性鉄 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総クロム (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ふっ素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ニッケル (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フェノール類 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	—	—	—	—	—	—	—
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	—	—	—	—	—	—	—
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—	—
シマジン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	—	—	—
チラウム (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—
セレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—

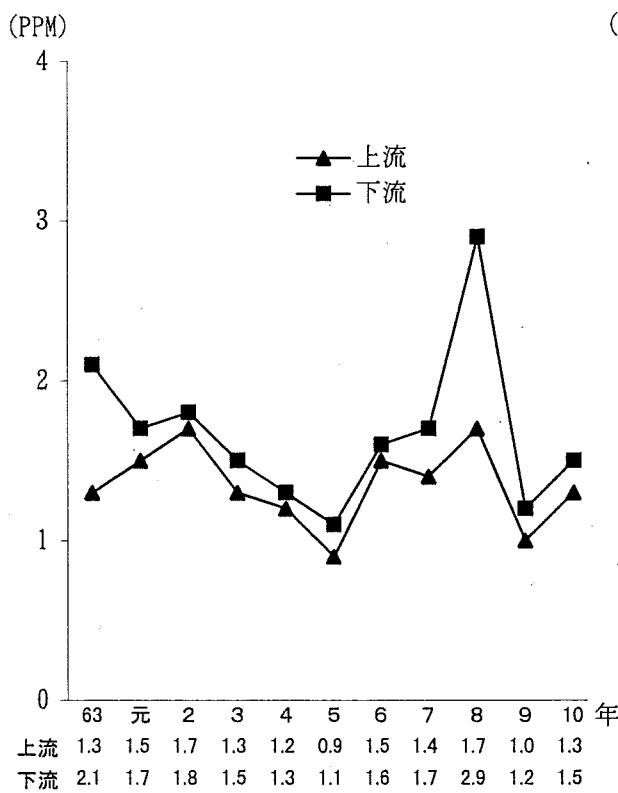
(表-3-13)

河川名	善明川				山際川			
	測定地点	中津川流入前			相模川流入前			
		年月日	10. 5. 21	10. 11. 16	11. 2. 8	10. 5. 21	10. 8. 4	10. 11. 16
項目	環境基準	—	—	—	—	—	—	—
水温 (°C)	—	22.0	24.0	18.0	10.0	21.0	26.0	16.5
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	6.5以上8.5以下	8.0	7.7	8.1	7.7	8.2	8.5	9.4
BOD (mg/l)	2以下	1.5	1.7	1.2	1.7	1.6	1.8	2.0
COD (mg/l)	—	3.9	2.2	2.0	3.2	4.4	2.3	6.6
SS (mg/l)	25以下	8	4	2	1	9	3	2
DO (mg/l)	7.5以上	9.2	8.8	11.0	11.1	9.5	9.0	15.4
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	2.2×10^4	1.7×10^4	3.3×10^3	2.6×10^3	5.4×10^4	4.9×10^4	3.3×10^3
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—
全りん (mg/l)	—	0.074	0.41	0.081	0.16	0.13	0.058	0.10
りん酸性りん (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—
全窒素 (mg/l)	—	1.9	2.0	5.1	5.6	1.9	1.3	5.8
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—
硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—
全シアン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—
6価クロム (mg/l)	0.05以下	—	—	—	—	—	—	—
ひ素 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—
総水銀 (mg/l)	0.005以下	—	—	—	—	—	—	—
銅 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—
亜鉛 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—
溶解性鉄 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—
総クロム (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—
ふっ素 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—
ニッケル (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—
フェノール類 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	—	—	—	—	—	—
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	—	—	—	—	—	—
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	—	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—
シマジン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—	—	—	—
チラウム (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—
セレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—

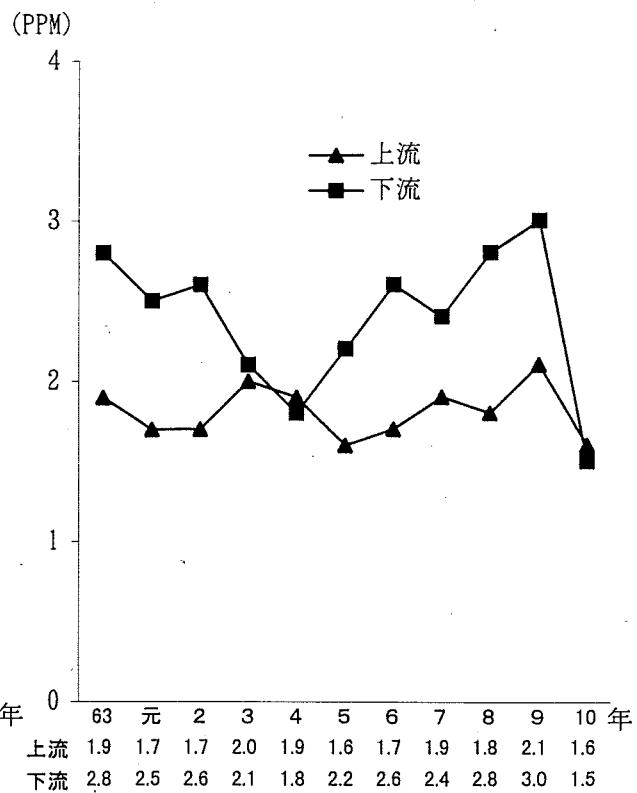
(表-3-14)

項目	河川名	華厳排水路			
		測定地点			
		年月日	10. 5. 21	10. 8. 4	10. 11. 16
環境基準	—	—	—	—	—
水温 (°C)	—	17.5	21.5	14.0	7.0
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
p H	6.5以上8.5以下	8.0	8.0	8.1	8.0
BOD (mg/l)	2以下	0.7	1.1	0.6	1.2
COD (mg/l)	—	2.4	2.4	2.36	4.4
SS (mg/l)	25以下	6	14	<10	7
DO (mg/l)	7.5以上	8.9	8.4	9.8	11.8
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	1.6×10 ⁴	4.8×10 ³	4.9×10 ³	2.8×10 ³
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	—	—
全りん (mg/l)	—	0.15	0.21	0.18	0.34
りん酸性りん (mg/l)	—	—	—	—	—
全窒素 (mg/l)	—	2.7	2.4	2.5	4.2
アソニア性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—
硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—
全シアン (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—
鉛 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—
6価クロム (mg/l)	0.05以下	—	—	—	—
ひ素 (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—
総水銀 (mg/l)	0.005以下	—	—	—	—
銅 (mg/l)	—	—	—	—	—
亜鉛 (mg/l)	—	—	—	—	—
溶解性鉄 (mg/l)	—	—	—	—	—
溶解性マンガン (mg/l)	—	—	—	—	—
総クロム (mg/l)	—	—	—	—	—
ふっ素 (mg/l)	—	—	—	—	—
ニッケル (mg/l)	—	—	—	—	—
フェノール類 (mg/l)	—	—	—	—	—
P C B (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	—	—	—	—
四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—
ジス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	—	—	—	—
ベンゼン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロパン (mg/l)	0.002以下	—	—	—	—
シマジン (mg/l)	0.03以下	—	—	—	—
チラウム (mg/l)	0.006以下	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	—	—	—	—
セレン (mg/l)	0.01以下	—	—	—	—

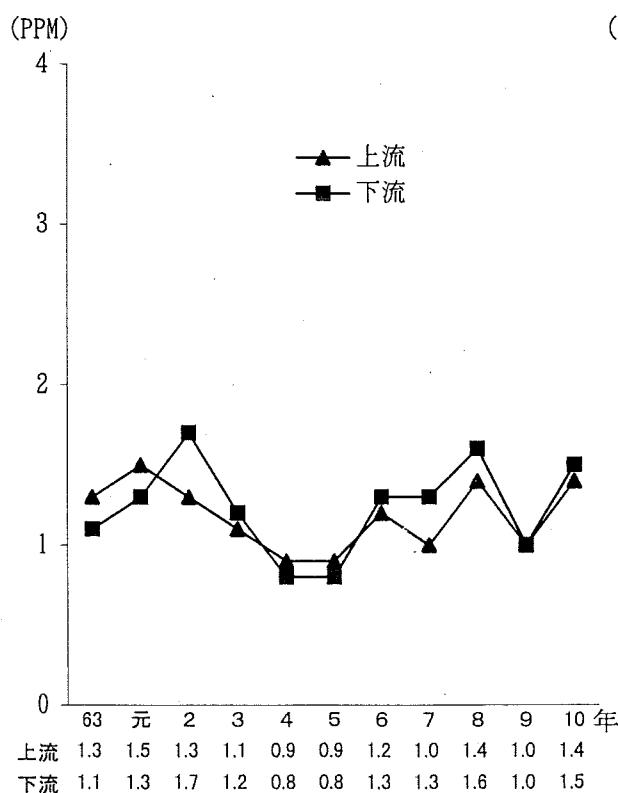
相模川のBODの経年変化(図-2-1)



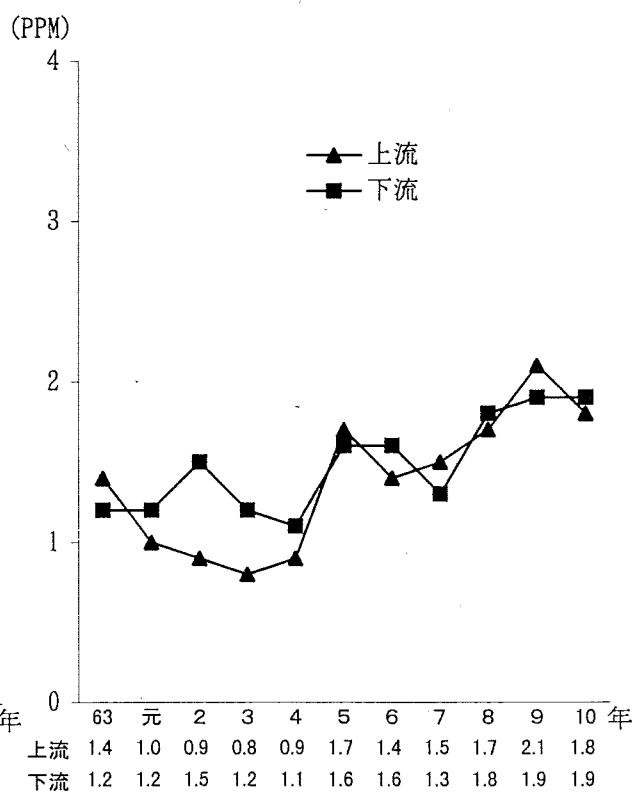
相模川のCODの経年変化(図-2-2)



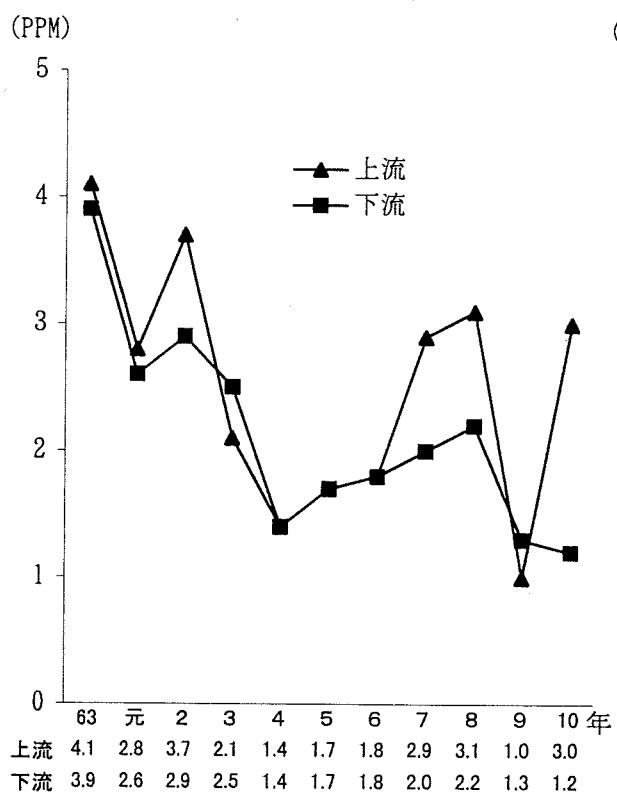
中津川のBODの経年変化(図-2-3)



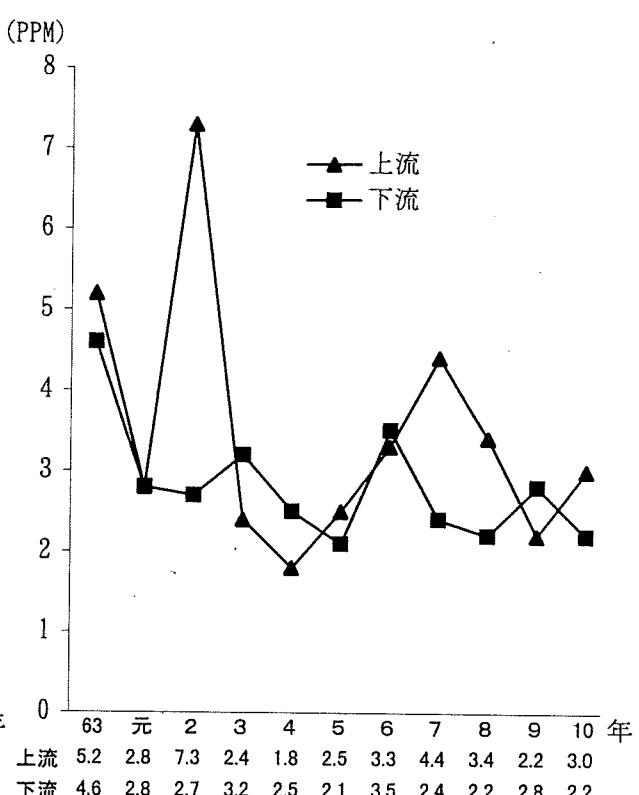
中津川のCODの経年変化(図-2-4)



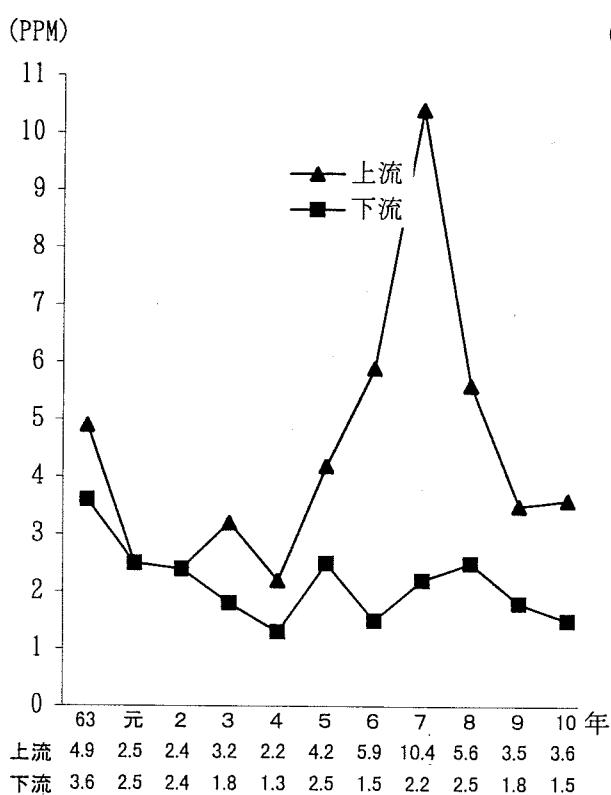
荻野川のBODの経年変化(図-2-5)



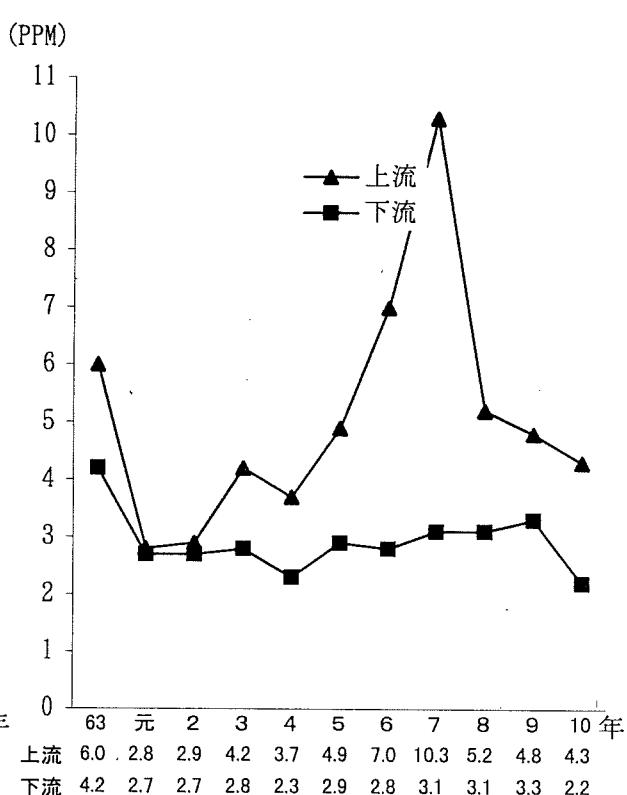
荻野川のCODの経年変化(図-2-6)



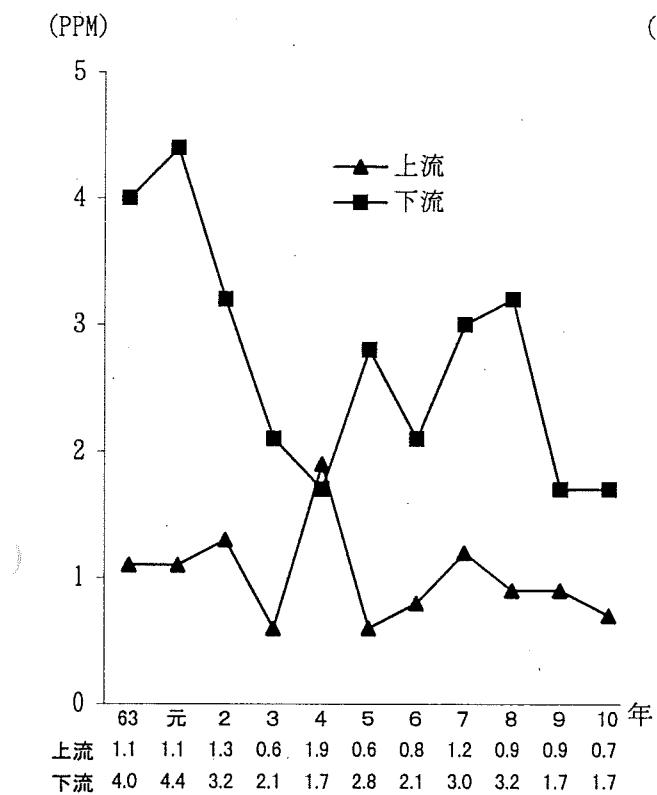
小鮎川のBODの経年変化(図-2-7)



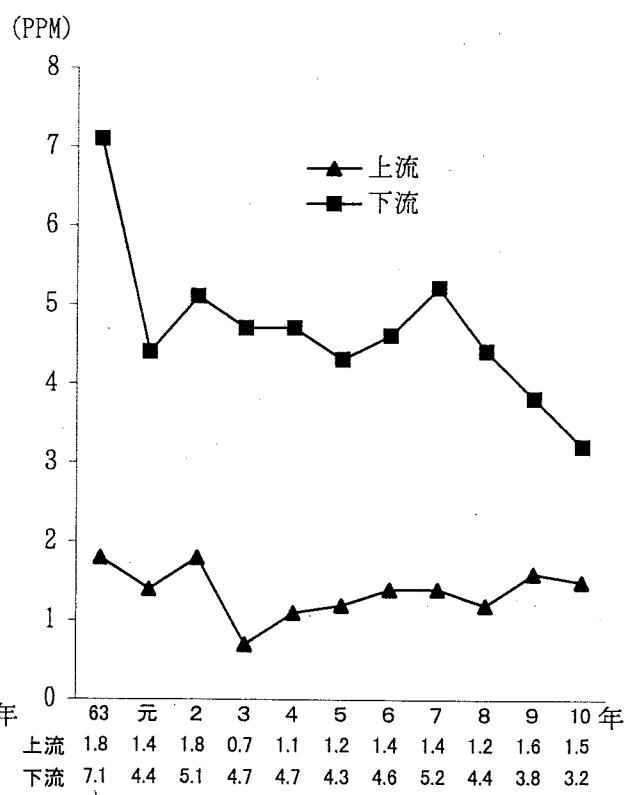
小鮎川のCODの経年変化(図-2-8)



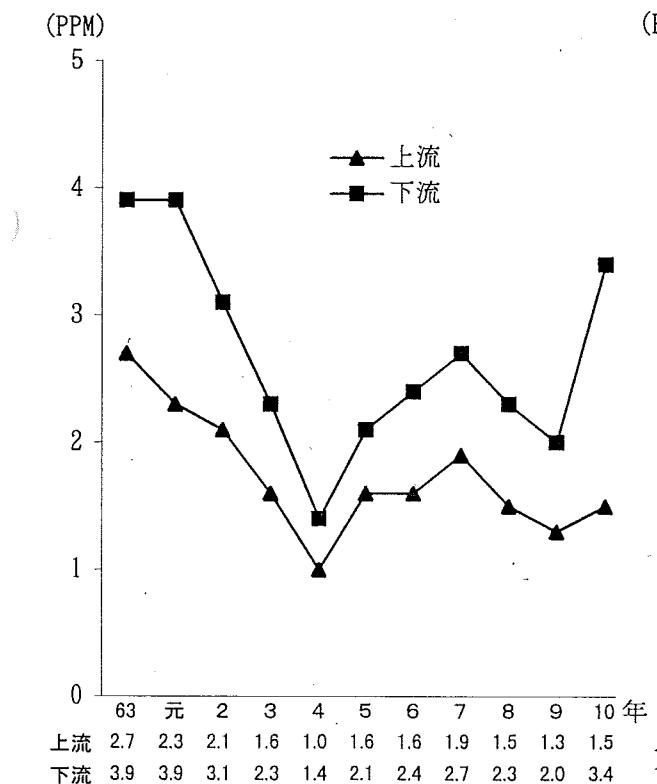
恩曽川のBODの経年変化(図-2-9)



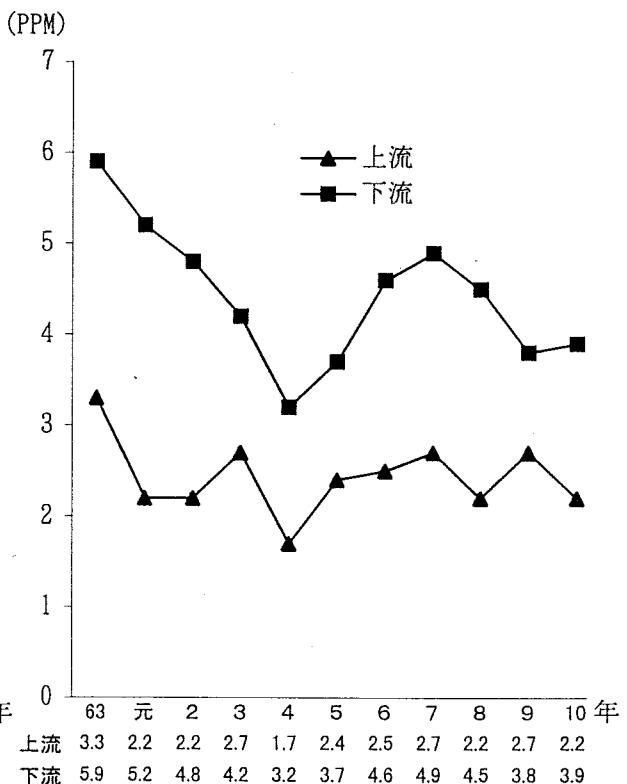
恩曽川のCODの経年変化(図-2-10)



玉川のBODの経年変化(図-2-11)



玉川のCODの経年変化(図-2-12)



(3) 恩曾川通日水質調査

近年、都市化に伴う小河川における汚濁の進行が問題となっている。そこで河川の有機性汚河川の有機性汚濁の現状を把握するため、10年度は恩曾川を対象に調査を実施した。

ア 調査年月日

平成10年11月11日(水)～12日(木)

イ 採水地点

No.1 恩曾川上流 (厚木市飯山3651番地先)

No.2 恩曾川中流1 (厚木市温水字上耕地1736番地先)

No.3 恩曾川中流2 (厚木市温水1078番地北側)

No.4 恩曾川下流 (厚木市岡田新八木間橋上流10m先)

ウ 採水頻度

3時間ごとに一回採水し、計8回採水した。

エ 分析項目

水温、透視度、pH、SS、BOD、COD、大腸菌群数 計7項目

オ 分析方法

JIS K 0102 工場排水試験法

カ 調査結果

表-4に8回測定した平均値を示すが、大腸菌群数を除く5項目はほぼ良好な状況にある。

河川の汚染状態は、一般的にBODで評価するがNo.1地点では午後3時、No.2地点では午後3時と午前6時、No.3地点では午後0時と午後9時、No.4地点では午後9時が高濃度となっている。No.2地点の午前6時に高濃度となる原因は、人の生活が始まる前の時間帯であり、家畜等排水が原因と思われた。

大腸菌群数については、No.2地点以降が高濃度であり、人の生活に伴う排水に汚染されている状況にある。

平均値

(表-4)

採水地点 項目	No.1	No.2	No.3	No.4
水温 (°C)	14.6	15.2	15.3	15.4
pH	7.75	7.60	7.58	7.70
SS (mg/l)	3.5	5.1	5.9	4.0
BOD (mg/l)	1.5	2.9	2.3	1.6
COD (mg/l)	2.4	4.7	4.0	3.3
大腸菌 (MPN/100ml)	4600	41000	40000	44000

◎N 0 1

恩曾川河川通日水質調査案内図

◎N 0 2

◎N 0 3

N 0 4

分析項目……水温

単位……℃

(表-5-1)

採水地点 \ 採水時刻	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00	0:00	3:00	6:00	日平均
No. 1	14.5	16.0	16.0	15.5	14.5	14.0	13.5	13.0	14.6
No. 2	15.5	17.0	17.0	16.0	15.0	14.0	14.0	13.0	15.2
No. 3	15.5	18.0	17.0	16.0	15.0	13.5	14.0	13.5	15.3
No. 4	15.0	17.5	18.0	16.5	14.0	14.5	14.0	13.5	15.4

分析項目……透視度

単位……cm

(表-5-2)

採水地点 \ 採水時刻	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00	0:00	3:00	6:00	日平均
No. 1	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
No. 2	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
No. 3	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
No. 4	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0

分析項目……p H

(表-5-3)

採水地点 \ 採水時刻	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00	0:00	3:00	6:00	日平均
No. 1	7.8	7.8	7.7	7.8	7.7	7.7	7.7	7.8	7.75
No. 2	7.6	7.6	7.6	7.6	7.5	7.5	7.5	7.6	7.56
No. 3	7.6	7.6	7.6	7.6	7.5	7.5	7.6	7.6	7.58
No. 4	7.8	7.9	7.8	7.7	7.6	7.6	7.6	7.6	7.7

分析項目……S S 単位……mg／l

(表-5-4)

採水時刻 採水地点	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00	0:00	3:00	6:00	日平均
No. 1	4	2	4	4	4	3	3	4	3.5
No. 2	5	3	4	3	6	3	3	14	5.1
No. 3	4	14	5	5	5	7	4	3	5.9
No. 4	2	2	4	4	6	3	6	5	4.0

分析項目……B O D 単位……mg／l

(表-5-5)

採水時刻 採水地点	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00	0:00	3:00	6:00	日平均
No. 1	1.7	1.9	2.3	1.6	1.8	1.2	0.8	0.9	1.5
No. 2	3.4	2.5	4.5	1.7	2.7	1.5	1.6	5.1	2.9
No. 3	2.2	4.6	1.8	1.6	4.0	1.9	1.0	0.9	2.3
No. 4	0.9	1.5	1.6	0.9	4.9	1.1	0.9	0.9	1.6

分析項目……C O D 単位……mg／l

(表-5-6)

採水時刻 採水地点	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00	0:00	3:00	6:00	日平均
No. 1	2.9	2.6	3.2	2.7	2.6	1.8	1.7	1.8	2.4
No. 2	4.7	4.1	5.9	3.7	4.3	3.2	3.0	8.6	4.7
No. 3	4.6	6.0	3.5	3.8	4.3	3.5	2.9	3.0	4.0
No. 4	2.7	2.9	3.6	2.9	6.7	1.7	3.5	2.2	3.3

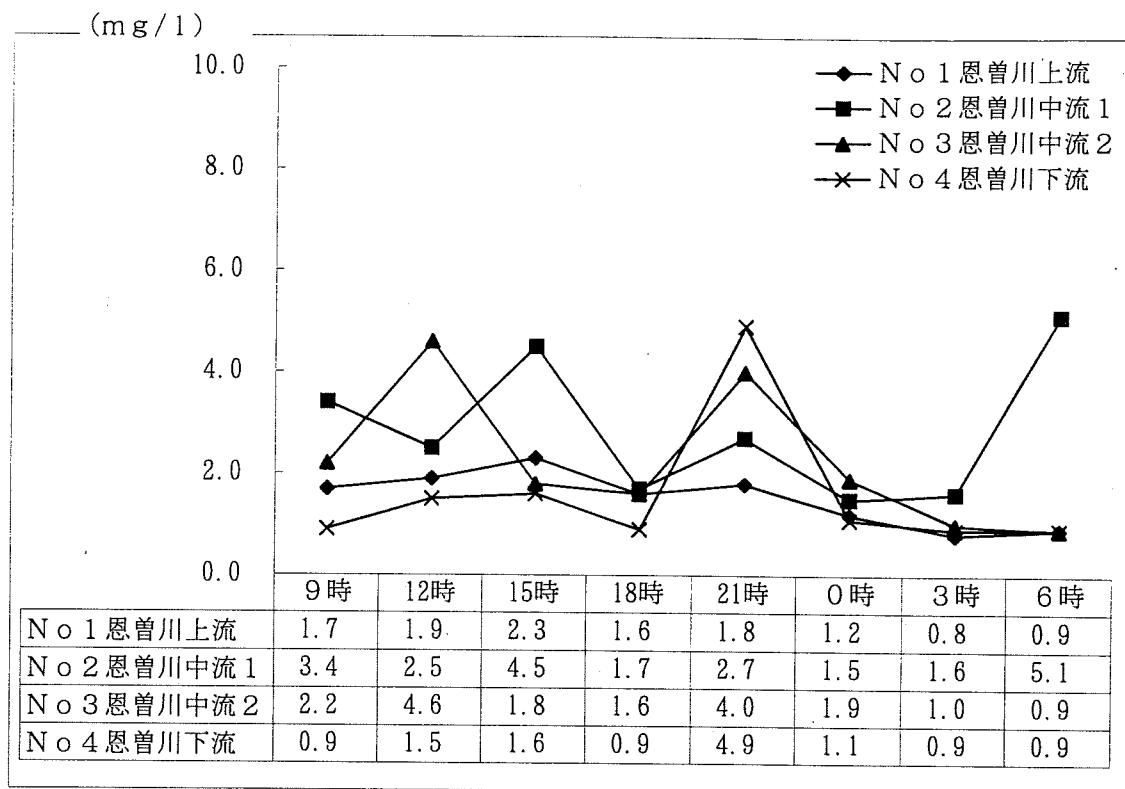
分析項目……大腸菌群数 単位……MPN／100ml

(表-5-7)

採水時刻 採水地点	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00	0:00	3:00	6:00	日平均
No. 1	1.7×10^4	4.6×10^3	1.7×10^4	7.0×10^3	1.7×10^4	7.0×10^3	4.9×10^3	7.9×10^3	4.6×10^3
No. 2	4.9×10^4	4.9×10^4	1.7×10^5	7.9×10^4	1.7×10^4	4.9×10^4	2.4×10^4	4.6×10^4	4.1×10^4
No. 3	3.1×10^4	7.9×10^3	1.1×10^4	4.9×10^4	1.1×10^4	7.9×10^4	3.3×10^4	2.8×10^4	4.0×10^4
No. 4	4.9×10^4	4.9×10^3	3.3×10^3	3.3×10^4	2.7×10^3	7.9×10^3	3.3×10^4	4.9×10^4	4.4×10^4

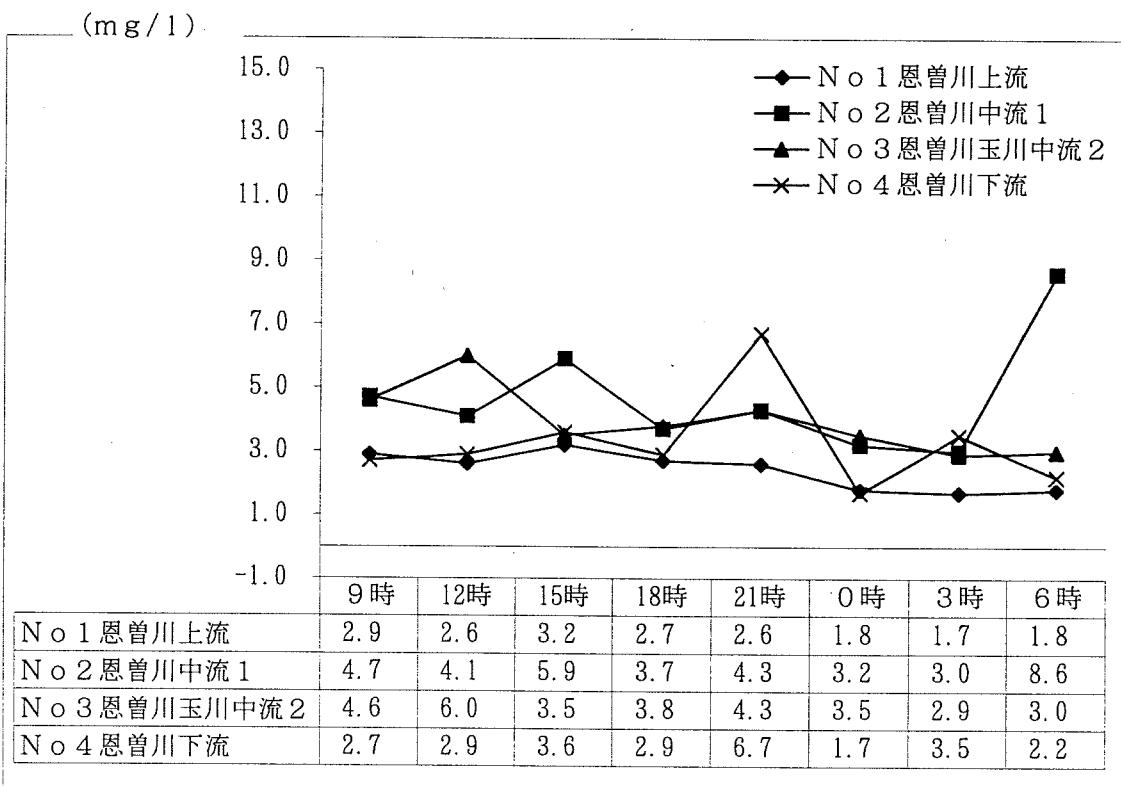
BOD経時変化

(図-3-1)



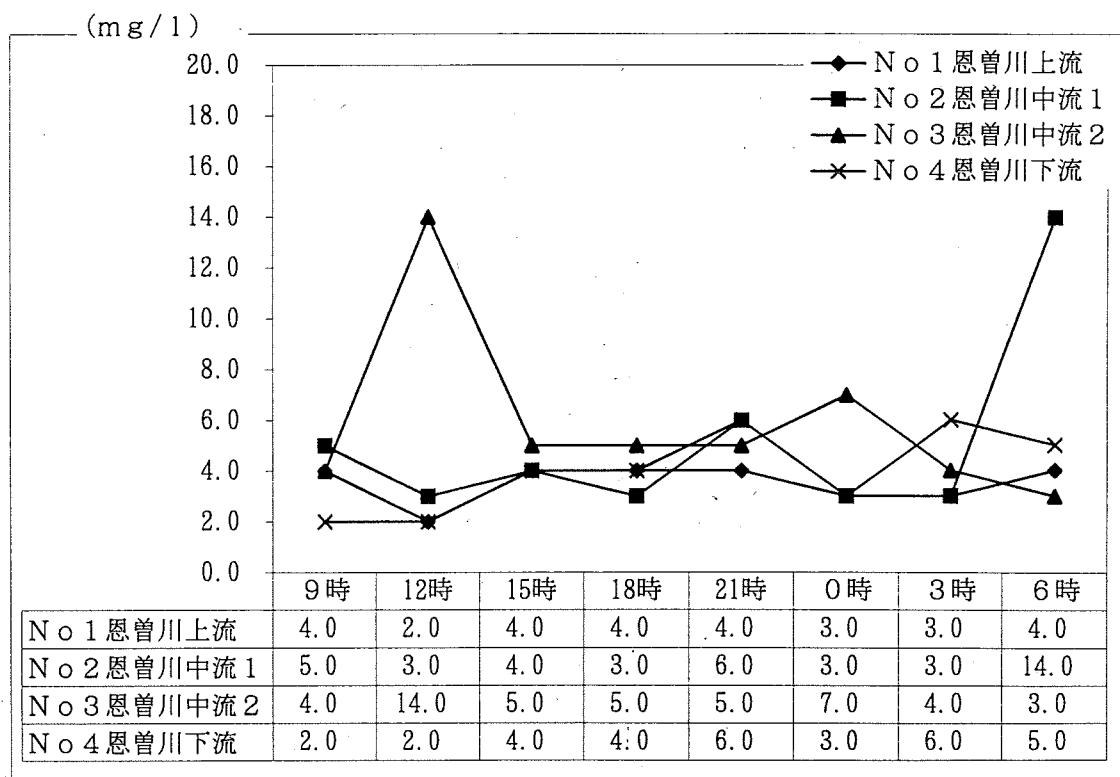
COD経時変化

(図-3-2)



S S 経時変化

(図-3-3)



(4)工場排水調査

本市の工場、事業場から排出される排水は、近くの水路等を経てほとんどが相模川へ流入し、相模川へ流入し上水道水として取水されるため、水質汚濁防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例により厳しい排水規制が行われている。

平成10年度も条例に基づき工場等への立入調査を実施し、工場排水の監視測定と指導を行った。また、平成元年度からは有機塩素系溶剤の2物質についても排水の規制基準が定められたことから、調査を実施している。

① 工場排水調査

調　　査　　期　　間	平成10年7月21日～8月31日
対　　象　　工　　場	指定事業所のうち排水量の多い事業場及び有害物質を使用する事業場
立　　入　　工　　場　　数	26社（28排水口）
排水基準違反工場数	2社（違反率7.6%）

調査結果

26社のうち2社に違反があり、内容は大腸菌群数と水素イオン濃度であった。うち1社は、2ヵ所の排出口で大腸菌群数の基準を超えていた。

分析検体数は324検体で、3検体に違反があったが、人の健康に被害を与える有害物質は全て基準内であった。

違反場所については、文書指示を行った結果施設の維持管理が図られ良好な水質が確認された。

工場排水調査基準適合状況

(表-6)

項目	排出基準		分析件数	不適合件数	不適合率(%)
	新設	既設			
pH	5.8~8.6	5.8~8.6	28	0	0
BOD	15	25	28	0	0
COD	15	25	28	0	0
SS	35	70	28	0	0
鉄(溶解性)	0.3	1	15	0	0
銅	1	1	15	0	0
マンガン(溶解性)	0.3	1	15	0	0
ニッケル(溶解性)	0.3	1	15	0	0
クロム(全)	0.1	1	15	0	0
クロム(6価)	0.05	0.5	15	0	0
鉛	0.05	0.1	16	0	0
カドミウム	不検出	0.05	15	0	0
ひ素	0.01	0.1	15	0	0
亜鉛	1	1	15	0	0
N-ヘキサン	3	5	28	0	0
大腸菌群数	3,000	3,000	28	2	7.1
シアン	排出禁止	0.5	7	0	0
ふっ素	0.8	8	16	0	0
総水銀	0.005	0.005	6	0	0
トリクロロエチレン	0.3	0.3	3	0	0
テトラクロロエチレン	0.1	0.1	3	0	0
1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3	0	0

BOD・COD濃度別工場数

(表-7)

BOD濃度	工場数	割合(%)
5mg/l以下	19	73.1
10mg/l以下	3	11.5
15mg/l以下	2	7.7
20mg/l以下	0	0
25mg/l以下	2	7.7
25mg/lを超えるもの	0	0

(表-8)

COD濃度	工場数	割合(%)
5mg/l以下	5	19.2
10mg/l以下	12	46.2
15mg/l以下	6	23.1
20mg/l以下	1	3.8
25mg/l以下	0	0
25mg/lを超えるもの	2	7.7

(5) 地下水質調査

市内における地下水の有機塩素系溶剤による汚染状況を把握するため調査を実施した。

平成11年2月23日

市内指定工場の井戸10か所

3項目(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、
1.1.1-トリクロロエタン)

調査結果

評価基準を超える地点が1地点あり、内容はテトラクロロエチレンであった。

各地点の分析結果は表-9のとおりである。

分析結果

(表-9) (単位mg/l)

項目	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1.1.1-トリクロロエタン
評価基準 調査地点番号	0.03 以下	0.01 以下	0.3 以下
No.1	0.013	0.0005 未満	0.034
No.2	0.002 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
No.3	0.002 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
No.4	0.002 未満	0.0005 未満	0.0012
No.5	0.002 未満	0.029	0.0005
No.6	0.16	0.0005 未満	0.0005 未満
No.7	0.002 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
No.8	0.002 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
No.9	0.002 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
No.10	0.002 未満	0.0005 未満	0.0005 未満

※ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの評価基準は、環境庁水質保全局長通知
(平成元年9月14日)による。

※ 1.1.1-トリクロロエタンの評価基準は、環境基準による。

4 騒音・振動

(1) 概況

「無い方が良い音」「耳障りな聞きにくい音」などが一般的に騒音と呼ばれている。騒音被害は、精神的、感覚的な被害であり騒音の測定方法も統一的な定めが無かったこともあり、昭和39年まで県の窓口で相談を受けていたが、その後市の窓口で相談を受けるようになった。

昭和43年6月に騒音規制法が制定され、県条例と法令の二本立ての規制が行われるようになった。

騒音規制法は、特定事業場や特定建設作業から発生する騒音の規制や道路交通騒音に対する道路管理者や公安委員会への要請限度値などの規制が盛り込まれている。

県条例は、神奈川県公害防止条例が平成9年度に改定され、神奈川県生活環の保全に関する条例と名称を変え、指定事業所から発生する騒音のほか、新たに、自動車のアイドリング騒音、カラオケ騒音等の規制が盛り込まれた。

規制基準とは別に、生活環境を保全し人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、昭和46年5月に道路交通騒音に関する環境基準とそれ以外の環境騒音による基準（生活環境騒音）が制定された。さらには航空機騒音に係る基準や新幹線鉄道騒音に係る環境基準が制定され現在に至っている。

当市の騒音問題は、工場、事業場に対する騒音対策指導が浸透したこともあり、平成2年度をピークに苦情は減少傾向にあり、当市の特徴である中心市街地に幹線道路が輻輳するなどしている地域からの自動車交通に起因する騒音問題の発生が心配される。

平成10年度の騒音調査については、県条例に基づき公害苦情にかかる事業所の騒音測定を実施したほか、騒音規制法に基づく自動車交通騒音の調査を実施した。

また、環境基準の達成状況について、生活環境騒音調査と道路交通騒音調査を実施した。生活環境騒音については、昼間が79%、夜間が44%の達成率である。道路に面する地域については、交通量の多い場所を選定していることもあり昼間が10%夜間が27%の達成率である。

振動については、昭和51年6月に振動規制法が制定される以前は、神奈川県公害防止条例による工場・事業場に対する規制が行われ、当市においては、昭和40年代に誘導した工場の大型プレスの振動で睡眠が妨げられる等の被害が生じ、住民運動に発展した事例があったが、現在は、防振対策が完了している。

振動規制法については、騒音規制法と同様の規制手法が取られており、特定建設作業から発生する振動や道路交通振動などの基準値が定められている。10年度の振動調査については、公害苦情に係る被害相談が無かったため調査は行っていない。

なお、振動の環境基準は定められていない。

(2) 騒音・振動に係る規制基準値

① 騒音規制法・振動規制法に基づく基準値

(ア) 市内の特定工場等には表-1の規制基準が適用されます。

騒音規制法・振動規制法の規制基準

表-1

		朝				昼				夕				夜			
騒 音	時 間	午前6時から午前8時		午前8時から午後6時		午後6時から午後11時		午後11時から午前6時									
	用途地域名	住 専	住 無 居指	近商準 商業工 業	工 業	住 専	住 無 居指	近商準 商業工 業	工 業	住 専	住 無 居指	近商準 商業工 業	工 業	住 専	住 無 居指	近商準 商業工 業	工 業
	規制基準 (デシベル)	45	50	60	65	50	55	65	70	45	50	60	65	40	45	50	55
振 動	時 間	午前8時～午後7時								午後7時～午前8時							
	用途地域名	住 専	住 無 居指	近商準 商業工 業	工 業	住 専	住 無 居指	近商準 商業工 業	工 業	住 専	住 無 居指	近商準 商業工 業	工 業	住 専	住 無 居指	近商準 商業工 業	工 業
	規制基準 (デシベル)	60	65	65	70	55	55	55	60	60	60	60	60	60	60	60	60

※ 【用途地域名】

- ・ 住専 … 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
- ・ 住居 … 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
- ・ 無指 … 都市計画法に規定する用途地域の定めの無い地域
- ・ 近商 … 近隣商業地域
- ・ 準工 … 準工業地域
- ・ 工業 … 工業地域
- ・ 工専 … 工業専用地域

(イ) 市内で行う特定建設作業には表-2の規制基準が適用されます。

表-2

建設作業の分類	騒音の基準が適用される作業	敷地境界線における基準値(デシベル)	振動の基準が適用される作業	敷地境界線における基準値(デシベル)	作業時間		一日における延べ作業時間		同一場所における連続作業日数		日曜・休日ににおける作業
					1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
5 コンクリートプラントまたはアスファルトプラントを設けて行う作業	5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が0..45立方メートル以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)	85			午前7時 ~	午前6時 ~	10 時 間 以 内	14 時 間 以 内	6 日 以 内	6 日 以 内	禁止
6 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業			3 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	75	午後7時	午後10時					
7 塗装版破碎機を使用する作業			4 舗装版破碎機を使用する作業	75							
8 バックホウを使用する作業	6 バックホウを使用(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る)を使用する作業	85									

建設作業の分類	騒音の基準が適用される作業	敷地境界線における基準値(デシベル)	振動の基準が適用される作業	敷地境界線における基準値(デシベル)	作業時間		一日における延べ作業時間		同一場所における連続作業日数		日曜・休日ににおける作業
					1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
9 トラクターショベルを使用する作業	7 トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る)を使用する作業	85			午前7時 ～	午前6時 ～	10 時間 以内	14 時間 以内	6 日 内	6 日 内	禁止
10 ブルドーザーを使用する作業	8 ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る)を使用する作業	85			午後7時	午後10時					

注1. (※) 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る

2. (1) 1号区域 第1種低層住宅専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校・病院等の周囲概ね80m以内の地域

(2) 2号区域 工業地域のうち学校・病院等の周囲概ね80m以内の地域

② 県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制値

市内の事業所において発生する騒音・振動については表-3及び表-4の規制基準が適用されます。

騒音の規制基準
事業所において発生する騒音の許容限度は、次に定めるとおりとする。

表-3 (単位: デシベル)

時 間 地 域	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時 まで及び午後6時から 午後11時まで	午後11時から 午前6時まで
第一種低層住居専用地域			
第二種低層住居専用地域	50	45	45
第一種中高層住所専用地域			
第二種中高層住所専用地域			
第一種住居地域			
第二種住居地域	55	50	45
準住居地域			
近隣商業地域			
商業地域	65	60	50
準工業地域			
工業地域	70	65	55
工業専用地域	75	75	65
その他の地域	55	50	45

備考 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

2 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

振動の規制基準

事業所において発生する振動の許容限度は、次に定めるとおりとする。

表-4 (単位: デシベル)

時 間 地 域	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで
第一種低層住居専用地域		
第二種低層住居専用地域	60	55
第一種中高層住所専用地域		
第二種中高層住所専用地域		
第一種住居地域		
第二種住居地域	65	55
準住居地域		
近隣商業地域		
商業地域	65	60
準工業地域		
工業地域	70	60
工業専用地域	70	65
その他の地域	65	55

- 備考 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。
- 2 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

③ 騒音に係る環境基準

ア 生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準として次のように定められている。

環境基準

地域の類型	時間の区分			該当地域
	昼間	朝夕	夜間	
AA	45デシベル以下	40デシベル以下	35デシベル以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令)第2項の規定に基づき都道府県知事が区分ごとに指定する地域
A	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下	
B	60デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下	

- (注) 1 AAを当てはめる地域は、療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とすること。
 2 Aを当てはめる地域は、主として住居のように供される地域とすること。
 3 Bを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等のように供される地域とすること。

イ 道路面に面する地域において、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として、次のように定められている。

道路に面する地域の環境基準

地域の区分	時間の区分			地域類型
	昼間	朝夕	夜間	
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下	A-1
A地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下	A-2
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	55デシベル以下	B-1
B地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下	B-2

(備考)

- ・ 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帶状の車道部分をいう。
- ・ A地域とは、第1種・第2種低層住居専用、第1種・第2種中高層住居専用、第1種・第2種住居、準住居、調整地域をいう。
- ・ B地域とは、近隣商業、商業、準工業、工業地域をいう。

(3) 環境騒音調査

この調査は、環境庁の「都市環境騒音の把握手法」に準拠、市域を500mメッシュに区分し、平成10年度はそのうち約半分に相当する150箇所を調査した。

調査期間 平成10年11月26日(木)から平成11年2月20日(土)まで
150箇所

調査方法 都市環境騒音の把握手法に準拠

使用機器 リオン製NA-32型デジタル騒音計

環境基準 表-5、表-6のとおり

一般地域の昼間64地点を測定し、そのうち55地点が環境基準以内であった。環境基準の達成率は86%（9年度89%）とほぼ全ての地点で達成されていた。同じく夜間においては、22地点中9地点が環境基準以内で、達成率は41%（9年度36%）であり9年度に比べ達成率が若干上がっている状況である。

道路に面する地域では、昼間の道路端43地点中5地点が環境基準以内で達成率は12%（9年度11%）であった。同じく夜間においては、14地点中1地点が環境基準以内で達成率は7%（9年度27%）であり、9年度の調査に比べて達成率が下回った。

道路に面する地域の後背地（道路端から20から30m離れた箇所）では昼間が43地点中36地点が環境基準以内で達成率は84%（9年度58%）であり、同じく夜間14地点中7地点が環境基準値以内で達成率は50%（9年度36%）であった。9年度に比べて、道路後背地の達成率は良くなっている。

環境基準との対比（昼間）

表-7

地域の種類		環境騒音レベル L50平均値dB(A)		環境 基準値	測定地点数		環境基準値 以下の地点数		環境基準以下の 地点の割合(%)	
		道路端	後背地		道路端	後背地	道路端	後背地	道路端	後背地
一般地域	AAとくに静寂を要する地域	—	—	45	—	—	—	—	—	—
	A 主に住居のように供される地域	47.2	50	57	44	—	—	—	—	77.2%
	B 相当数の住居と併せて商業 工業等のように供される地域 (商業系地域)	56.8	60	4	4	—	—	—	—	100%
	(工業系地域)	54.2	60	12	10	—	—	—	—	83.3%
道路に面する地域	A 地域 2車線を有する道路に面する地域	66	55.6	55	24	24	1	11	4.2	45.8
	2車線を超える車線を有する道路に面する地域	77	62.7	60	3	3	0	1	0	33.3
	B 地域 2車線以下の車線を有する道路に面する地域	66	59.8	65	6	6	3	5	50	83.3
	2車線を超える車線を有する道路に面する地域	71.2	60.6	65	5	5	0	5	0	100

環境基準との対比（夜間）

表-8

地域の種類		環境騒音レベル L50平均値dB(A)		環境 基準値	測定地点数		環境基準値 以下の地点数		環境基準以下の 地点の割合(%)	
		道路端	後背地		d B(A)	道路端	後背地	道路端	後背地	道路端
一般地域	AAとくに静寂を要する地域	—	—	35 (40)	—	—	—	—	—	—
	A 主に住居のように供される地域	42.4	—	40 (45)	19	—	8	—	—	42.1%
	B 相当数の住居と併せて商業 工業等のように供される地域 (商業系地域)	51.5	—	50 (55)	2	—	1	—	—	50%
	(工業系地域)	54.8	—	50 (55)	4	—	2	—	—	50%
道路に面する地域	A 地域 2車線を有する道路に面する地域	57.7	48.1	45 (50)	5	5	1	1	20	20
	2車線を超える車線を有する道路に面する地域	64	57	50 (55)	2	2	0	0	0	0
	B 地域 2車線以下の車線を有する道路に面する地域	56	49	55 (60)	2	2	1	2	25	100
	2車線を超える車線を有する道路に面する地域	66	61	60 (65)	2	2	1	1	50	50

(4) 国道129号道路交通騒音調査（定点測定）

調査日時 平成10年9月1日（火）午前10時00分から平成10年9月2日（水）午前9時30分まで

調査場所 山際285-1 厚木市消防本部依知分署

調査方法 リオン製騒音計NA-61とレベル処理機SV-72Aを用いて、道路交通騒音・振動要請等事務処理用要領に基づき30分毎に1回騒音測定を行い、同時に通行車両数を大型車、小型車、二輪車の車種別により計数した。

測定結果

測定結果は、表-7、表-8のとおりで、昼間を除いて法の限度値を超過した。特に夜間は限度値を7デシベル以上上回っている状況にある。交通量は昨年と比べ減少している（10,277台／日から9,687台／日）が、騒音レベルは低減していない。今後も大型車の混入率に変化がない場合は、同様の数値を示すものと考えられる。

測 定 結 果

表-9

時間の区分	測定結果（デシベル） 中央値（90%レンジ）	法の限度値 (デシベル)	L e g	車線数
朝（6:00～8:00）	75.3 (64.5, 81.8)	70	77.2	4
昼（8:00～18:00）	74.2 (64.0, 79.8)	75	75.4	
夕（18:00～23:00）	72.9 (61.3, 78.5)	70	74.1	
夜（23:00～6:00）	67.3 (57.4, 79.9)	60	73.7	
備 考	マイクロホンの位置は道路端より1m、地上1.2mに設置した。			

※測定結果は、30分ごとに得られた騒音値を各時間帯別に平均したもの。

各時間帯における車種別車両数（台）

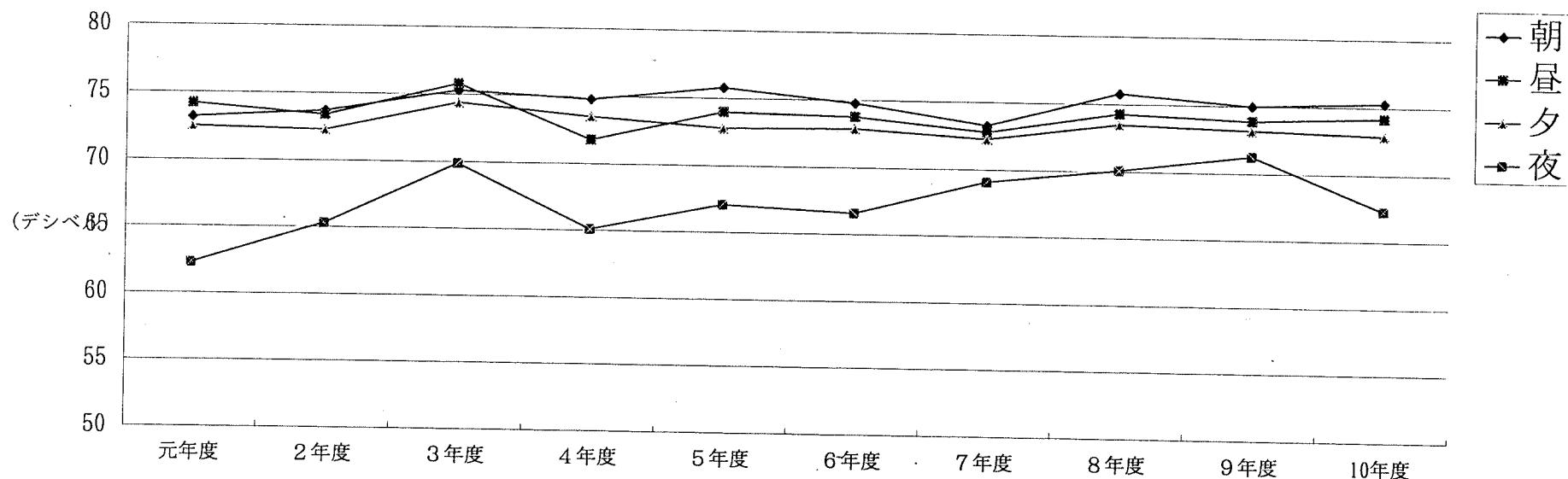
表-10

区 分	大型車	小型車	二輪車	計
朝 (6:00～8:00)	176	897	15	1,088
昼 (8:00～18:00)	819	4,232	85	5,136
夕 (18:00～23:00)	236	1,825	42	2,103
夜 (23:00～6:00)	462	876	22	1,360
計	1,693	7,830	164	9,687

※30分ごとに5分間計数した車両数の合計を表す。

時間区分経年変化

(図-1) (表-11)

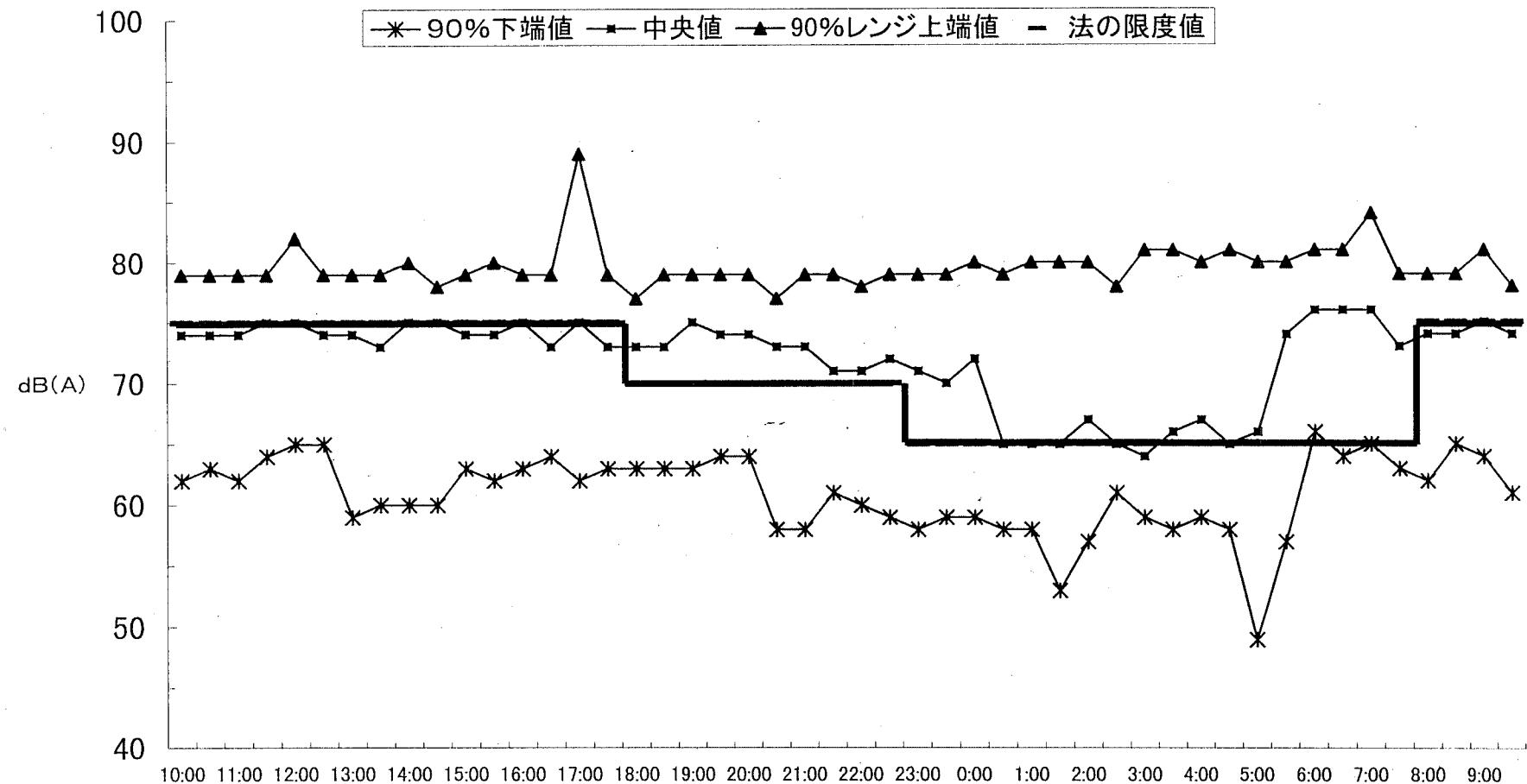


年 度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
時間の区分	中央 (90%レンジ)									
朝 (6~8)	73.2 (58.8, 80.2)	73.7 (53.0, 81.0)	75.3 (60.0, 82.3)	74.8 (53.8, 80.8)	75.8 (57.0, 81.3)	74.8 (58.0, 80.8)	73.3 (59.3, 78.8)	75.8 (64.0, 80.5)	75.0 (61.3, 80.5)	75.3 (64.5, 81.3)
昼 (8~18)	74.2 (57.6, 80.7)	73.4 (54.2, 80.1)	75.8 (62.2, 81.8)	71.8 (60.1, 77.9)	74.0 (57.4, 79.4)	73.8 (58.9, 79.1)	72.8 (63.0, 77.8)	74.3 (62.6, 79.6)	73.9 (62.2, 79.8)	74.2 (64.0, 79.8)
夕 (18~23)	72.5 (54.4, 80.5)	72.3 (55.5, 80.4)	74.4 (61.9, 82.1)	73.5 (53.1, 79.8)	72.8 (57.0, 79.8)	72.9 (58.6, 79.6)	72.3 (58.8, 78.9)	73.5 (60.6, 79.8)	73.2 (60.5, 80.6)	72.9 (61.3, 78.5)
夜 (23~6)	62.3 (47.9, 81.1)	65.3 (48.6, 81.3)	69.9 (54.0, 82.1)	65.1 (52.2, 80.3)	67.1 (47.3, 81.3)	66.6 (52.3, 80.9)	69.1 (49.6, 78.4)	70.1 (52.1, 79.3)	71.3 (55.4, 80.4)	67.3 (57.4, 79.9)
交通量 (台)	9,210	9,376	9,358	9,327	9,758	9,925	9,967	9,575	10,277	9,687

※交通量、30分毎に5分間計数した合計を示す。

(図-2)

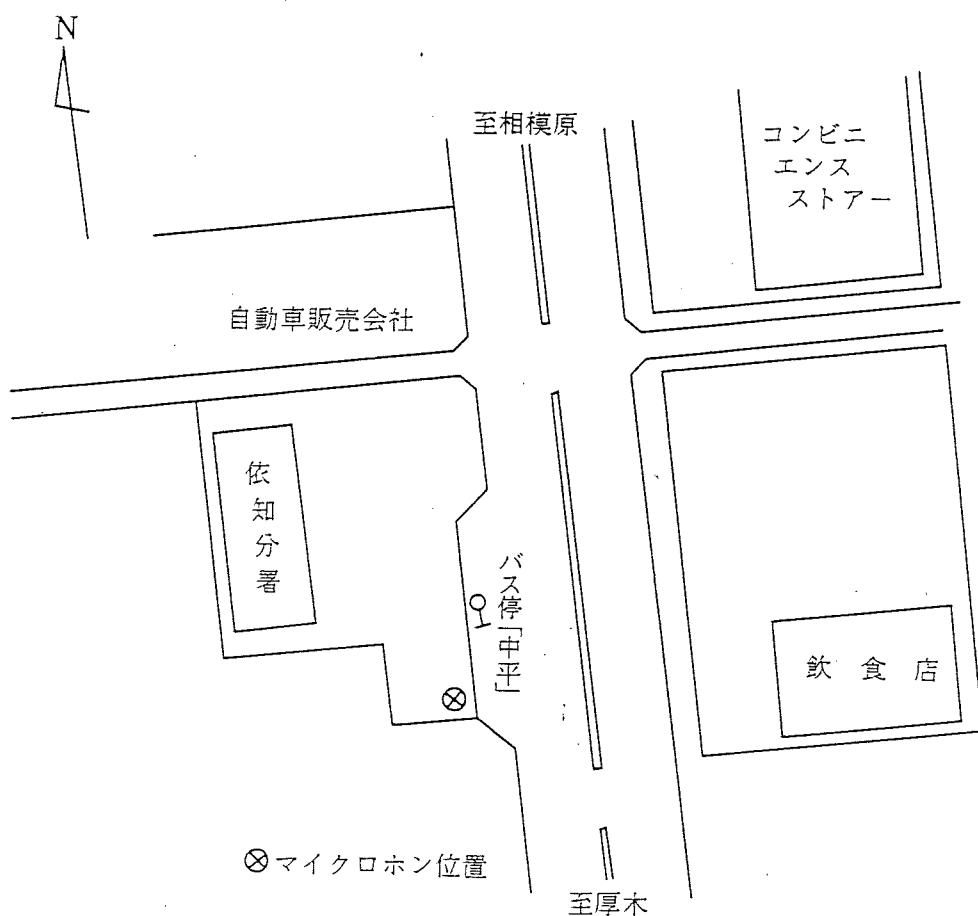
騒音値の経時変化



※午後6時の突発音については、防災無線チャイム音によるものです。

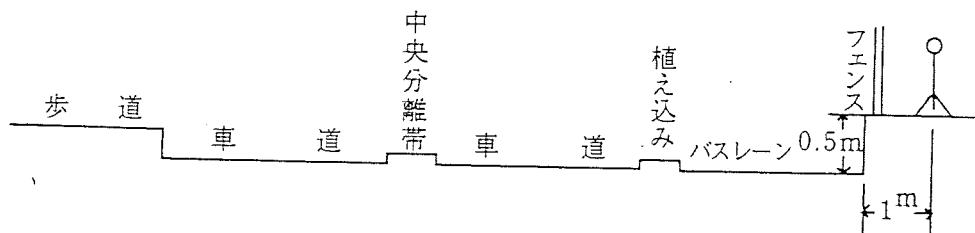
測定場所見取図

(図-3)



測定場所横断図

(図-4)



5 地盤沈下の状況

(1) 概　　況

地盤沈下とは、一般に地表面が広範囲に低下する減少を総称しているが、環境基本法に基づき、公害とされているものは、地下水の過剰汲み上げにより、地層が収縮し、地面が低下する現象を地盤沈下として扱っている。

我が国で地盤沈下が問題となった地域としては、東京・大阪とその周辺地帯が代表的であるが、終戦後産業の復興に伴い都市用水需要が増大し、地盤沈下が観測されるようになり、沈下地域（いわゆるゼロメートル地帯）では台風による浸水の被害が生ずるに至った。

このため、昭和31年に工業用水の汲み上げを規制するため「工業用水法」が制定され、昭和37年には同法が改正強化された。

地盤沈下の防止に関する法律は工業用水法のほか建築物用地下水の採取規制に関する法律があるが、いずれも当市は規制地域外となっている。

県央地域の地盤沈下は、昭和37年頃から海老名市大谷地区に発生したのが最初であり、この地区は東側の洪積台と西側の相模川沖積低地の境界部に相当し、台地に沿った地割れなどの被害が生じた。

沈下の原因は、沖積低地における地下水位の低下によるものと判断され、これは、この地域に急激に進出してきた工場・事業場の過剰揚水が原因とされた。

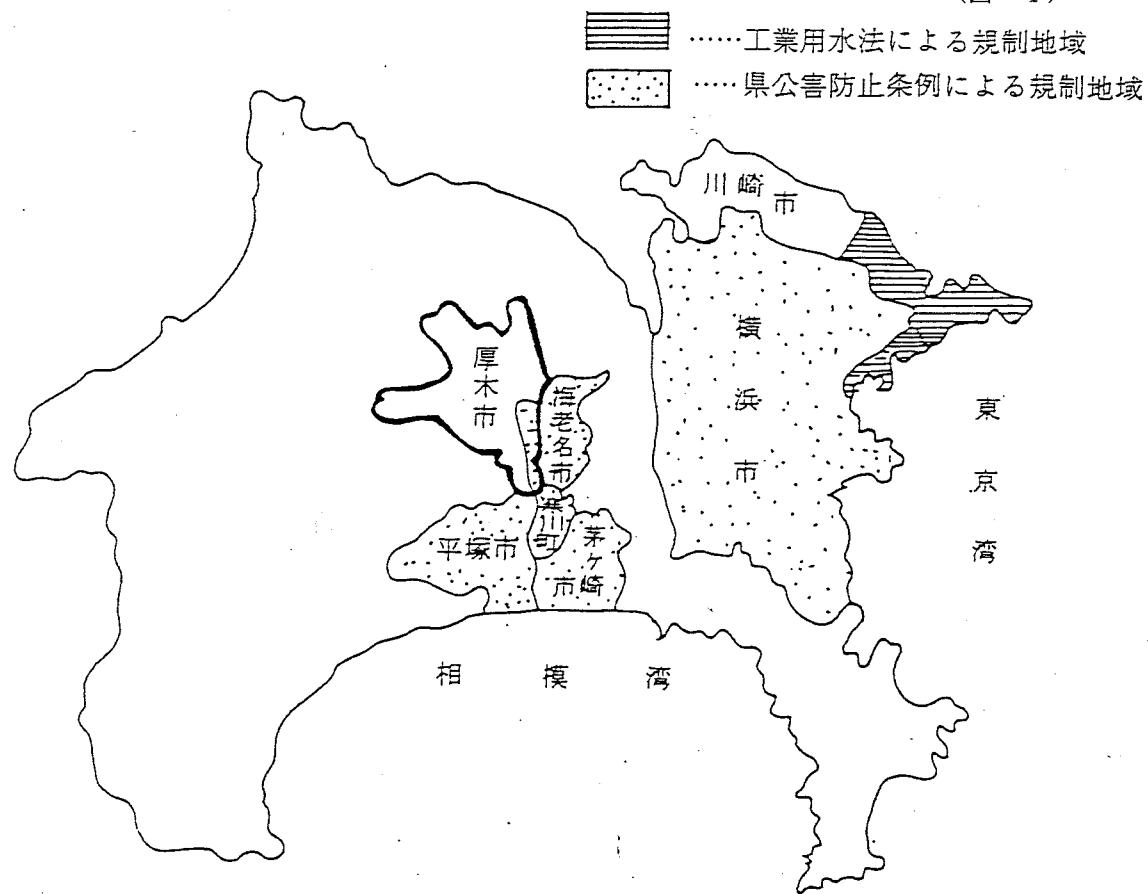
このため、昭和46年に制定された神奈川県公害防止条例により県央地区では海老名市の一部や、厚木市の一帯（国道129号線及び国道246号線の東側、通称厚木バイパスの東側）が地下水採取規制地域として指定され1日あたり100立方メートル以上揚水していた事業所は届出が必要となり、地下水の高度利用による汲み上げ量の削減措置が取られるようになった。

平成9年度に県公害防止条例が改定され、神奈川県生活環境の保全等に関する条例となり、指定地域内における地下水採取は許可制となり一段と規制が強化された。

地盤沈下の観測方法は、一般的に同一場所で標高を測量する精密水準測量と、地下水位の変動を常時観測する観測井の2つの方法があり、当市においては、昭和49年度から精密水準測量を実施している。

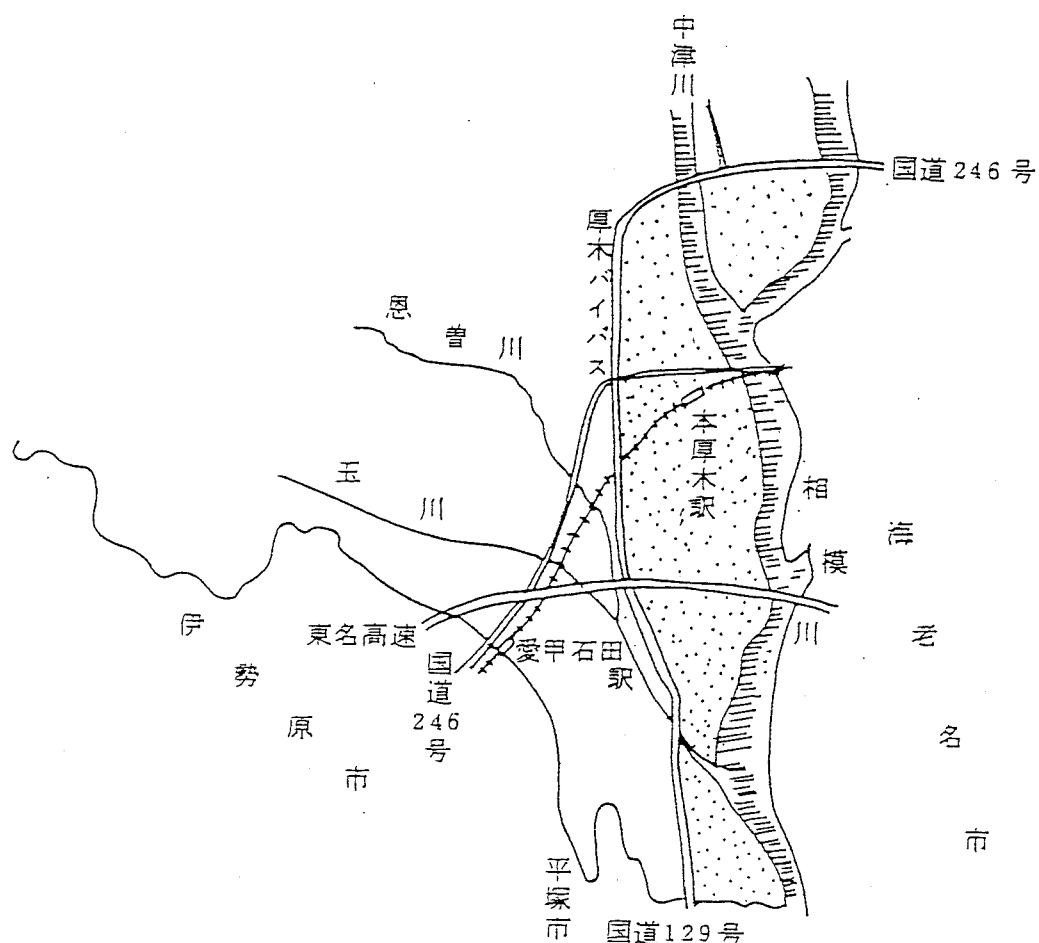
地下水採取規制地域図

(図-1)



厚木市における規制地域

(図-2)

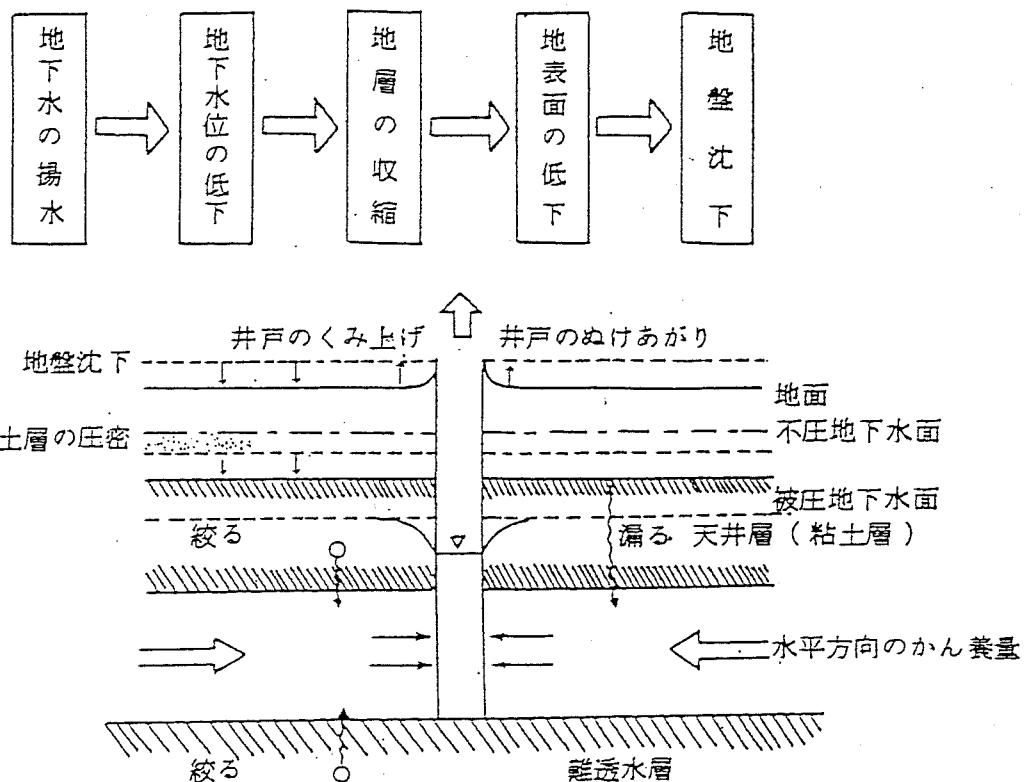


(2) 地盤沈下の構造

地盤沈下の構造は、地下水の過剰揚水によって地下帯水層の水圧が標準水圧より下がると、粘土層中の水分が地下帯水層の方に絞られ、粘土層中の圧密を誘発し、地盤沈下を起こす。こうした作用は、軟弱地盤と呼ばれる沖積平野地域の地層に存在する地下帯水層から多量の地下水を揚水することにより、また沖積層下部に存在する洪積層中の帶水層からの多量揚水によっても起こる。

地盤沈下の機構

(図-3)



(3) 地下水採取量規制地域の地質

地下水採取規制地域に指定された厚木バイパス以東の地域は、地表付近に泥層を有する沖積層が分布している。

この泥層は、腐植土を含有する黒色の層で軟弱であり、収縮しやすく、相模川左岸地域で厚く、相模川右岸の当市では薄い分布状況にある。

(4) 地盤変動量調査

平成10年度は、距離38.34kmの精密測量を行い、結果は表一3に示すとおり前年との比較で10ミリ以上の沈下点はなかった。

水準点41箇所中34箇所で前年よりも低下したがいずれも10ミリ以内の低下であった。

測量開始年度から合計では、No.6、No.8、No.12、No.13、No.15、No.29の6地点における沈下が顕著であるが、No.15については昭和55年度以降沈下が沈静化している。

また、地区別では本厚木駅から東名インター周辺の厚木、岡田地区で沈下が多く、北部の妻田、金田地区の沈下が少ない傾向にある。

ア 月別揚水量（規制地域内のみ、地下水採取届出工場）

(表-1) (単位: m³/日)

月	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
1	6,189.56	5,886.04	5,163.85	5,266.70	5,379.73	4,319.96	5,248.84
2	5,961.54	6,819.11	4,893.85	5,407.60	5,735.08	5,057.08	5,166.46
3	6,160.10	7,194.24	5,313.65	5,366.70	5,374.37	4,843.32	5,508.65
4	6,024.03	6,799.10	5,532.21	5,145.90	5,317.69	4,286.07	5,580.20
5	6,506.85	5,631.92	5,432.26	6,104.30	5,288.74	4,712.82	5,438.68
6	7,536.18	6,127.78	6,758.19	6,347.70	5,611.29	5,110.41	5,174.96
7	8,079.93	5,902.58	6,083.92	6,548.60	6,144.94	5,941.48	5,692.38
8	7,078.35	6,044.40	6,562.65	6,556.20	6,486.17	4,704.93	6,418.57
9	7,355.13	6,358.63	6,268.75	6,020.40	5,769.74	5,180.81	6,067.20
10	6,603.28	5,399.50	5,623.34	5,426.80	4,980.46	4,582.21	5,629.04
11	6,714.72	5,835.50	5,418.23	5,604.80	4,857.27	5,086.00	5,366.42
12	6,271.24	5,191.11	5,834.13	5,538.00	4,521.72	4,451.29	5,269.44
平均	6,706.74	6,099.16	5,740.42	5,777.81	5,453.10	4,657.73	5,544.24

イ 月別降水量

(表-2) (単位: mm)

月	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	前年比
1	42.0	108.0	39.0	39.5	24.0	36.5	136.0	+99.5
2	28.5	68.0	61.0	36.5	31.0	35.5	112.0	+76.5
3	201.5	66.5	96.5	193.0	144.5	102.5	83.0	-19.5
4	186.0	31.5	73.5	105.0	98.0	150.0	243.0	+93.0
5	144.0	58.0	182.0	201.0	125.0	122.0	150.5	+28.5
6	253.5	179.0	107.0	178.0	65.0	219.0	113.0	-106.0
7	47.5	373.0	92.0	193.0	456.0	135.5	178.0	+42.5
8	26.0	268.5	50.0	11.0	97.5	29.0	245.0	+216.0
9	101.0	156.5	259.0	82.5	309.5	76.0	273.0	+197.0
10	270.0	158.5	87.0	106.0	79.5	19.5	176.5	+157.0
11	142.5	180.5	56.0	58.0	83.0	186.5	5.5	-181.0
12	78.0	32.0	25.0	0.0	39.5	37.0	60.5	+23.5
計	1,520.5	1,680.0	1,128.0	1,203.5	1,552.5	1,149.5	1,776.0	+626.5

水準測量結果表

(基準原点は日本水準原点)

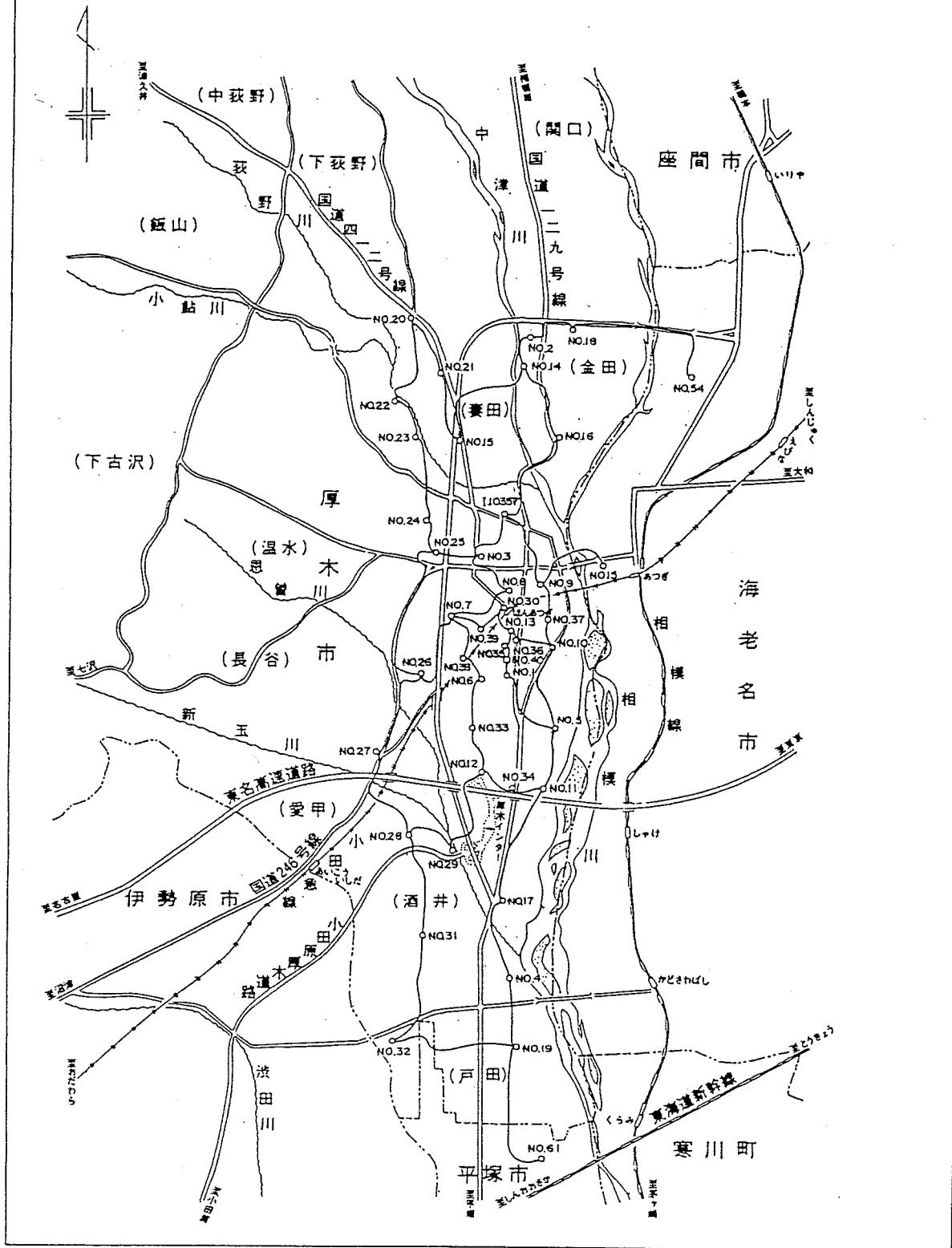
水準点番号	設置置場所名	所在地	設置機関	測量年度	開始時実測値	年1月実値	変動量合計	変動量(mm)													
								(m)	(mm)	60.1 ~ 61.1	61.1 ~ 62.1	62.1 ~ 63.1	63.1 ~ 64.1	64.1 ~ 2.1	2.1 ~ 3.1	3.1 ~ 4.1	4.1 ~ 5.1	5.1 ~ 6.1	6.1 ~ 7.1	7.1 ~ 8.1	8.1 ~ 9.1
10357	船喜多神社	松枝1-13	国	49	21.4849	21.4182	66.7	3.0	-8.3	-6.2	-1.7	-5.2	-4.8	-3.7	-9.7	2.4	-6.1	-7.1	2.5	0.0	-2.7
1	旭町やま公園	旭町5-11	市	61	18.0698	17.9610	108.8	—	再設	-8.9	-2.9	-8.6	-0.2	-7.4	-12.2	0.8	-16.7	-21.6	-10.0	-23.2	2.1
2	妙純寺	金田295	県	50	27.6431	27.6401	3.0	0.9	-2.6	-0.4	6.1	-2.7	0.2	-2.2	0.6	1.8	-3.5	-3.8	4.3	-4.7	1.1
3	厚木中学校	水引1-1	県	49	19.8635	19.8338	29.7	-0.8	-3.8	-0.2	-1.8	-9.6	3.3	-2.3	-2.4	2.9	-4.1	0.5	-1.0	0.3	-3.4
4	相川小学校	酒井1980	県	49	14.0544	14.0354	19.0	1.9	-5.7	-7.0	3.3	-5.8	1.6	-3.1	-1.2	5.2	改埋	-4.1	-7.3	-4.5	-3.1
5	旭南(ふじみ)公園	旭町4-3352-1	市	62	16.7072	16.6872	20.0	-0.4	-0.5	移設	0.7	-5.0	2.2	-3.1	-3.8	3.8	-6.6	-0.8	-2.6	-5.3	0.5
6	厚木南高校	岡田1752	市	49	17.5120	17.3799	132.1	-2.3	-11.7	-5.2	-6.9	-6.5	-1.9	-1.5	-4.3	1.0	-14.2	-10.3	-4.4	-2.9	-4.8
7	厚木南合同庁舎	田村町2-28	市	49	19.0717	19.0204	51.3	-3.3	-3.0	-2.7	1.2	-6.3	1.1	-1.1	-2.9	2.2	-3.8	-0.2	-2.3	-0.4	-1.9
8	大手公園	中町3-17	市	49	19.4636	19.2274	236.2	-13.3	0.8	-8.3	-4.7	-7.9	-7.5	-9.4	-42.8	3.1	-19.7	-6.3	-1.8	-2.3	-2.3
9	中町立体駐車場	中町644-1	市	63	19.2658	19.2391	26.7	1.2	-2.9	-0.8	移設	-6.4	0.4	-5.2	-4.8	3.5	-4.9	-0.4	-3.8	-2.0	-3.1
10	厚木南公民館	旭町3-14-4	市	49	18.5685	18.5467	21.8	2.1	-2.1	1.0	1.8	-7.8	4.3	0.4	-4.6	4.0	-3.4	-1.2	-2.3	-1.7	0.3
11	三島袖社	岡田1390	市	49	16.1950	16.1601	34.9	5.3	-3.3	-0.2	-0.7	-4.4	2.4	-2.0	-0.9	0.3	-5.6	0.1	-2.6	-3.8	0.5
12	ホテル八重洲	岡田691-1	市	50	15.9894	15.7486	240.8	-13.9	-15.4	-19.4	-2.6	-9.8	-0.9	-5.4	-7.7	-1.3	-16.6	-2.3	-7.3	-7.5	-1.2
13	どんぐり公園	旭町1-30	市	50	17.7162	17.3627	353.5	-23.4	3.3	-9.3	-20.4	-10.2	-52.4	-10.8	-28.4	3.1	-6.3	-10.7	-3.0	-16.4	-0.6
14	金田児童造園	金田389	市	50	25.5049	25.5029	2.0	-0.3	-3.3	-0.6	6.1	移設	1.4	-3.6	0.3	1.0	-0.9	-0.7	2.7	-1.2	-1.0
15	厚木健康体操センター	妻田2054-1	市	51	23.7106	23.5524	158.2	-1.0	-5.1	-0.8	5.2	-3.4	1.8	-6.8	-2.0	3.3	-2.1	-1.1	0.0	0.3	-1.8
16	幼稚園バザイ	金田1000	市	51	22.8298	22.8179	11.9	2.1	-2.9	-0.8	-0.6	-3.7	1.8	-5.6	-1.0	0.7	-1.4	-2.3	3.0	-1.5	-1.2
17	高徳寺	酒井2405-2	市	51	14.9477	14.8960	51.7	1.6	-6.4	-3.8	-1.2	-5.9	1.7	-3.9	-1.7	0.2	-6.0	-2.0	-6.2	-1.1	-2.9
18	神奈川トヨタフォークリフト	金田688-1	市	52	26.9411	26.9381	3.0	-0.9	-3.2	-0.2	4.7	-1.4	-0.2	-2.1	0.1	2.1	-2.1	-0.8	1.8	-0.2	-0.7
19	八幡神社	戸田1057	市	52	13.0796	12.9784	101.2	2.4	-9.0	-8.1	-2.2	-6.9	-1.1	-3.6	-3.3	-0.8	-6.4	-1.1	-6.5	-7.0	-2.1
20	清水小学校	妻田611	市	54	32.1084	32.1110	2.6	0.5	-2.9	-2.8	8.2	-5.3	1.3	-3.5	0.6	-1.8	0.2	-0.5	1.3	-0.1	0.1

水準点番号	設置置場所名	所在 地	設置機関	測量年度	開始時実測値 (m)	年1月実 値 (m)	変動量合計 (mm)	変 動 量 (mm)													
								60.1 ~ 61.1	61.1 ~ 62.1	62.1 ~ 63.1	63.1 ~ 64.1	64.1 ~ 2.1	2.1 ~ 3.1	3.1 ~ 4.1	4.1 ~ 5.1	5.1 ~ 6.1	6.1 ~ 7.1	7.1 ~ 8.1	8.1 ~ 9.1	9.1 ~ 10.1	
21	妻田中村公園	妻田1394	市	54	25.1894	25.1622	27.2	0.1	-6.1	-1.7	4.7	-3.4	0.9	-5.7	-0.1	0.5	-4.6	-0.3	0.7	-1.7	-0.2
22	林中学枚	林69	市	63	27.6201	27.5953	24.8	-3.3	-3.2	-1.9	移 設	-9.4	-1.5	-4.7	-0.9	-1.0	-2.6	0.1	-2.4	-2.3	-0.1
23	吾妻町市営住宅	吾妻町12-59	市	54	27.5608	27.5205	40.3	-3.3	-5.1	-2.8	3.4	-6.1	-1.1	-4.5	-1.2	1.0	-3.2	0.9	-2.2	-2.7	-0.7
24	戸室しみず公園	戸室124-12	市	54	22.9562	22.9148	41.4	-2.5	-3.3	-2.1	2.9	-7.2	-0.3	-3.6	-4.9	3.9	-6.9	0.8	-1.6	-2.3	-3.4
25	厚木合同庁舎	水引2-3-1	市	54	21.2910	21.2315	59.5	-2.4	-5.1	-4.2	1.7	-10	2.2	-3.6	-4.8	2.4	-7.0	-1.0	-0.9	-1.7	-8.1
26	厚木市文化会館	恩名295	市	54	20.5341	20.4490	85.1	-2.9	-9.4	-3.9	0.2	-4.4	1.1	-1.6	-1.8	0.8	-8.9	-3.7	-5.0	-4.3	-3.2
27	船子公民館	船子1578	市	54	26.0562	26.0450	11.2	-2.3	-3.1	-0.4	0.3	-3.5	0.9	-2.8	-1.2	3.4	-3.7	1.5	-2.0	-0.2	-1.8
28	東名中学校	愛甲1809	市	54	18.7284	18.6546	73.8	-1.5	-5.8	-6.7	-2.6	-6.7	-2.9	-6.7	-4.8	1.8	-8.2	-1.3	-6.0	-3.5	-3.5
29	食肉公社	酒井900	市	54	16.8542	16.7206	133.6	-4.4	-13.9	-10.5	-4.4	-10.1	-4.9	-10.8	-5.7	-2.0	-10.8	-3.6	-7.8	-7.6	-4.7
30	本厚木駅北口広場	中町2-1	市	55	18.6665	18.6533	13.2	-12.3	-3.7	-4.4	-0.9	-9.5	-10.8	-1.6	-23.9	1.8	-4.6	改 埋	-5.9	-4.3	-3.0
31	市消防署相川分署	酒井1417-1	市	2	14.1508	14.1107	40.1	4.4	-11.4	-3.3	0.0	-3.7	改 埋	-12.6	-3.0	-2.6	-6.0	-2.5	-7.4	-4.4	-1.6
32	長沼公園	長沼244	市	56	12.6830	12.6297	53.3	2.9	-9.2	-8.0	2.0	-4.6	-0.6	-3.2	-1.5	-0.8	-4.0	-1.1	-5.8	-2.3	-2.0
33	道路補修事務所	岡田1814-1	市	59	16.4152	16.2755	139.7	-3.5	-15.4	-4.4	-9.4	-8.4	-1.1	-3.0	-10.0	0.3	-16.7	-12.2	-36.5	-12.8	-6.6
34	白洋舎鶴厚木支店	岡田1184	市	9	15.0594	15.0518	7.6	0.7	-7.4	-42.3	-0.9	-9.3	-2.5	-3.6	-6.3	1.1	-9.6	仮 点 再 設	-5.4	-2.2	
35	第5正明ビル北側	旭町1-24地先	市	2	17.3708	17.3308	40.0	-16.2	-2.3	-4.4	0.0	-59	改 埋	-10.4	-7.5	-0.3	-8.0	-5.4	-3.3	-3.0	-2.1
36	第1ビル北側	旭町1-32	市	59	17.3329	17.2762	56.7	1.2	-5.8	-2.2	0.3	-8.9	3.7	-33.6	-5.5	3.3	-4.1	-0.5	-2.5	-1.3	-0.8
37	森清宅前	泉町7-14地先	市	59	17.9085	17.8781	30.4	2.0	-4.2	-1.9	1.2	-8.5	2.5	-4.5	-7.2	1.9	-4.2	-0.4	-2.6	-1.0	-1.7
38	つり具の上州屋前	恩名154地先	市	59	18.4459	18.4162	29.7	-3.1	-4.7	-3.3	2.3	-7.1	0.7	-1.0	-3.5	2.7	-4.8	-2.0	-0.8	-1.6	-3.5
39	マルイワジーンズ店前	中町4-1-9地先	市	59	17.4625	17.4040	58.5	-7.1	-5.2	-3.8	-4.8	-7.3	-3.7	-9.6	-5.8	1.5	-4.9	-1.3	-2.2	-0.6	-3.7
40	あさひ公園	旭町1-122	市	4	17.3505	17.3088	41.7	—	—	—	—	—	—	—	—	-2.4	-14.0	-17.7	-1.4	-10.5	4.3

(図-4)

厚木市精密水準測量網図

縮尺 1:50,000



6 悪臭

(1) 概況

昭和42年に制定された公害基本法の中で悪臭を典型七公害の一つとし、悪臭問題に対し適正な措置を取るべきと規定していたが、人体の順応性の評価や分析方法の確立等が遅れ、悪臭防止法は昭和46年6月に制定された。

法の制定前は、地方公共団体の条例で規制が行われていたが、具体的な基準をもって規制していたのは宮城県だけで、他はほとんど未規制の状態にあった。

悪臭防止法は、当初アンモニア等5物質を濃度で規制したため、ガスクロマトグラフや吸光光度計といった機器分析法が採られた。

平成7年4月に法改正が行われ特定悪臭物質の濃度規制のほかに新たに嗅覚測定法による臭気指数の規制が設けられた。

当市においては、県が定めた「悪臭防止対策に関する指導要綱」に基づき指導を行っているため、臭気指数の規制地域は定めていない。

10年度は12件の悪臭苦情があり、いずれも県生活環境の保全等に関する条例に基づき改善指導を実施した。

(2) 規制基準

悪臭の規制基準は、悪臭防止法と神奈川県生活環境の保全等に関する条例によるものがある。

① 悪臭防止法による規制基準

悪臭の規制基準は、悪臭防止法（昭和46年6月1公布、昭和47年5月31日施行）により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出の許容限度を定めている。規制基準は、①事業場等の敷地の境界線の地表における大気中の特定悪臭物質濃度の許容限度（表-1）、②事業所等の煙突その他の気体排出口から排出されるものの濃度の許容限度（式-1）である。

なお、特定悪臭物質は、平成元年10月1日にプロピオン酸以下4物質が追加され、さらに、平成5年6月18日付け悪臭防止法の施行規則の一部を改正する総理府令（平成5年6月総理府令第34号）により、トルエン等10物質が追加指定され現在22物質となっている。

特定悪臭物質濃度の許容限度

（表-1）

特定悪臭物質	悪臭防止法の許容限度	本市の規制基準	特定悪臭物質	悪臭防止法の許容限度	本市の規制基準
アンモニア	1 ~5 ppm	1 ppm	イソ吉草酸	0.001~ 0.01 ppm	0.001 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ~0.01 ppm	0.002 ppm	トルエン	10 ~60 ppm	10 ppm
硫化水素	0.02 ~0.2 ppm	0.02 ppm	キシレン	1 ~5 ppm	1 ppm
硫化メチル	0.001 ~0.2 ppm	0.01 ppm	酢酸エチル	3 ~20 ppm	3 ppm
二硫化メチル	0.009 ~0.1 ppm	0.009 ppm	メチルイソブチルケトン	1 ~6 ppm	1 ppm
トリメチルアミン	0.005 ~0.07 ppm	0.005 ppm	イソブタノール	0.9 ~20 ppm	0.9 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ~0.5 ppm	0.05 ppm	プロピオンアルデヒド	0.05 ~ 0.5 ppm	0.05 ppm
スチレン	0.4 ~2 ppm	0.4 ppm	ノルマルブチルアルデヒド	0.009~ 0.08 ppm	0.009 ppm
プロピオン酸	0.03 ~0.2 ppm	0.03 ppm	イソブチルアルデヒド	0.02 ~ 0.2 ppm	0.02 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ~0.006 ppm	0.001 ppm	ノルマルバレルアルデヒド	0.009~ 0.05 ppm	0.009 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009~0.004 ppm	0.0009 ppm	イソバニラルアルデヒド	0.003~ 0.01 ppm	0.003 ppm

※ ノルマル吉草酸（ノルマルキソサン）

（式-1）

$$q = 0.108 \times H e^2 C m$$

q : 流量（単位 $N m^3 / 時間$ ）

H e : 補正された排出口の高さ（単位m）

C m : 悪臭物質の種類及び地域規制ごとに定められた許容限度（単位 ppm）

$$He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.301 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

He : 補正された排出口の高さ (単位m)

Ho : 排出口の実高さ (単位m)

Q : 温度15°Cにおける排出ガス流量 (単位m³/秒)

V : 排出ガスの排出速度 (単位m/秒)

T : 排出ガス温度 (単位 絶対温度)

② 神奈川県生活環境の保全等に関する条例による規制基準

生活環境の保全等に関する条例では、工場等から排出する悪臭を規制する基準（表-2）を定めており、現在は、これらの構造及び設備基準に基づき指導を実施し、悪臭の防止及び苦情の処理を行っている。

悪臭に関する規制基準

(表-2)

- 事業所において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。
- 1 事業所等は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
 - 2 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように、吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。
 - 3 悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りではない。
 - 4 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
 - 5 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに建物内に保管すること。

※ 県生活環境の保全等に関する条例では、悪臭物質濃度の許容限度は定めていない

(3) 指導基準

神奈川県では、悪臭防止対策に関する指導要綱を昭和57年12月10日付けで制定し、より一層の悪臭防止対策の推進を図っている。この要綱は昭和58年4月1日から施行されており、指導基準値は、次のようになっている。

○ 敷地境界線の地表における指導基準値

市街化区域	臭気濃度10以下
市街化調整区域	臭気濃度30以下

○ 煙突その他の気体排出口における指導基準値

市街化区域	臭気濃度1,000以下
市街化調整区域	臭気濃度1,800以下

ただし、排出口の高さが25m未満であって、当該出口から排出される排出ガス量が200Nm³/分以上の場合には次のような。)

市街化区域	臭気濃度 600以下
市街化調整区域	臭気濃度1,000以下

(注)

- 1 指導基準値は、官能試験法による測定値として定めるもので、その方法は三点比較臭袋法による。
- 2 市街化調整区域のうち、農業振興地域に指定された区域は、適用除外となる。

(4) 悪臭物質と主要発生源

(表-3)

悪臭物質	におい	主要発生源
アンモニア	し尿のようにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐ったタマネギのようにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	腐った卵のようにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	腐ったキャベツのようにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のようにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
スチレン	都市ガスのようにおい	化学工場、FRP製品製造工場等
プロピオン酸	刺激的なすっぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でんぶん工場等
ノルマル吉草産	むれたくつ下のにおい	畜産事業場、化製場、でんぶん工場等
イソ吉草酸	むれたくつ下のにおい	畜産事業場、化製場、でんぶん工場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン	ガソリンのようにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
キシレン	ガソリンのようにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等

7 土壤汚染

(1) 概要

カドミウム等の物質が農用地の土壤に含まれることによって、人の健康を害する農畜産物が生産され、また農作物の生育を阻害する新しい形の公害が発生したことにより、昭和42年に制定された公害対策基本法の典型七公害の一つに土壤汚染が加えられ、昭和45年度に「農用地の土壤汚染防止等に関する法律」が制定された。

この法律の内容としては、都道府県知事の責務として次の五項目の措置を取ることが定められている。

- 1 農用地土壤汚染対策地域の指定
- 2 農用地土壤汚染対策計画の策定
- 3 農用地土壤汚染対策地域内における水質汚濁防止法及び、大気汚染防止法の一般基準よりも厳しい基準の設定等
- 4 汚染された農用地内の作付け及び、汚染された農作物等の利用の規制
- 5 管内の農用地の土壤汚染に関する調査の実施及び結果の公表

その後、平成3年8月に土壤の汚染に係る環境基準が定められ、続いて近年に至り焼却炉等から発生するダイオキシン類の農作物への付着や土壤への蓄積が問題化し、ダイオキシン類の土壤汚染の暫定的なガイドライン値が定められた。

当市において10年度は、県が市内旭町及び戸室において土壤調査を実施し、表-2に示すように暫定的なガイドライン値を下回る結果であった。

(2) 環境基準

平成3年8月に土壤の汚染に係る環境基準が定められ、表-1に示すように現在25種類の化学物質について土壤中の濃度が定められている。

土壤汚染に係る環境基準

表-1

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1リットルにつき0.01mg以下であり、かつ農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1リットルにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1リットルにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1リットルにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1リットルにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02mg以下であること。

項目	環境上の条件
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液1リットルにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1リットルにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1リットルにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1リットルにつき0.01mg以下であること。

(3) 市内における土壤中のダイオキシン濃度調査結果（平成10年11月採取）

表-2

単位: Pg-TEQ/g-dry

調査地点	旭町	戸室	暫定的ガイドライン値
測定値	6.2	0.31	1000

【資料編】

◎公害関係用語の解説

アジェンダ 21

「環境と開発に関するリオ宣言」で定められた諸原則を実行するための21世紀に向けての行動計画。

アルキル水銀

有害水銀の一つである。特にこの中に含まれているメチル・エチル水銀が規制の対象になる。人体に蓄積されると神経系統が冒される。

硫黄酸化物 (SO_x)

二酸化硫黄 (SO₂)、三酸化硫黄 (SO₃、無水硫酸) 等の総称。石炭、石油等の燃焼により発生し、二酸化イオウは刺激性が強く、のど、鼻、目等を刺激し、植物にも被害を及ぼす。

一酸化炭素 (CO)

燃料が不完全燃焼した場合等に発生し、体内に吸収されると体のすみずみまで酸素を送る働きを持つ血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の補給を阻害し中枢神経障害を起こす。

SS (Suspended Solids)

浮遊物質といい、水中に浮遊している不溶性の物質のことである。有機性のものと無機性のものがある。有機性のものはヘドロの原因となり、川底にたい積して河川の自然浄化作用を低下させる。通常25 ppmで魚類に影響を与えるといわれる。

NGO (Non-Governmental Organization)

政府と違い地球市民の立場から、主に国際的な活動を行う非営利の民間団体のこと。また、国内のある地域で、その地域社会に根ざした活動を行う非営利団体をCBO (Community Based Organization) という。

オゾン層 (破壊)

地球を取り巻く厚さ約20kmのオゾンを多く含む層で、生物に有害な紫外線を吸収する。最近ではフロンガス等の影響によりオゾン層が減少している。オゾン層が破壊されると地上に達する有害な紫外線が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念される。

カドミウム (Cd)

メッキ、カラー現像工場から一般に排出され、体内に摂取されると肝臓の機能障害が現れ、次いで体内のカルシウム不均衡による骨軟化症を起こす。イタイイタイ病の原因でもあり、魚0.02 ppm、人0.04 ppmで影響するといわれている。

環境影響評価 (環境アセスメント)

開発行為の実施に先立ち、計画段階から環境に及ぼす影響の程度と範囲及び防止対策等について事前に調査し、予測、評価を行うこと。

環境基準

人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をい

う。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壤の汚染に定められている。

○大気

二酸化硫黄 (SO_2) 、二酸化窒素 (NO_2) 等の5項目に定められている。

○ 水 質

- ・ 人の健康の保護に関する基準（健康項目）
カドミウム、シアン、鉛等の23項目に定められている。
- ・ 生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）
河川、湖沼、海域の各公共用水域別に、水素イオン濃度、化学的酸素要求量（COD）等の7項目に定められている。

○ 騒 音

- ・ 一般騒音（道路騒音を含む。）
- ・ 新幹線鉄道騒音
- ・ 航空機騒音

○ 土 壤

カドミウム、シアン、六価クロム等の25項目に定められている。

環境への負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と定義されている。

逆転層

大気は地上から上空へ行くほど気温が下がるのが普通で、対流圏では約6.5 °C/kmの割合で気温が下がっている。しかし、種々の原因で上空へ行くほど気温が高くなっていることがあり、この気温が逆転している空間を逆転層という。

クロム (Cr)

クロムは二価、三価、六価の化合物をつくるが、六価クロムは、有害であり、大量のクロムを摂取すると、嘔吐、尿閉、ショックけいれん、尿毒症状等を起こし死に至る。致死量は5gであるが飲料としては0.1ppmを超えると嘔吐などの症状がみられる。

公害

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、騒音、振動、悪臭、地盤の沈下及び土壤の汚染によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。これらを総称して典型7公害という。

公害防止計画

公害が現に著しいか、著しくなる恐れのある地域について、公害対策を総合的に講じるために内閣総理大臣の指示により、都道府県知事が策定し、内閣総理大臣が承認する地域計画のこと。

光化学オキシダント

空気中の窒素酸化物や炭化水素等が紫外線によって光化学反応を起こして生成されるオゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の酸化性物質の総

称。

降下ばいじん

大気中の粒子状物質のうち粒径の大きいものをいい、自重や雨などにより地上に降下したもの総称。

酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物、窒素酸化物などが空気中の水分あるいは雨と作用し、雨水が酸性化されたもの。清浄な雨水は、大気中の炭酸ガスにより pH 5.6 程度の弱酸性で、それ以下を酸性雨という。

シアン (CN^-)

電気メッキ工場等で使用される。青酸カリ等で知られる化合物をつくり、極めて強い毒性を示し人体への影響は直接的で数分で死亡することもある。魚 0.1 ppm 人は飲料として 2 ppm で影響するといわれている。致死量 60~120 mg。

COD (Chemical Oxygen Demand)

化学的酸素要求量といい、水中の有機物を酸化剤で酸化する際に消費される酸素の量を表す。数値が高いほど有機物等の汚染物質が多いことを意味する。

重金属

比重 4.0 以上の金属をいう。水銀、カドミウム、銅、鉛など生体に入ると微量でも有害なものが多い。

振動レベル

振動加速度レベルに振動感覚の周波数特性に基づく補正を加えたものでデシベル (dB) で表される。

生物の多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定している。

騒音レベル

騒音計による測定値をいう。周波数特性により A 特性と C 特性がある。騒音の大きさとして、聴覚にもっともよく対応するといわれる A 特性が用いられ、dB (A) で表される。また、「ホン」は日本だけで使用される単位である。

ダイオキシン類

ダイオキシン類は、人が意図的に生成するものではなく、塩素の入ったものを焼却する過程や、過去には塩素系農薬を作る際に不純物として生成されたりした。

化学的には、ダイオキシンとはポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベゾフラン (PCDF) の総称で、ベンゼン環の水素に置き換わる塩素の数と位置によってそれぞれ 75 種類と 135 種類の異性体がある。最近では、これらに加えて、PCB の中でダイオキシン並みの毒性があるコプラナー PCB も含めてダイオキシン類という。

この中で最も強い毒性を持つのが 2, 3, 7, 8-四塩化ダイオキシンで、ダイオキシン類による毒性を表すときは、この 2, 3, 7, 8-四塩化ダイオキシンを一とし、ほかの異性体の相対的な毒性をそれぞれ毒性等価係数 (TEF) で表わした上で、それぞれの異性体の量に TEF を掛けて毒性等価量 (TEQ) として表示する。

大腸菌群数

大腸菌又は、これとよく似た性質を持った菌の総称。これが検出されるということは、その水が人畜の糞尿で汚染されていることを意味し、同時に消化器系の病原菌等によって汚染されている可能性を表している。

炭化水素 (H C)

炭素と水素から成り立っている化合物の総称で鎖状炭化水素等がある。

地球温暖化

地上の気温は太陽から送られてくる熱と、地球から出ていく熱の調和によって、一定の温度が保たれているが、大気中に二酸化炭素等の熱を逃がしにくい温室効果ガスが増加して、地上の気温が上昇することをいう。

窒素酸化物 (N O x)

一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO₂) 等の総称。石炭、石油等の燃焼により発生し、これ自体が呼吸器を冒すばかりでなく、光化学オキシダントを生成して光化学スモッグの原因ともなる。

T E Q (ティー・イー・キュー)

ダイオキシンの毒性は、もっとも強い2, 3, 7, 8-四塩化ベンゾパラジチジオキシンの強さに換算（毒性等量）して示すこととされ、そのことを表示するための記号として使用される。

中央値 (L 5 0)

交通騒音のように時間的変動が激しく、その変動幅も大きいため、ある一定の時間ごとに瞬間値を読み取り、十分な数の読み取り値をもってその時刻のデータとする。このデータを大きい順に並べて50%の値を中央値という。

D O (D i s s o l v e d O x y g e n)

溶存酸素量といい、水中に溶けこんでいる酸素の量を表す。水中では汚染度が高くなると消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素量は少なくなり、きれいな水ほど酸素が多く含まれていることを示す。魚は5 ppmで生活環境が脅かされ、3 ppmでは生息することができなくなる。

低周波空気振動

人が聞くことのできる音の周波数は普通20～20000 Hz（ヘルツ）であり、それ以下の音波をいう。公害では、可聴音域を含む50 Hz以下を対象としている。窓ガラスを振動させたり、頭痛、吐き気などの生理的影響も出る。発生源としては、トンネル、高速道路橋、工場のほか、地震・雷などの自然現象もある。

特定フロン

特にオゾン層の破壊力が強いフロン11、12、113、114、115の5種類をいい、国際的な規制の対象となっている。

N m³/h (ノルマル立方メートル毎時)

温度が0℃で圧力が1気圧の状態に換算した時間当たりの気体（ガス）の排出量を表す単位。

ばいじん

燃料等の燃焼や電気炉の使用に伴い発生するスス等の固体粒子の総称。

pH (ピーエッチ)

水中の水素イオン濃度をいいpHが7で中性、これよりも数値が低くなれば酸性、高くなればアルカリ性である。淡水魚はpH6.5~8.5が生存範囲で、胃液は通常pH2の強酸である。

BOD (Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量といい、水の汚れの程度を示す。バクテリアが一定時間内(普通5日間)に水中の有機物を酸化・分解させて浄化するのに消費される酸素の量を表し、数値が高いほど水中の汚染物質の量が多いことを意味する。コイは5ppm、アユは3ppmで生息を阻害される。

PCB

DDTやBHCと同じ有機塩素系物質。アメリカで開発されたが、熱、化学分解、生物分解に対し安定した物質のため、需要が高まり、トランスやコンデンサーなどの電気製品の絶縁体やペンキ、インク、プラスチック加工用とあらゆる分野に使われていたが、原則として使用が禁止された。人体に蓄積され、毒性が強く、皮膚の黒色化、肝臓障害などを起こす。

ヒートアイランド現象

都市化の進展による土地の改变や緑地の減少、エネルギー消費の増大等によって都心部の気温が上昇する現象をいう。

ppm (parts per million)

微妙な物質の濃度や含有率を表すのに用いられ、100万分の1を意味する。

水の場合…水1L中に1mgの物質が存在する。

大気の場合…空気中1m³の中に1cm³の気体が存在する。

ヒ素

金属光沢のもろい結晶で水に不溶であるが、硝酸、熱硫酸には酸化された亜ヒ酸又はヒ酸となって溶ける。常温では安定であるが、熱すると多くの金属と反応してヒ化物を生ずる。体内に入ると排出されにくく、少量ずつ長期にわたって摂取すると手や足に知覚障害などの慢性中毒を起こす。致死量は120mg。

富栄養化

閉鎖性水域などにおいて、植物プランクトン等が生息する上で必要となる栄養塩類(窒素、リン等)濃度が増加する現象をいう。湖沼における水の華や海域における赤潮の引き金となる。

浮遊粒子状物質(SPM)

空気中に浮遊する粉じんやばいじんの内粒径が10ミクロン(1/100mm)以下の粒子をいう。Suspended Particulate Matterの略。

フロン

炭化水素に塩素、フッ素が結合した化合物の総称。冷蔵庫やクーラーの冷媒、スプレーの噴射剤、半導体の洗浄剤として広く使用されている。分解しにくいために成層圏まで達してオゾン層を破壊する。

粉じん

空気又はガス等に含まれている固体粒子をいい、物の破碎、選別等の機械的処理

理や、たい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

有機塩素系化学物質

地下水汚染として問題となっているトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン等をいう。3物質とも無色透明で揮発性及び不燃性の液体であり、油や脂肪などの汚れを溶かす性質があるため金属部品の洗浄やドライクリーニングなどに使用されている。